

富山県障害者計画（第4次）
（案）

平成 3 1 年 3 月
富 山 県

目 次

第1編 計画の基本的な考え方	1
第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の性格・位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 計画策定の背景	4
1 障害者の現状	4
2 障害のある人を取り巻く現状と課題	10
第3章 基本的な考え方	12
1 基本理念	12
2 障害者の概念	12
3 基本的視点	12
4 施策の体系	13
第2編 計画の内容	14
I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備	14
1 障害及び障害のある人に対する理解の促進	14
(1) 啓発・広報活動の推進	15
(2) 福祉教育の推進	15
(3) 地域における交流の促進と県民の参加	16
(4) ボランティア活動の推進	18
2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	19
(1) 障害を理由とする差別の解消	19
(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止	20
3 コミュニケーション支援体制の確立	23
(1) 情報バリアフリー化の推進	23
(2) 情報提供の充実	23
(3) コミュニケーション支援の充実	24
4 住みよい生活環境の整備	26
(1) 暮らしやすい住まいの整備	26
(2) 人にやさしいまちづくりの整備	26
(3) 利用しやすい交通、移動手段の整備	27
(4) ユニバーサルデザインの普及	28

5	安心して暮らせるまちづくりの推進	29
(1)	交通安全対策の充実	29
(2)	防災対策の推進	29
(3)	防犯対策の推進	30
(4)	消費者トラブルの防止	30
II	個々のニーズに応じた福祉サービスの充実	31
1	相談支援体制の整備	31
(1)	自己決定の尊重及び意思決定の支援	31
(2)	地域における相談支援体制の充実	31
(3)	専門的な相談支援体制の充実	33
2	地域生活を支援するサービスの充実	34
(1)	在宅サービス等の充実	35
(2)	障害特性等への対応	39
3	障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用	42
(1)	施設整備の基本的な考え方	42
(2)	施設機能の充実と地域生活支援への活用	42
4	質の高いサービスの提供	43
(1)	サービスの質の向上	43
(2)	福祉を支える人材の育成・確保・ <u>定着</u>	43
III	質の高い保健・医療体制の充実	47
1	保健・医療施策の充実	47
(1)	障害の原因となる疾病の予防・早期発見	47
(2)	保健・医療体制の充実	48
(3)	リハビリテーション提供体制の充実	49
(4)	精神保健・医療施策の推進	52
(5)	保健・医療を支える人材の育成・確保	53
IV	個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実	54
1	障害のある子どもの教育・育成の充実	54
(1)	インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進	54
(2)	一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進	55
(3)	地域療育体制の整備	56
2	雇用・就労の促進	58
(1)	障害のある人の雇用促進、就労支援	58

(2) 福祉的就労の充実	61
3 社会参加活動の推進	62
(1) スポーツ活動の振興	62
(2) 文化芸術活動等の振興	63
(3) 社会参加促進事業等の推進	63
第3編 計画の推進体制	64
1 障害保健福祉圏域	64
2 施策の推進体制	65
(1) 県民の役割	65
(2) 福祉サービス事業者、各種団体、企業の役割	65
(3) 行政の役割	65
3 計画の進行管理	66
(別表1) 計画に関する指標と数値目標	67
(別表2) 富山県障害者計画の施策体系	69
(参考資料)	70
1 策定経緯	71
2 富山県障害者施策推進協議会条例	72
3 富山県障害者施策推進協議会委員名簿	73
4 関係条例	74
障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	
富山県手話言語条例	
5 用語集	80

第1編 計画策定の基本的な考え方

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の趣旨

○現行の障害者計画（H26～H30）においては、基本理念である「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる『共生社会』の実現」を目指し、各種施策に取り組んできたところである。

○県内の障害者の総数（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の総数）は横ばい（微減）の状況にあり、また、各障害別にみると4ページ以降に記載のとおりとなっている。近年、高齢化や障害の重度化、発達障害や難病が障害福祉施策の対象に加えられるなど、障害が多様化している。

○また、国においては、障害者権利条約の締結・批准や、「障害者差別解消法」の施行、富山県においても「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が施行されたところである。

○こうしたことから、現行計画における成果と課題、障害者の現状、国の障害者施策に加え、平成30年3月に策定された新総合計画「元気とやま創造計画」、同年4月に改定された「富山県民福祉基本計画（第2次改定版）」なども踏まえ、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、平成31年度からの新しい計画を策定する。

<参考>障害者施策の動向（前計画期間以降の主な法律の制定や改正等の状況）

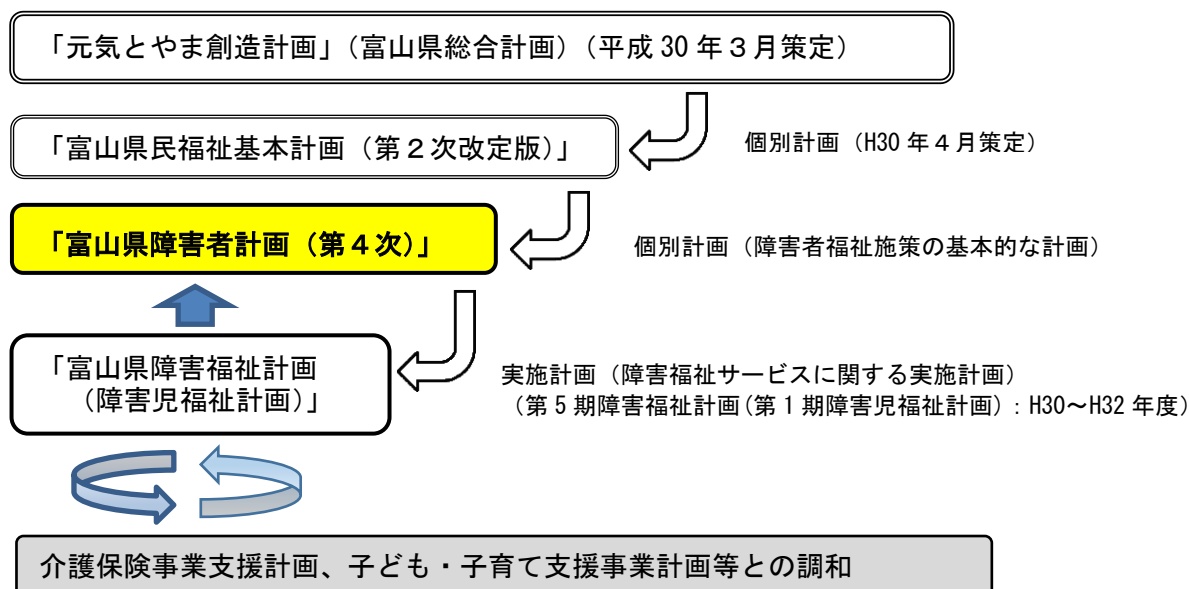
平成24年6月 (2012年)	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立（平成25年施行、一部平成26年4月施行） ・「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ法律名変更 ・障害者の範囲に「難病等」を追加 ・「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める 等
	「国による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律」成立（平成25年4月施行） ・障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成及び実績の公表（国、地方公共団体等） 等
平成25年6月 (2013年)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立（平成28年4月施行） ・差別を解消するための措置（差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止） ・差別を解消するための支援措置（相談・紛争解決の体制整備、普及・啓発活動の実施など）
	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立 ・雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務（平成28年4月施行） ・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加（平成30年4月施行） 等
	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」成立（平成26年4月施行、一部平成28年4月施行） ・保護者制度の廃止 ・医療保護入院における入院手続き等の見直し 等

平成26年1月 (2014年)	「障害者の権利に関する条約」批准
平成26年5月 (2014年)	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立(平成27年1月施行) ・難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的推進のための基本的な方針を策定
平成26年12月 (2014年)	「障害のある人の人権を尊重し県民皆がいきいきと輝く富山県づくり条例」の成立(平成28年4月施行) ・障害を理由とする差別に関する相談体制や紛争解決体制の整備 ・富山県障害者差別解消ガイドラインの策定
平成28年5月 (2016年)	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の成立(平成28年8月施行) ・個別支援計画の作成や就労定着に向けた支援など教育・就労の取組みの充実等 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の改正(一部を除き平成30年4月施行) ・新たなサービスの創設(自立生活援助、就労定着支援等)等
平成30年3月 (2018年)	「障害者基本計画(第4次)」閣議決定
	富山県総合計画「元気とやま創造計画」の策定
	富山県第5期障害福祉計画(第1期障害児福祉計画)の策定
	「富山県手話言語条例」の成立(平成30年4月施行)

2 計画の性格・位置付け

- (1) 障害者基本法に基づく富山県の障害者計画として、本県の障害者施策の基本的方向や達成すべきサービスの目標等を示した総合的な計画です。
- (2) 市町村が障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画です。
- (3) 障害のある人を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画です。
- (4) 「富山県総合計画(元気とやま創造計画)」(平成30年3月策定)、富山県民福祉条例に基づいて制定された「富山県民福祉基本計画(第2次改定版)」(平成30年4月改定)の個別計画となるものです。

〈計画の位置付け〉



3 計画の期間

この計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とし、数値目標については、2023年度の目標値を設定します。

なお、制度改正等社会状況の変化がある場合は、必要に応じて計画の内容の見直しを行います。

	(年度)															2019	2020	2021	2022	2023
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30					
障害者基本法に基づく 障害者基本計画	富山県障害者計画(新とやま障害者自立共生プラン) (H16年度～H25年度)										富山県障害者計画(第3次) (H26年度～H30年度)					富山県障害者計画(第4次) (2019年度～2023年度)				
障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービス等の計画			富山県第1期 障害福祉計画		富山県第2期 障害福祉計画		富山県第3期 障害福祉計画			富山県第4期 障害福祉計画			富山県第5期 障害福祉計画							
児童福祉法に基づく 障害児通所支援等の計画																第1期 障害児福祉計画				

第2章 計画策定の背景

1 障害者の現状

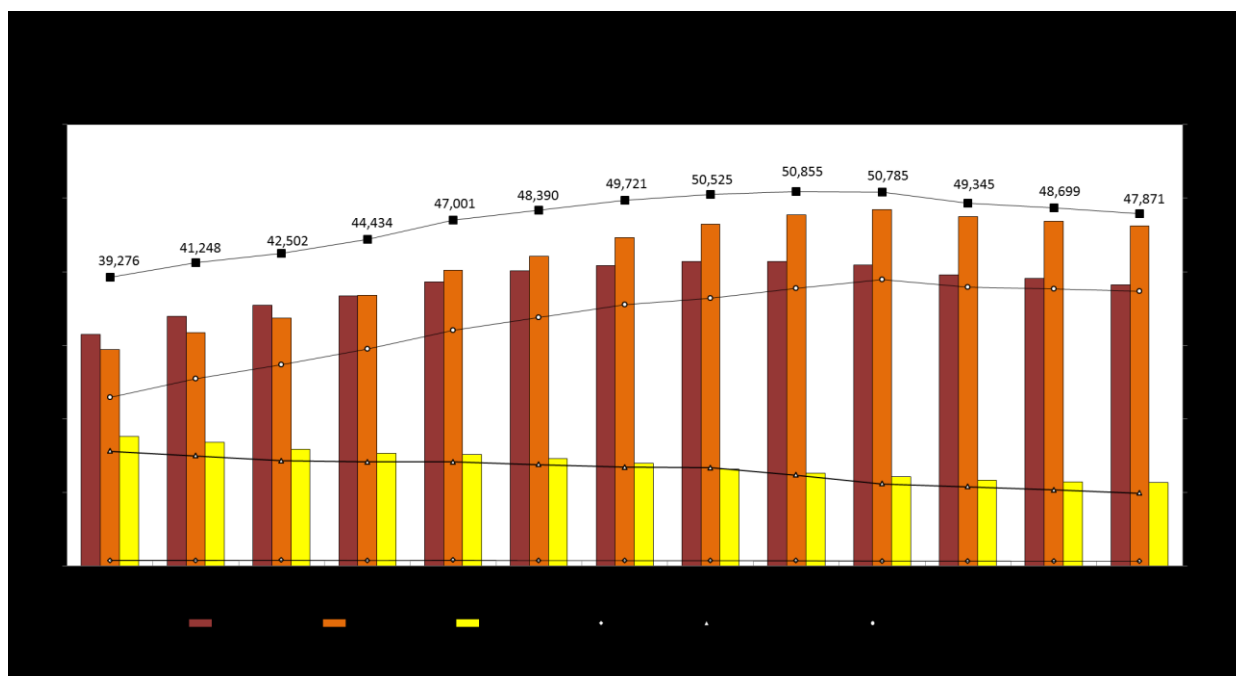
(1) 身体障害者

身体障害者手帳を所持している人は、平成30年3月31日現在、47,871人となっています。

平成8年度から増加の一途を辿り、平成25年度にピークを迎えましたが、平成26年度からは減少に転じています。

障害の程度別では、重度、中度、軽度の人のおける割合が、平成8年度にはそれぞれ40.0%、37.5%、22.5%であったのに対し、平成29年度には39.9%、48.3%、11.8%となっており、軽度の割合が減少し、中度の割合が増加しています。

また、年齢階層別では、65歳以上の人のおける割合が、平成8年度には58.3%であったのに対し、平成29年度には78.0%に増加しており、高齢化が進んでいます。



身体障害者手帳所持者数の推移

	区分	平成8年度	10年度	12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	24年度	26年度	27年度	28年度	29年度
程度別	重度(1・2級)	15,734	16,978	17,736	18,376	19,318	20,041	20,419	20,704	20,691	20,458	19,773	19,533	19,117
	中度(3・4級)	14,719	15,848	16,839	18,393	20,102	21,060	22,326	23,210	23,861	24,234	23,732	23,426	23,123
	軽度(5・6級)	8,823	8,422	7,927	7,665	7,581	7,289	6,976	6,611	6,303	6,093	5,840	5,740	5,681
年齢別	18歳未満	750	784	800	781	800	764	752	745	716	695	664	647	638
	18歳以上65歳未満	15,618	14,985	14,318	14,163	14,170	13,812	13,451	13,365	12,377	11,175	10,784	10,368	9,916
	65歳以上	22,908	25,479	27,384	29,490	32,031	33,814	35,518	36,415	37,762	38,915	37,897	37,684	37,317
	計	39,276	41,248	42,502	44,434	47,001	48,390	49,721	50,525	50,855	50,785	49,345	48,699	47,871

(単位:人)

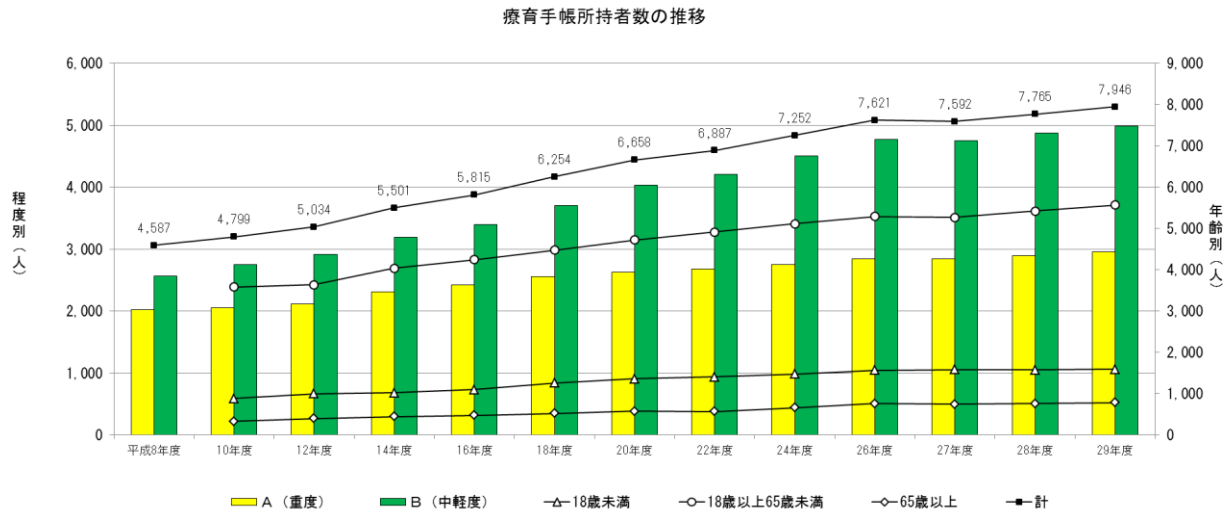
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	890	706	172	214	382	245	2,609
聴覚障害	250	917	540	853	8	1,844	4,412
平衡機能障害	1	7	33	0	22	0	63
音声・言語・そしゃく機能障害	13	15	224	223	0	0	475
肢体不自由	4,107	4,776	5,112	6,997	2,026	1,104	24,122
内部障害	7,138	297	5,155	3,600	0	0	16,190
計	12,399	6,718	11,236	11,887	2,438	3,193	47,871

(2) 知的障害者

療育手帳を所持している人は、平成30年3月31日現在、7,946人となっており、平成8年度からの21年間で、3,359人(73.2%)増加しています。

障害の程度別では、重度、中軽度の人の占める割合が、平成8年度にはそれぞれ44.0%、56.0%であったのに対し、平成29年度には37.3%、62.7%となっており、近年では中軽度の割合が大きくなっています。

また、年齢階層別では、65歳以上の人の占める割合は9.9%となっており、平成10年度の6.9%からは増加しているものの、身体障害者と比較すると、その割合は大きくありません。



療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

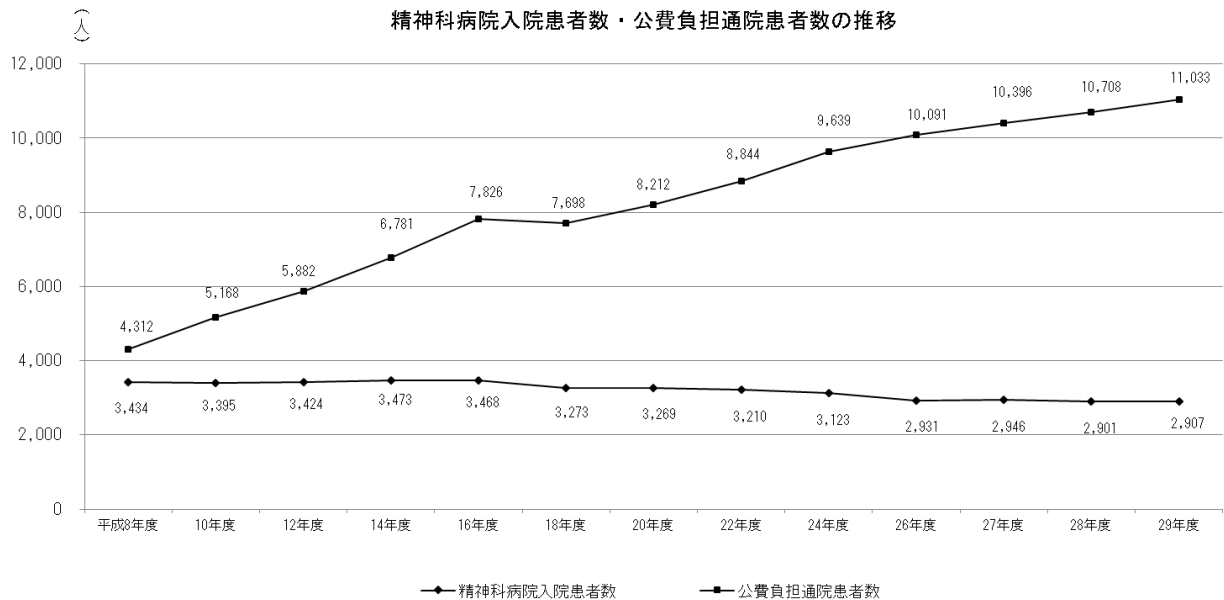
区分	平成8年度	10年度	12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	24年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
程度別	A(重度)	2,017	2,054	2,115	2,306	2,423	2,550	2,625	2,680	2,749	2,847	2,841	2,892	2,960
	B(中軽度)	2,570	2,745	2,919	3,195	3,392	3,704	4,033	4,207	4,503	4,774	4,751	4,873	4,986
年齢別	18歳未満		883	999	1,024	1,095	1,258	1,359	1,405	1,478	1,569	1,581	1,577	1,594
	18歳以上65歳未満		3,584	3,639	4,033	4,244	4,476	4,720	4,912	5,111	5,292	5,268	5,424	5,566
	65歳以上		332	396	444	476	520	579	570	663	760	743	764	786
計	4,587	4,799	5,034	5,501	5,815	6,254	6,658	6,887	7,252	7,621	7,592	7,765	7,946	

(各年度3月31日現在)

(3) 精神障害者

精神障害者については、医療機関の利用状況からみると、平成29年6月30日現在、入院患者数が2,907人、医療費を公費で負担している通院患者数が11,033人となっています。

入院患者数は、平成8年度の3,434人から平成29年度の2,907人と減少しているのに対し、公費負担通院患者数は平成8年度の4,312人から平成29年度の11,033人と大きく増加しています。



精神科病院入院患者数・公費負担通院患者数の推移

(単位:人)

区分	平成8年度	10年度	12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	24年度	26年度	27年度	28年度	29年度
精神科病院入院患者数	3,434	3,395	3,424	3,473	3,468	3,273	3,269	3,210	3,123	2,931	2,946	2,901	2,907
公費負担通院患者数	4,312	5,168	5,882	6,781	7,826	7,698	8,212	8,844	9,639	10,091	10,396	10,708	11,033

(各年度6月30日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成8年度	10年度	12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	24年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 級	213	281	294	335	400	397	366	394	434	457	469	473	483
2 級	307	463	736	999	1,302	1,645	2,163	2,717	3,215	3,635	3,889	3,995	4,172
3 級	125	186	225	317	451	519	573	672	879	1,200	1,307	1,440	1,631
計	645	930	1,255	1,651	2,153	2,561	3,102	3,783	4,528	5,292	5,665	5,908	6,286

(各年度3月31日現在)

(4) 発達障害

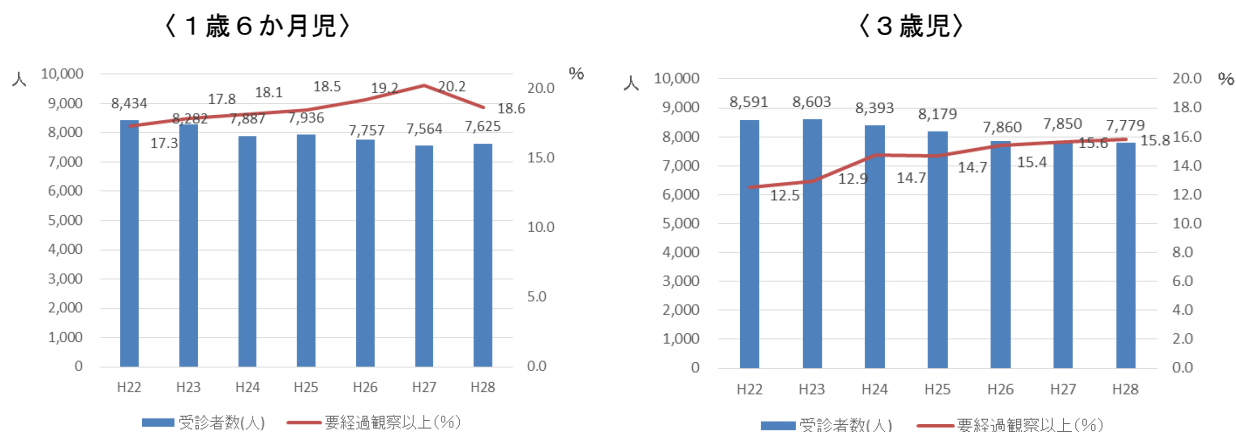
発達障害児(者)数については、知的障害や精神障害の手帳を所持している人もいますが、発達障害であることに着目して手帳の対象となっているわけではないため、その正確な人数は把握できていません。

文部科学省が平成24年度に報告した調査結果(「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」)によると、全国の公立小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、約6.5%程度であるとされています。

本県において、平成28年度に市町村が実施した健診を受診したうち、精神面において言語や行動等の点で発達の経過を見る必要があるなどとされた幼児は、1歳6か月児健診では総受診者数の約18.6%、3歳児健診では同じく約15.8%となっています。

また、発達障害者等に対し相談等の支援を行う発達障害者支援センターを設置しており、平成29年度の実支援人数は582人、延相談件数は2,680件となっています。

1歳6か月児及び3歳児健診における精神面要観察児等の推移（「母子保健の現況」（富山県）



※「要経過観察」等の結果の内訳は、気になる項目（生活習慣、運動、行動、言語、社会性等）であり、また、発達には個人差があることから、「要経過観察」の幼児が直ちに発達障害児とされるものではない。

富山県発達障害者支援センターにおける相談件数の推移（各年度3月31日現在）

事業内容	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数
就労支援	53	857	55	1,024	62	909	45	425	47	419	48	1,016
相談支援	702	3,216	728	3,742	1,165	5,521	1,049	5,500	1,059	5,457	1,246	5,860
発達支援	292	232	296	170	259	247	165	255	166	191	200	224
計	1,047	4,305	1,079	4,936	1,486	6,677	1,259	6,180	1,272	6,067	1,494	7,100

事業内容	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数
相談支援・発達支援	40	224	72	306	49	164	55	228	54	177
相談支援・就労支援	1,114	5,885	951	5,744	815	4,695	578	2,799	528	2,503
計	1,154	6,109	1,023	6,050	864	4,859	633	3,027	582	2,680

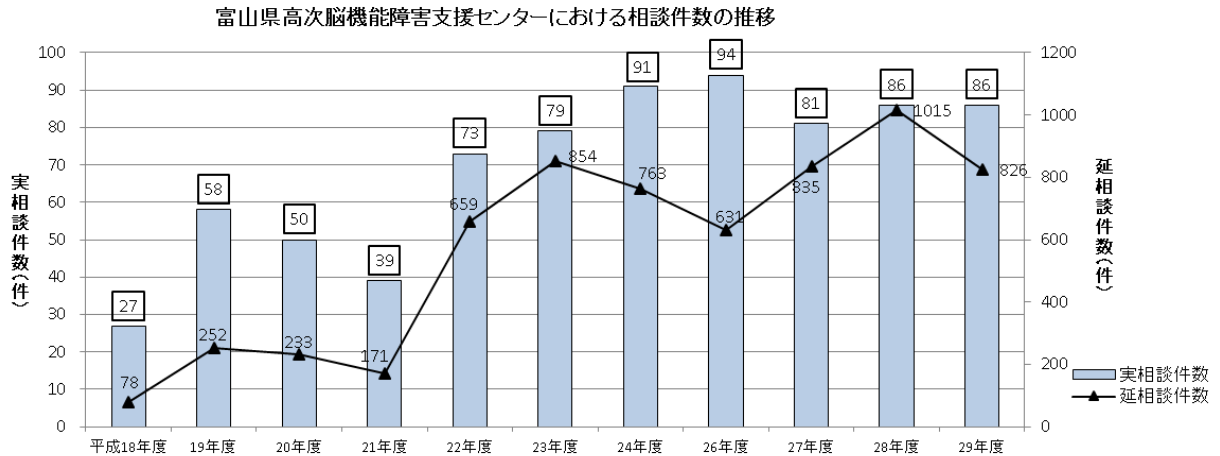
※H25年度より厚生労働省への実施状況報告の内容等が変更されたことから、「①相談支援・発達支援」「②相談支援・就労支援」（就労支援に重点を置いた支援が行われたケース）の2区分により集計している。

※H25年度以降、同センターは「直接支援」（本人や家族への直接支援）ではなく「間接支援」（地域の支援機関等への支援）をより重視する方針に転換しており、結果として、実支援人数、延相談件数のいずれも減少に転じている。

(5) 高次脳機能障害

高次脳機能障害は、交通事故や病気等で脳に障害を受けたことが原因で、注意力や記憶が低下したり、感情のコントロールが難しくなるなどの症状が現れる障害ですが、症状の内容や程度も多様であることから、正確な障害者数の把握はできていません。

本県では、障害当事者やその家族に対する専門的な支援等を目的として、富山県高次脳機能障害支援センターを設置しています。平成29年度の実相談件数は86件であり、延相談件数は826件となっています。



富山県高次脳機能障害支援センターにおける相談件数の推移

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実相談件数	27	58	50	39	73	79	91	94	81	86	86
延相談件数	78	252	233	171	659	854	763	631	835	1015	826

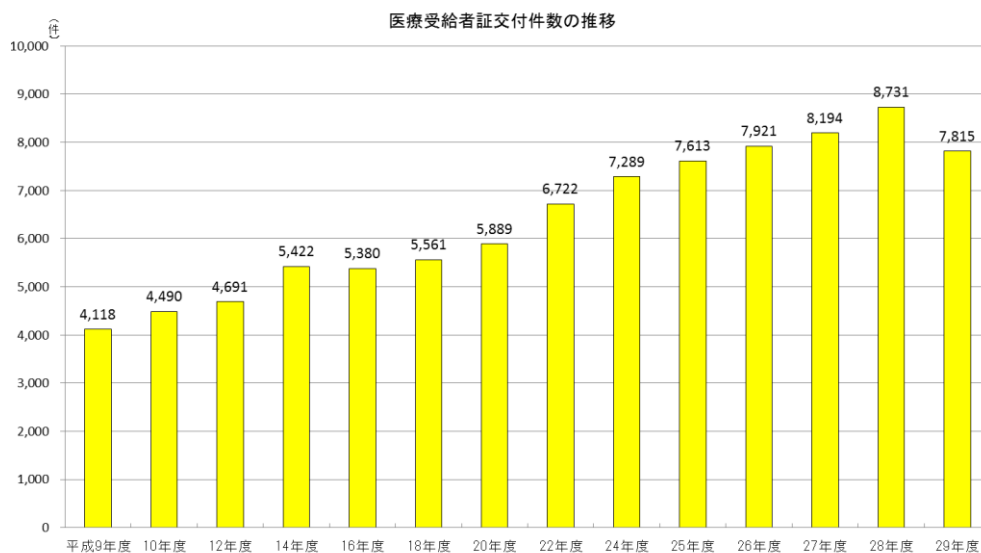
※なお、平成18年度は平成19年1月から3月までの3ヶ月間の実績

(各年度3月31日現在)

(6) 難病

平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されました。

この法律において、「難病」とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの」と定義されています。このうち、患者数が一定数を超えず、かつ、客観的な診断基準が確立しているものは指定難病として定められており、その患者に対し、特定医療費の公費助成を行っています。平成29年度の特定医療費（指定難病）受給者証の交付件数は、7,815件となっています。



富山県の特定医療費(指定難病)支給認定件数(指定難病疾病別)

(平成30年3月31日時点)

疾病番号	病名	認定件数	疾病番号	病名	認定件数
1	球脊髄性筋萎縮症	21	78	下垂体前葉機能低下症	126
2	筋萎縮性側索硬化症	89	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1
3	脊髄性筋萎縮症	4	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	6
5	進行性核上性麻痺	130	82	先天性副腎低形成症	3
6	パーキンソン病	1,162	84	サルコイドーシス	145
7	大脳皮質基底核変性症	45	85	特発性間質性肺炎	85
8	ハンチントン病	12	86	肺動脈性肺高血圧症	37
10	シャルコー・マリー・トウス病	3	88	慢性血栓栓性肺高血圧症	39
11	重症筋無力症	198	89	リンパ管筋腫症	9
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	167	90	網膜色素変性症	194
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多異性運動ニューロパチー	37	92	特発性門脈圧亢進症	5
15	封入体筋炎	9	93	原発性胆汁性胆管炎	219
16	クローウ・深瀬症候群	1	94	原発性硬化性胆管炎	5
17	多系統萎縮症	135	95	自己免疫性肝炎	25
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	296	96	クローン病	379
19	ライゾーム病	4	97	潰瘍性大腸炎	936
20	副腎白質ジストロフィー	2	98	好酸球性消化管疾患	6
21	ミトコンドリア病	15	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	2
22	もやもや病	129	107	全身型若年性特発性関節炎	2
23	プリオン病	6	111	先天性ミオパチー	2
26	HTLV-1関連脊髄症	4	113	筋ジストロフィー	17
27	特発性基底核石灰化症	2	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1
28	全身性アミロイドーシス	29	127	前頭側頭葉変性症	3
30	遠位型ミオパチー	2	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	1
34	神経線維腫症	26	131	アレキサンダー病	1
35	天疱瘡	25	158	結節性硬化症	5
36	表皮水疱症	6	159	色素性乾皮症	1
37	膿疱性乾癬(汎発型)	16	160	先天性魚鱗癬	2
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	2	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	19
39	中毒性表皮壊死症	1	163	特発性後天性全身性無汗症	1
40	高安動脈炎	45	165	肥厚性皮膚骨膜炎	1
41	巨細胞性動脈炎	3	167	マルファン症候群	2
42	結節性多発動脈炎	15	168	エーラス・ダンロス症候群	1
43	顕微鏡的多発血管炎	55	171	ウィルソン病	6
44	多発血管炎性肉芽腫症	22	193	ブラダー・ウィリ症候群	4
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	23	212	三尖弁閉鎖症	1
46	悪性関節リウマチ	43	217	エプスタイン病	1
47	バージャー病	31	218	アルポート症候群	1
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	3	220	急速進行性糸球体腎炎	13
49	全身性エリテマトーデス	517	222	一次性ネフローゼ症候群	35
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	209	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1
51	全身性強皮症	238	224	紫斑病性腎炎	4
52	混合性結合組織病	78	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	3
53	シェーグレン症候群	52	227	オスラー病	3
54	成人スチル病	31	230	肺胞低換気症候群	1
55	再発性多発軟骨炎	8	235	副甲状腺機能低下症	1
56	ベーチェット病	111	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1
57	特発性拡張型心筋症	202	240	フェニルケトン尿症	2
58	肥大型心筋症	36	255	複合カルボキシラーゼ欠損症	1
59	拘束型心筋症	1	257	肝型糖原病	1
60	再生不良性貧血	94	263	脳髄黄色腫症	1
61	自己免疫性溶血性貧血	11	266	家族性地中海熱	1
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	8	271	強直性脊椎炎	28
63	特発性血小板減少性紫斑病	128	280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	1
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	283	後天性赤芽球癆	5
65	原発性免疫不全症候群	18	285	ファンconi貧血	2
66	IgA腎症	59	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1
67	多発性嚢胞腎	55	289	クローンカイト・カナダ症候群	1
68	黄色靱帯骨化症	120	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	1
69	後縦靱帯骨化症	378	300	IgG4関連疾患	10
70	広範脊柱管狭窄症	21	302	レーベル遺伝性視神経症	1
71	特発性大腿骨頭壊死症	101	305	遅発性内リンパ水腫	1
72	下垂体性ADH分泌異常症	16	306	好酸球性副鼻腔炎	23
74	下垂体性PRL分泌亢進症	21	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	2
75	クッシング病	6			
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	39		合計	7,815

2 障害のある人を取り巻く現状と課題

社会情勢の変化や障害者権利条約の批准、障害者施策に関する制度改正などにより、障害のある人を取り巻く環境も大きく変化しています。こうした中、障害者施策を進める上で主な課題として、次の6項目が挙げられます。

(1) 障害及び障害のある人に対する理解の一層の促進

障害及び障害のある人に対する県民の理解は、徐々に広がっていますが、日常生活又は社会生活において依然として障害のある人に対する差別があると感じている人が多い状況にあります。また、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や差別の解消等に適切に取り組んでいく必要があります。

こうしたことを踏まえ、県民に障害及び障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、取組を引き続き強化していく必要があります。

(2) 多様な障害に対する適切な対応

発達障害、高次脳機能障害、難病などは、その特性等が多様であり、県民の理解も進んでいません。また、障害を「社会モデル」の点から捉えることから、障害に関する正しい知識を普及するとともに、障害の特性を踏まえた専門的な相談・支援体制の充実を図っていく必要があります。

(3) 障害のある人の高齢化や障害の重度化・重複化への適切な対応

障害のある人が増加する一方で、人口の高齢化に合わせ障害のある人の高齢化も進んでいます。また、障害の重度化及び重複化、医療的ケアの必要性も増加しています。さらに、障害のある人を介護している家族の高齢化や「親亡き後」の問題も指摘されています。こうした多様化する障害のある人のニーズに適切に対応していく必要があります。

(4) 障害のある人の地域生活を支援するサービス等の一層の充実

住み慣れた地域で自立して生活し、又は地域生活に移行して、社会経済活動や文化、スポーツ活動などに主体的に参加したいという障害のある人の意識は、高まってきています。障害のある人が地域で安心して生活できるよう、身近な地域での相談支援体制、コミュニケーション支援、住まいの場、ホームヘルプサービス、日中活動サービス等のサービス提供基盤の充実や安全なまちづくりの整備が求められています。

また、障害のある人の地域生活を支援するボランティアの養成やボランティア活動の支援体制の強化を図っていく必要があります。

さらには、障害のある子ども及びその家族のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの関係者が連携し、きめ細かな支援を行うことが求められています。

(5) 障害のある人の雇用・就労支援や工賃向上支援の充実強化

障害のある人の就労意欲が高まっている中で、障害のある人の就労を通じた社会参加を実現し、障害のある人が地域社会で、自立していきいきと暮らせるよう、障害者雇用対策に取り組んでいく必要があります。

また、障害のある人の就労支援の充実と活性化を図るため、雇用、福祉、教育及び医療の一層

の連携強化を図ることが求められています。

さらには、障害者就労支援事業所における工賃向上に向けた実効性のある支援を行っていく必要があります。

(6) 障害のある人の防災支援体制の整備及び防犯対策の推進

障害のある人など避難行動要支援者は、大規模災害が発生すると被害を受けやすいことや、避難所及び福祉避難所における支援が必要なことから、大規模災害に備えて障害のある人の防災体制を整備しておくことが重要です。

また、障害のある人は、防犯に関する通常のニーズを満たすのに特別の困難を有しており、また、犯罪や事故に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、障害のある人の気持ちに配慮した施策の推進が必要です。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

高齢者や障害のある人、子ども等を含めた県民誰もが、社会においてそれぞれの役割を担うとともに、育児や介護、障害、貧困などの様々な生活課題に対し、地域の資源を活かしながら、住民相互が包括的に支え合うことにより、年齢や障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」の構築を目指します。

2 障害者の概念

障害者基本法の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。」とします。

3 基本的視点

諸施策を展開するに当たり、次の5つを各分野共通の視点とします。

(1) 障害者本人の自己決定を尊重します

・すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」を実現するため、障害のある人等の自己決定を尊重します。

(2) 障害者等の自立を支援し、社会参加を促進します

・障害のある人等に対しコミュニケーション手段の選択の機会の拡大等に配慮するとともに、その意思決定の支援に配慮します。
・地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができるよう支援します。

(3) 障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援を展開します

・障害のある人等が各ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、多様なサービスの提供体制の充実を図ります。
・福祉、保健、医療、教育、雇用等の各分野の有機的な連携の下、総合的かつ横断的な切れ目のない支援を行います。
・障害保健福祉圏域間のサービスの均てん化やサービス水準の平準化を推進します。

(4) 障害の特性に応じたきめ細かな支援を実施します

・個々の障害のある人等のニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策を推進します。
・障害のある子どもは、成人の障害のある人とは異なる支援を行う必要があることに留意します。
・精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等の多様な障害について、障害の特性に応じたきめ細かな支援を行います。

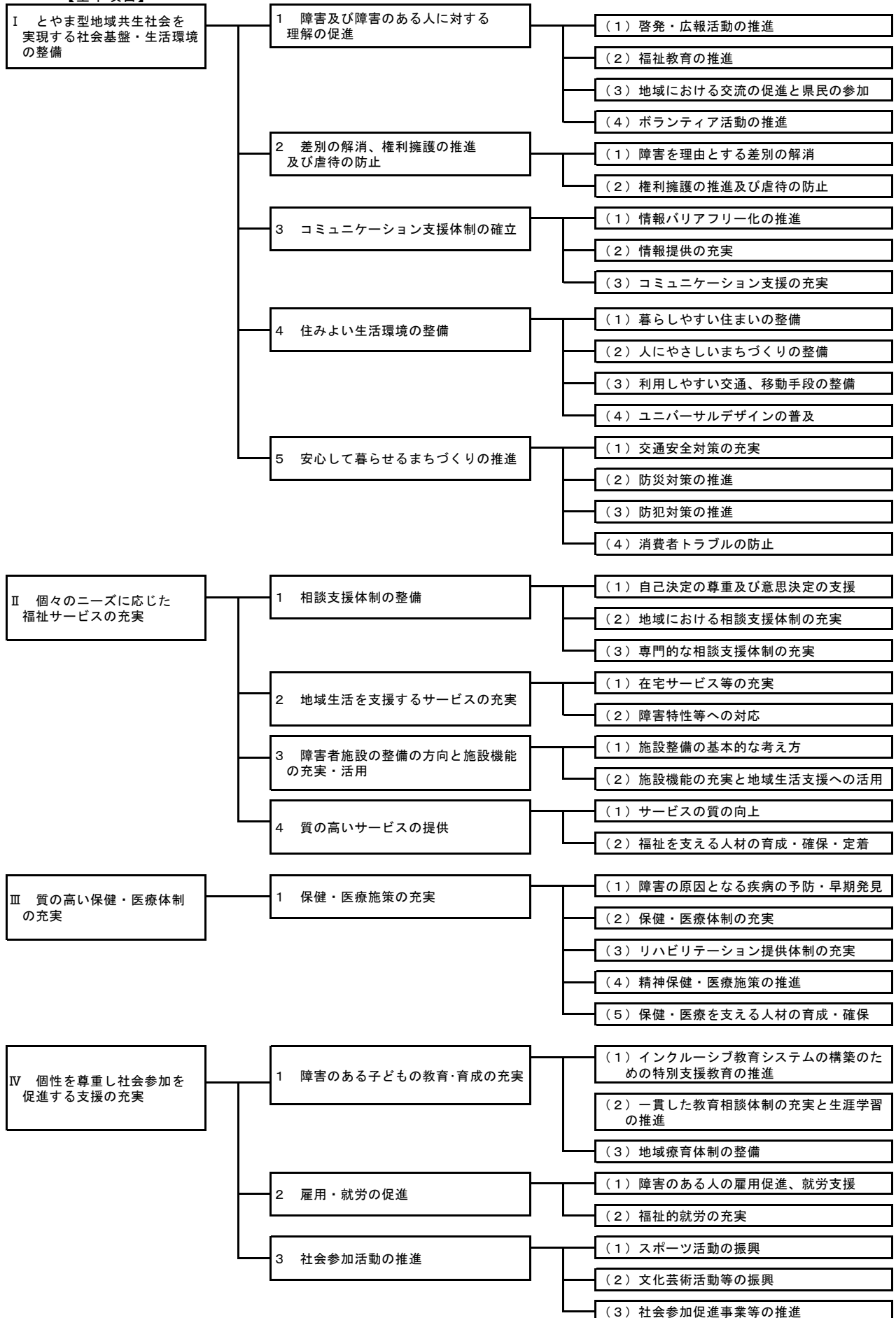
(5) ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します

・物理的な障壁、社会的、制度的、心理的な障壁を除去し、誰もが安全に安心して生活できる環境を整備するため、ハード・ソフトの両面から「ユニバーサルデザイン」や「バリアフリー」を推進します。

4 施策の体系

4つの項目を基本として、施策を展開します。

【基本項目】



第2編 計画の内容

I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備

県民が相互に人格と個性を尊重し、年齢や障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」を実現するため、障害や障害のある人に対する理解や心のバリアフリーの促進、障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる社会基盤や生活環境の整備に取り組めます。

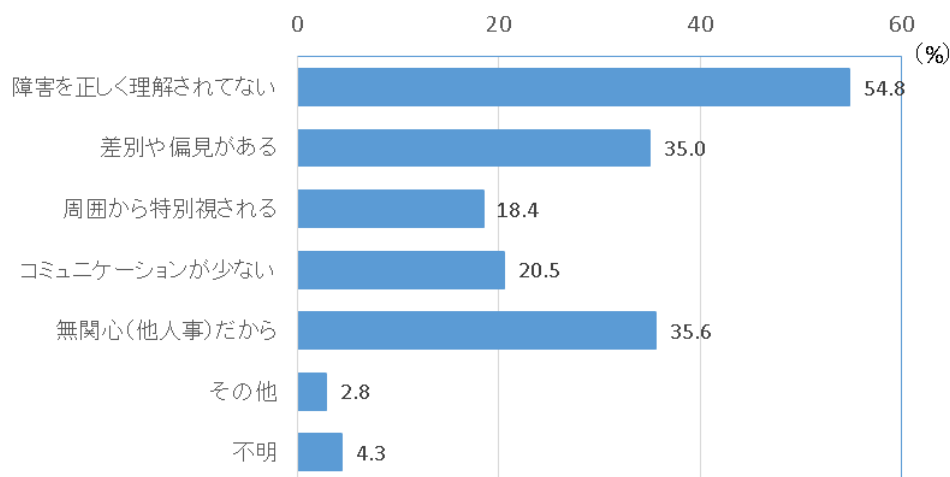
1 障害及び障害のある人に対する理解の促進

基本理念に掲げる「とやま型地域共生社会」の実現を図るには、「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害や障害のある人について社会全体の関心と理解を深めていくことが必要です。また、社会全体のバリアフリーに加え、障害のある人に対する思いやりや助け合いの気持ちを持つ心豊かな社会や人づくりを進めていくことも大切です。

このため、社会や県民に障害や障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、啓発・広報活動や学校、企業、地域などにおいて福祉教育を積極的に推進するとともに、障害のある人もない人も地域活動へ積極的に参加し、日常的なふれあいや交流、ボランティア活動など様々な活動が行われるよう、各種の施策を推進します。

障害のある人への理解

- ・障害のある人に対する理解がすすんでいると思うか（回答数 3,108 人）
進んでいる（20.6%） 進んでいるが不十分（35.5%） 進んでいない（18.0%）
- ・「進んでいるが不十分」「進んでいない」と回答した 53.5%（1,661 人）のうち
その理由を「障害が正しく理解されてない」と回答した人 54.8%



（平成 29 年度富山県障害者実態調査報告書（富山県））



障害者団体が中心となった理解啓発キャンペーン



とやまふれあい共生フォーラムでのダンス披露

(1) 啓発・広報活動の推進

- ・「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」等の普及啓発を図り、障害のある人の人権が尊重される社会づくりを推進します。【障害福祉課（管理）】
- ・県民に、障害や障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、引き続き様々な取組を積極的に推進します。また、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、盲ろう等について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解を促進します。【障害福祉課（管理・地域生活）】
- ・県の広報誌、ホームページ、県政番組（テレビ・ラジオ）、新聞、パンフレット等各種媒体を通じて、障害福祉に関する県民理解のための広報活動を推進します。【障害福祉課（管理・地域生活）】
- ・「障害者週間」を中心として、街頭キャンペーンや体験作文・ポスター・友情の図画募集等、各種行事の展開により、積極的に県民の理解を促進します。【障害福祉課（管理）】
- ・障害者用駐車スペース、視覚障害者用誘導ブロック、身体障害者補助犬等に対する県民の理解の促進を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】障害のある人にかかわるマークの理解と普及啓発を図ります。【障害福祉課（管理）】
- ・障害のある人が製作した商品や事業所の活動状況を紹介するWEBサイト「トナリネ」の運営や、障害のある人の芸術作品展の開催支援などを行うとともに、報道機関等の協力を得ながら障害のある人の様々な活動が紹介されるよう努めます。【障害福祉課（管理・自立支援）】
- ・県民福祉条例や「富山県民福祉基本計画（第2次改定版）」の一層の普及啓発を図るとともに、福祉のまちづくりに関する施策を推進します。【厚生企画課】
- ・障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について県民の理解を深めるため、「やさしい福祉のまちづくり賞」の実施など、誰もが障害のある人等に自然に手助けすることのできる心のバリアフリーを推進します。【厚生企画課】
- ・福祉のまちづくりやリハビリテーションに関するシンポジウム、その他障害福祉に関わる各種行事を開催します。【障害福祉課（地域生活）、厚生企画課】

(2) 福祉教育の推進

① 学校における福祉教育の推進

- ・障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。【県立学校課】

- ・【新】学校教育全体を通して福祉教育の充実を図るとともに、地域や学校及び児童生徒の実態を踏まえ、手話の普及に努めます。【小中学校課、県立学校課】
- ・福祉教育に携わる教員の研修機会の充実を図ります。【県立学校課】
- ・県立高等学校福祉科等での福祉の心の養成を目指した教育の充実を図ります。【県立学校課】
- ・中学2年生が5日間の職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組む「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業を県内全中学校において展開します。【小中学校課】
- ・体育や保健体育などの教科、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、心の健康に関する内容の指導の充実を図ります。【保健体育課】
- ・「総合的な学習の時間」・「特別活動」の活用や高校生介護等体験特別事業、児童・生徒、地域のボランティア活動推進事業等により、児童生徒の福祉の心を醸成するとともに、社会福祉への理解と関心を深める機会を提供します。【少子化対策・県民活躍課】

② 地域等における福祉教育の推進

- ・障害や障害のある人への理解を深め、地域共生社会の実現を目指し、障害福祉サービス事業所等による講演会や交流会、広く県民を対象としたイベント等を開催し、理解を促進します。【障害福祉課（管理・地域生活）】
- ・市町村や市町村社会福祉協議会などが地域で開催する障害福祉に関する各種大会、講座や福祉教育地域指定事業等を通して地域住民の福祉意識の向上を図ります。【少子化対策・県民活躍課、厚生企画課】
- ・年齢や障害の有無にかかわらず利用できる富山型デイサービスに関するフォーラムの開催を支援し、地域共生の理念を普及啓発します。【厚生企画課】
- ・【新】手話の普及活動を行う団体等へ支援するなどにより、県民が手話を学ぶ機会の確保等を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】発達障害や医療的ケア、重症心身障害に対する理解の促進に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・各厚生センター管内に設置する地域精神保健福祉推進協議会の活動を通じて、地域住民の精神保健福祉に関する知識の普及啓発に努めます。【健康課（精神保健）】
- ・心の健康センターにおいて、職域関係者、教員等精神保健福祉に携わる者に対する専門的知識の習得を促進します。【健康課（精神保健）、心の健康センター】
- ・研修会等を通じて、基本的人権を尊重し、偏見や差別をなくすための人権教育の推進に努めます。【生涯学習・文化財室】

(3) 地域における交流の促進と県民の参加

① 地域での交流の推進

- ・市町村や市町村社会福祉協議会などが地域で開催する障害福祉に関する各種大会、講座や福祉教育地域指定事業等を通して地域住民の福祉意識の向上を図ります。（再掲）【少子化対策・県民活躍課、厚生企画課】
- ・県、市町村、各種団体、福祉施設等が行う芸術文化活動、スポーツ大会、レクリエーション等の各種行事を通じて、交流・ふれあいを促進します。【障害福祉課（管理、地域生活）】
- ・商店街の空き店舗等を活用し、高齢者・障害のある人など多様な来街者が利用できる交流スペース設置や、賑わいを創出する取組に対して支援を行い、買物客や観光客等との交流・ふれあいを促進します。【商業まちづくり課】

- ・障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。(再掲)【県立学校課】
- ・「富山型デイサービス」事業者、特別支援学校その他の地域の関係者が情報交換を密にし、連携を強化するよう努めます。【県立学校課】

② 県民の参加と連携

- ・障害のある人など地域住民のニーズを反映した市町村の地域福祉計画の策定を支援します。【厚生企画課】
- ・身近な地域で高齢者、障害（児）者、子ども等を区別なく一緒に福祉サービスを提供する、富山型デイサービス（共生型サービス）をはじめとした地域共生型福祉拠点を整備促進します。【厚生企画課】
- ・地域住民と地域の保健、医療、福祉関係者（保健師、かかりつけ医、ホームヘルパー、障害者相談員等）が連携して「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」事業を展開し、障害のある人等が安心して生活できる環境づくりを進めます。【厚生企画課】
- ・適切な役割分担のもとで、県民参加による福祉の推進を図ります。【障害福祉課（管理）】
- ・施策の実施に当たり、保健、医療、福祉、まちづくり等関係施策の有機的連携を図ります。【障害福祉課（管理）】

ふれあいコミュニティ・ケアネット21 (地域総合福祉推進事業)

ふれあい型

地域全体の福祉意識の醸成

ふれあいサロン、世代間交流会、
子育てサロン、情報誌の発刊等

- ・多様化、複雑化、潜在化された地域のニーズを把握
- ・ケアネットチームの人材掘り起こし

ケアネット型

要支援者に適した個別支援サービスの提供

・ケアネットチームの編成、基本となる見守り・
安否確認、個別支援を日常的・継続的に実施

話し相手、ゴミ出し、買物代行、
除雪、外出付添 等

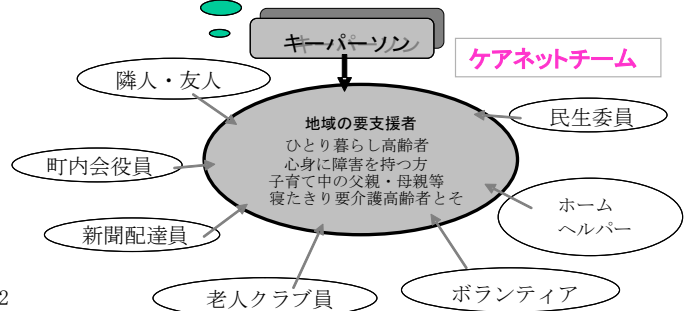
平成29年度は15市町村で、ふれあい型+ケアネット型を122地区、ケアネット型単独を100地区、ふれあいケアネット融合型を40地区で実施



コーディネーター<市町村社協>

保健・医療・福祉のコーディネート、
サービスプログラムの提供

小地域(概ね旧小学校区)
住民に身近な日常生活圏



(4) ボランティア活動の推進

- ・地域のニーズに応じたボランティア養成を行うとともに、ボランティア活動啓発事業により、県民のボランティア活動への理解と参加を促進します。【少子化対策・県民活躍課】
- ・富山県民ボランティア総合支援センターや県・市町村社会福祉協議会・ボランティアセンターの機能を充実し、ボランティア・NPO団体とのネットワークや協働事業を推進します。【少子化対策・県民活躍課】
- ・市町村へのボランティアサポーターの配置を充実するとともに養成を図るなど、身近な地域でボランティア活動が行えるよう支援体制を強化します。【少子化対策・県民活躍課】
- ・一般住民を対象に精神障害を正しく理解し、地域での具体的な生活支援方針を学ぶメンタルヘルスサポーターの養成を推進します。【健康課（精神保健）】

2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

全ての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されます。

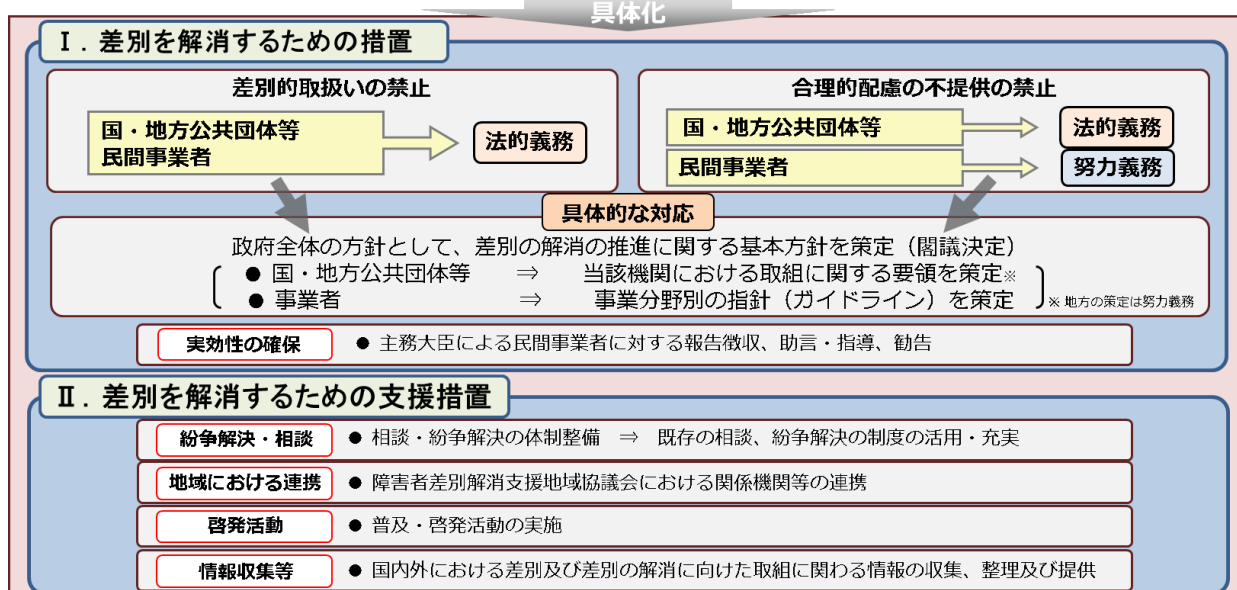
障害のある人の権利と尊厳を守るため、障害者基本法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」（平成28年4月1日施行）などにより、障害を理由とする差別の解消の推進や障害のある人に対する虐待の防止等に取り組むとともに、障害のある人の意思決定を支援するため、成年後見制度等の普及や適切な利用の促進、コミュニケーション支援に努めます。

(1) 障害を理由とする差別の解消

- ・「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が盛り込まれた障害者差別解消法や「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、職員対応要領の策定や、相談や紛争の防止・解決のための体制の整備、県民に対する普及啓発活動など、必要な対応に取り組めます。【障害福祉課（管理）】
- ・【新】民間企業、団体、行政機関の職員等に対する「障害者差別解消法」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」等に関する研修を実施し、障害者理解の促進と障害者への配慮の徹底を図ります。【障害福祉課（管理）】
- ・障害者雇用促進法で規定された、雇用分野における障害のある人に対する差別禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（相談体制の整備及び合理的配慮の提供義務）について、企業の理解が促進されるよう周知を図ります。【障害福祉課（自立）、労働政策課】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	---	--



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例の概要

※ 平成26年12月17日成立・公布

目的

障害を理由とする差別解消について

①基本理念 ②県と県民の責務 ③県の施策の基本事項 を定める

すべて障害のある人が

安心して暮らすことのできる社会を実現

県及び県民の責務等

【 県 】 ① 差別解消施策の策定・実施 ② 市町村との連携・支援

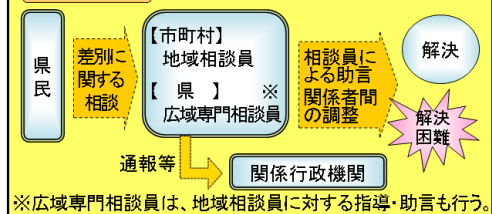
【 県民 】 ① 障害のある人に対する理解 ② 県や市町村の施策への協力

障害を理由とする差別の禁止

- 何人も、障害を理由とする不利益な取扱いをしてはならない
 - 何人も、過重な負担でない範囲で、合理的な配慮をしなければならない
- ※ 県は、分野毎に特に配慮すべき事項(ガイドライン)を定める

福祉、医療、商品販売・サービス、労働・雇用、教育、建築物の利用、交通機関の利用、不動産取引、情報の提供、意思表示の受領等

相談体制



障害のある人の相談に関する調整委員会の設置

【 構成員 】 障害のある人、福祉、医療、雇用、教育、その他障害のある人の権利擁護に関する有識者

【 役割 】 ① 助言・あっせん、知事による勧告の要請
② 差別解消施策に関する重要事項の審議

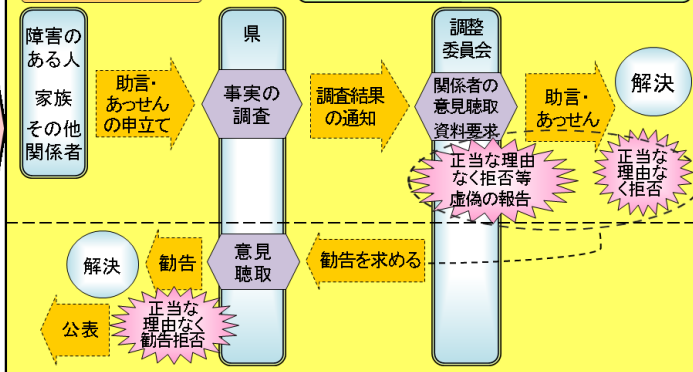
協議会の設置

【 構成員 】 県、県民、事業者、市町村、学識経験者等

【 役割 】 差別解消のための取組みに関する協議や情報交換等
※ 障害者差別解消法第17条に基づく「地域協議会」

※ 平成28年4月1日から施行

紛争解決の体制



普及啓発等

- 障害や障害のある人に関する知識の普及啓発
- 障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供等
- 学校において、障害や障害のある人に関する正しい知識を持つための教育の推進

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」等の普及啓発を図り、障害のある人の人権が尊重される社会づくりを推進します。(再掲)【障害福祉課(管理)】
- ・【新】「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、広域専門相談員や地域相談員を設置し、障害を理由とする差別に関する相談体制の充実に努めます。【障害福祉課(管理)】
- ・【新】「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、県・県民・事業者・市町村・学識経験者から構成される協議会を設置し、円滑な運営に努めます。【障害福祉課(管理)】
- ・【新】障害や障害のある人への理解を深め、地域共生社会の実現を目指し、障害福祉サービス事業所等による講演会や交流会、広く県民を対象としたイベント等を開催し、理解を促進します。(再掲)【障害福祉課(管理)】
- ・障害者虐待防止法に基づき、富山県障害者権利擁護センターにおいて、障害者虐待の通報・相談の受付や市町村への情報提供・助言等を行います。【障害福祉課(管理)】
- ・富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催により、関係機関・団体等の相互の情報共有と連携を強化するとともに、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るために必要な人材を育成します。【障害福祉課(管理)】
- ・利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、サービス事業者への指導を徹底するとともに、市町村をはじめ関係機関・団体等との連携を密にし、障害のある人に対する虐待の未然防止、虐待

が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等、虐待防止に向けたシステムの整備に努めます。【障害福祉課（管理）】

- ・「障害者110番」運営事業により、障害のある人の権利擁護について相談員等による専門的な相談体制の充実に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・日常生活における障害のある人の人権への配慮が県民の意識と行動に定着するよう、国・市町村等と連携を図りながら、人権教育・啓発を推進します。【県民生活課】
- ・被疑者あるいは被告人となった障害のある人がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害のある人の意思疎通等に関して適切な対応を図ります。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害のある人に対する理解を深めるため必要な研修を実施します。【県警本部（刑事企画課）】
- ・知的障害により、コミュニケーションに困難を抱える被疑者等に関する取調べの録音・録画の試行を引き続き行います。【県警本部（刑事企画課）】
- ・富山県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業により、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等が地域において安心して自立した生活が送れるよう支援します。【厚生企画課】
- ・障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、市町村における中核機関の設置等に対する支援や、制度の適切な利用の促進を図ります。【障害福祉課（地域生活）、厚生企画課】
- ・【新】外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより、援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及啓発に努めます。【障害福祉課（管理）】

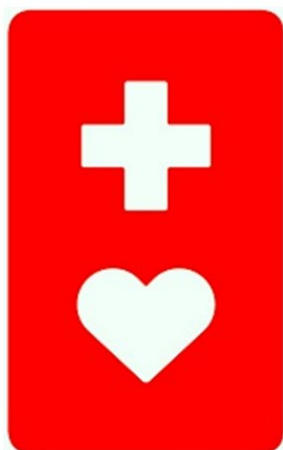


広域専門相談員の相談対応



障害者虐待防止・権利擁護研修会の開催

ヘルプマークとは？



- ・ 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人が着用することにより周囲に支援を必要としていることを知らせるマークです。
- ・ 平成24年に東京都が作成し、平成29年7月に案内用図記号を規定する国内規格(JIS)に追加されました。
- ・ 富山県では、平成30年7月から導入しています。

ヘルプマークを身に着けている方を見かけたら

- ・ 電車・バスの中で、席をお譲りください。
- ・ 駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。
- ・ 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

※ 平成23年6月17日成立

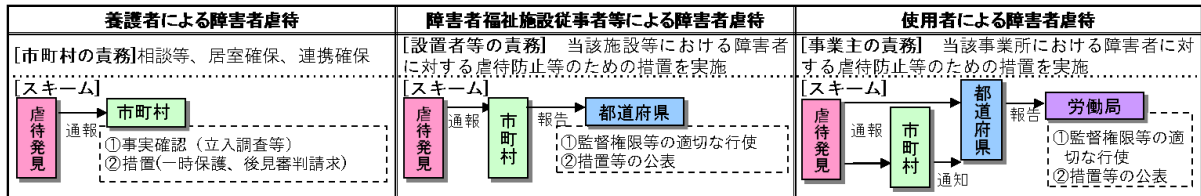
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



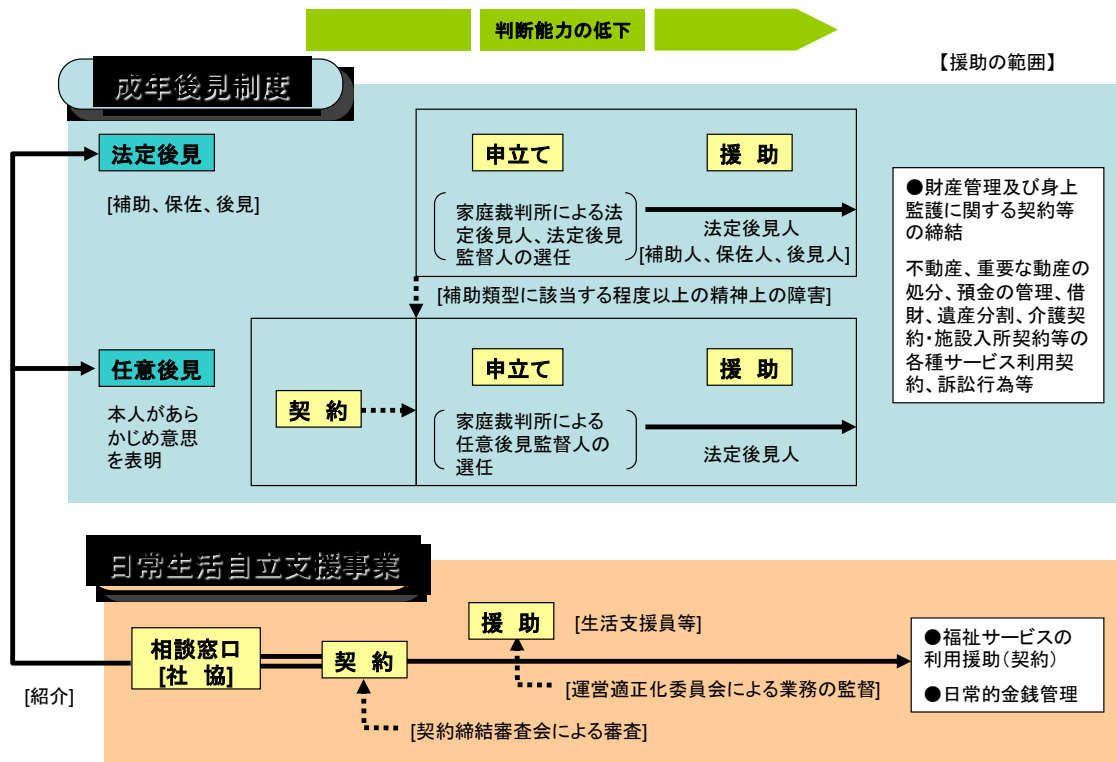
- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

成年後見制度について



3 コミュニケーション支援体制の確立

障害のある人が地域で安心した生活を営むためには、必要な情報に容易に接することができ、円滑に取得できる「アクセシビリティ」が整うとともに、意思決定や意思表示、コミュニケーション支援の手段が確保されていることが必要です。

このため、障害の有無にかかわらず、日常生活や社会生活に必要な情報に容易に接し、円滑に取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、「富山県手話言語条例」に定める基本理念の普及や手話通訳者の養成・派遣、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣を行うなど、障害のある人や状態に応じたコミュニケーション支援を行います。

(1) 情報バリアフリー化の推進

- ・障害のある人のパソコン使用をサポートする指導者の育成を支援します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】ICT（情報通信技術）講習やパソコン教室の開催などを通じて、障害のある人等の情報リテラシー（操作能力）の向上を推進します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害のある人の情報機器に関する相談・援助を行う障害者IT推進員を派遣します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】必要な情報が障害の有無にかかわらず取得できるよう、障害の特性に応じた適切な情報提供に努めるとともに、様々な情報が自由に利活用できるようオープンデータの推進に努めます。【障害福祉課（地域生活）、情報政策課】

(2) 情報提供の充実

① 行政情報の提供

- ・視覚障害者が必要な情報を得られるよう、県の点字広報及び声の広報の発行など、点字、音声等による情報提供を充実します。【広報課】
- ・障害のある人も利用しやすい県のホームページの提供に努めます。【広報課】
- ・聴覚障害者に対する情報提供の充実のため、テレビ広報の字幕放送、手話放送を実施します。また、知事のタウンミーティングにおいて、手話通訳者を設置します。ホームページに掲載する知事記者会見の動画に、手話通訳を表示します。【広報課】
- ・県及び市町村の職員を対象とした職員研修所での手話講座の開催などにより、行政サービス窓口で聴覚障害者のコミュニケーションが円滑に行われるよう努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字・音声による候補者情報の提供、読みやすくわかりやすい選挙公報の作成に向けた候補者への働きかけ等、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。【市町村支援課】
- ・障害により投票用紙への記入が困難な選挙人のための代理投票の適切な実施や、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置など投票所における合理的な配慮を市町村へ働きかけ、障害のある人の投票環境の向上に努めます。【市町村支援課】
- ・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進や周知の拡大により、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。【市町村支援課】

② 情報提供サービスの充実

- ・富山県総合福祉会館の福祉情報システムにより、障害のある人等に対する情報提供機能を充実します。【厚生企画課】
- ・県内の公共施設等のバリアフリー情報を県ホームページに掲載することにより、障害のある人等の外出を支援します。【厚生企画課】
- ・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオライブラリーの提供サービスを充実します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・視覚障害者及び聴覚障害者のコミュニケーション支援や相談等のため、視覚障害者及び聴覚障害者の情報提供施設の運営を支援します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】障害福祉サービス等情報公表制度により利用者がサービスに関する情報を入手できる体制整備を促進します。【障害福祉課（自立）】

(3) コミュニケーション支援の充実

① 多様なコミュニケーション支援の充実

- ・【新】障害のある人が点字、音声、代読、代筆、手話、要約筆記、触手話、指点字、その他のコミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、障害のある人のコミュニケーション支援の充実を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・視覚障害者のコミュニケーションを支援する点訳奉仕員や朗読奉仕員を養成します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・県に手話通訳者を設置します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・聴覚障害者の意思伝達を円滑にする手話通訳者や、手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の意思伝達手段である要約筆記を行う要約筆記者を養成します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・手話通訳者や要約筆記者の派遣事業は基本的に市町村が実施しますが、県は、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、事業を実施します。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行い、市町村域を越えた派遣が市町村において適切に実施されるよう努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】県に設置した手話通訳者等がインターネット回線を介して聴覚障害者に手話通訳を行う、遠隔手話通訳サービスを試行的に実施します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・手話通訳者設置事業や手話奉仕員養成研修事業を実施する市町村が拡大するよう、市町村に働きかけます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】手話通訳者の健康維持に関して調査・研究を進めるなど、安心して働き続けられる環境整備に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】ヒアリンググループや赤外線補聴システム等のコミュニケーション支援機器の設置に努めるとともに、関係機関等に設置や活用を働きかけます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・盲ろう者に対しコミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業を実施するとともに、事業の利用が広がるよう、市町村や関係団体等の協力を得ながら事業の周知に努めます。【障害福祉課（地域生活）】

② 手話の普及等の推進

- ・【新】富山県手話言語条例に基づき設置した富山県手話施策推進協議会における協議等を通じて、

言語としての手話に対する県民の理解やその普及、手話を使用しやすい環境整備の促進に努めます。【障害福祉課（地域生活）】

- ・【新】手話の普及等について、市町村、関係機関及び関係団体、聴覚障害者、手話通訳者等と連携し、協力して取り組みます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】聴覚障害者である乳児又は幼児及びその保護者に対して、手話に関する情報の提供、相談、訓練その他必要な支援を行う体制の整備を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】ろう者である観光旅行者その他の滞在者が安心して県内に滞在することができるよう、手話の普及等に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言その他必要な支援を行います。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】手話を必要とする幼児児童生徒が手話による教育を受けられるよう、手話の学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術向上に努めます。【県立学校課】
- ・【新】幼・小・中・高等学校等の学校において、手話に対する理解を深めるよう努めます。【県立学校課】

「富山県手話言語条例」の概要 施行期日：平成30年4月1日

前文

【手話とは】
 ・手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、ろう者がある意思や感情等を手や指の動き、表情などにより視覚的に表現する言語である。

【手話の歴史】
 ・日本では、大正以降、ろう学校における手話の使用が制約された。
 ・ろう者は手話に誇りを持ち、その理解と普及の促進に取り組んできた。

【条約、法令の制定】
 ・障害者権利条約や改正障害者基本法において、手話の重要性について明記された。
 ・本県では「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山づくり条例」を制定し、障害への理解を深め、障害を理由とする差別解消に取り組んでいる。今後、法令やこの条例と相まって、手話の普及等を図ることが必要である。

【今後の本県の目指すべき姿】
 ・ろう者が手話により意思疎通を行う権利が尊重されるとともに、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し共生する富山県づくりを目指す。

目的

・①基本理念、②県の責務、県民等及び事業者の役割、③手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定める。

⇓

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与する。

基本理念

(1)手話の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を営むために受け継がれてきた言語活動の文化的所産であることについての県民の認識の下に、行われなければならない。

(2)手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、行われなければならない。

県の責務

- (1)手話の普及等に関する総合的な施策の策定、実施
- (2)市町村、関係機関・団体との連携、ろう者及び手話通訳者等の協力
- (3)手話の普及等に関する施策を実施する市町村への支援
- (4)ろう者が生活を営む上での障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮

県民等及び事業者の役割

- (1)「県民」・・・条例の基本理念についての理解を深める
- (2)「ろう者等」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進
- (3)「手話通訳者」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進、職務に係る倫理と知識の保持、手話通訳技術の向上
- (4)「手話の普及等に関係する者」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進
- (5)「事業者」・・・ろう者へのサービス提供時や雇用時における、手話の使用に関する合理的な配慮

基本的施策

障害者計画において手話の普及等の施策を定め、総合的かつ計画的に推進

- (1)相談及び意思疎通の支援体制の整備（県聴覚障害者セクへの支援等）
- (2)手話による情報発信（ろう者の県政に関する情報の取得支援）
- (3)災害時等への対応（ろう者の情報取得や意思疎通支援のため市町村と連携等）
- (4)観光旅行者等への対応（ろう者が安心して県内に滞在できるよう、手話の普及等）
- (5)手話通訳者の確保、養成（手話通訳技術の向上を含む）
- (6)事業者への支援（手話の使用に関し合理的配慮を行う事業者への支援）
- (7)手話を学ぶ機会の確保等（県民や県職員が手話を学ぶ機会の確保）
- (8)学校における手話の普及（聴覚障害児や教職員等への支援、手話への理解促進）

協議会の設置

「県手話施策推進協議会」を設置し、手話の普及等の施策等について意見聴取する。



手話言語フォーラムの開催



手話通訳等によるコミュニケーション支援

4 住みよい生活環境の整備

障害のある人が地域社会で自立した生活を営み、自由に活動するには、建築物、道路、公園等、日常生活に必要とされる施設等のバリアフリー化を進めるとともに、障害のある人の障害に対応した交通手段、移動手段を整備することが必要です。障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりを進めることが大切です。

このため、住宅や道路、県有施設、病院、障害のある人が利用する施設等のバリアフリー化を進めるとともに、交通、移動手段を利用しやすい環境が整備されるように取り組みます。また、身体障害者補助犬、ヘルプマークをはじめとする障害のある人に関するマーク、ユニバーサルデザインの考え方などを広く事業者、県民に理解、普及させる施策を推進します。

(1) 暮らしやすい住まいの整備

- ・障害のある人と認知症高齢者が共に暮らせる共生型グループホームの整備を支援します。【障害福祉課（自立）】
- ・在宅重度障害者住宅改善事業及び高齢者が住みよい住宅改善支援事業により障害のある人等の住宅のバリアフリー化を推進します。【障害福祉課（管理）、高齢福祉課】
- ・専門的な住宅改修に関して相談を行うとともに、障害に応じた住宅改造を行うために、建築関係の専門家をバリアフリーアドバイザーとして派遣し、適切なアドバイスを実施します。【建築住宅課、厚生企画課】
- ・バリアフリー対応等の質の向上が進みにくい賃貸住宅において、住宅性能表示制度の普及を図ることなどによる良質な賃貸住宅の整備やリフォームを誘導します。【建築住宅課】
- ・公営住宅における障害者世帯の優先入居を推進するとともに、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の有効活用による障害者世帯の居住の安定確保を図ります。【建築住宅課】

(2) 人にやさしいまちづくりの整備

① 福祉のまちづくりの計画的推進

- ・県民福祉条例に基づく「富山県民福祉基本計画（第2次改定版）」の普及・啓発を図ります。（一部再掲）【厚生企画課】
- ・県民福祉条例施設整備マニュアル、ホームページ等の作成や、建築士等に対して研修を行うなど、普及啓発に努めます。【厚生企画課、建築住宅課】
- ・県民各界各層で構成する「富山県民福祉推進会議」により市町村、事業者、県民と連携して住民参加によるまちづくりを推進します。【厚生企画課】
- ・福祉のまちづくり推進事業等により、地域における福祉のまちづくりを総合的に展開します。【厚生企画課】
- ・福祉のまちづくりに関するシンポジウムの開催等により、福祉のまちづくりの普及啓発を図ります。【厚生企画課】
- ・福祉のまちづくりの模範となる建築物等及び取組に対し、率先して取り組んでいる企業、団体及び個人等を表彰します。【厚生企画課】

② 人にやさしい施設、公園等の整備

- ・県民福祉条例に基づき、生活関連施設の整備の遵守について設置者に一層の理解と協力を求め、整備基準に適合した施設の整備促進に努めます。【厚生企画課、建築住宅課】

- ・【新】高齢者や障害のある人など誰もが気軽にかけることができるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。【厚生企画課】
- ・富山県まちづくり総合支援事業により、市町村が実施する福祉のまちづくり事業を支援し、生活環境の整備促進に努めます。【地域振興課】
- ・バリアフリー環境整備促進事業により、障害のある人等の市街地での快適かつ安全な移動を確保するための施設整備や、障害のある人等の利用に配慮した建築物の整備等を促進します。【建築住宅課】
- ・【新】県立美術館、博物館等において、音声ガイド等の活用により、高齢者・障害のある人等を含む多様な来館者へ配慮した施設の整備に努めます。【文化振興課】
- ・商店街組合等による休憩スペース設置等に対して支援を行い、高齢者・障害のある人等を含む多様な来街者へ配慮した商店街の整備を促進します。【商業まちづくり課】
- ・障害のある人が公園緑地を利用しやすいように、トイレ・園路を整備するほか、箇所によっては障害者対応エレベーターの設置も検討するなど、バリアフリー化を推進します。【都市計画課】
- ・公共事業の実施やまちづくり計画等の策定に当たって、ユニバーサルデザインが広く導入されるように働きかけます。【都市計画課】
- ・人の利用に供する新設港湾緑地において、スロープの整備などバリアフリー化の推進に努めます。【港湾課】
- ・県有施設に自動ドアやスロープを設置するなど改善を行い、県有施設のバリアフリー化を推進します。【教育企画課、管財課】

(3) 利用しやすい交通、移動手段の整備

- ・幅の広い歩道の整備、歩道の段差解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置、エスコートゾーンの設定及び無電柱化について、計画的に推進します。なお、歩道の段差を解消するには必要に応じて歩車道境界を識別できるよう視覚障害者用誘導ブロックを設置します。【道路課】
- ・とやまのみちフレッシュアップ事業などにより、ひとにやさしい、使いやすく安全な歩行空間の整備を促進します。【道路課】
- ・【新】高齢者や障害のある人など誰もが安全に利用できる低床車両の導入支援や、駅舎や空港など交通結節点のバリアフリー化への取組への支援を行います。【総合交通政策室、厚生企画課】
- ・駅を中心とした地区や、高齢者・障害のある人などが利用する施設が集まった地区において、スロープやエレベーター、文字表示板、点字案内板を設置することなどにより、一体的なバリアフリー化を図ります。【都市計画課、厚生企画課】
- ・【新】福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入など、多様なニーズに対応した地域交通サービスを推進します。【総合交通政策室、厚生企画課】
- ・【新】障害者等用駐車区画の適正利用を促進する「パーキングパーミット制度」を導入し、市町村や関係団体と連携しながら、車椅子を使用するなど移動に配慮が必要な高齢者や障害のある人などが日常生活を円滑に行うことができるよう支援します。【厚生企画課】
- ・リフトを備えた福祉バスの運行事業を通じて障害のある人の社会参加の促進に努めます。【障害福祉課（管理）】
- ・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入を支援するとともに、補助犬についての県民の理解の促進に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・同行援護等のサービス提供体制を強化するため、従業者養成研修の充実に努めます。【障害福祉課（地域生活）】

- ・精神障害者保健福祉手帳制度の周知普及、制度利用者数の拡大、公共交通機関等の割引制度について周知及び適用拡大に向け関係機関へ働きかけます。【健康課（精神保健）】
- ・身体障害者の自動車運転免許取得を促進するため、県内全ての指定自動車教習所で身体障害者用教習車を用いた教習が可能な体制を整備します。【障害福祉課（管理）】
- ・障害の程度、特性等に応じた運転免許条件を付すための臨時適性検査・技能試験等を実施します。【県警本部（運転免許センター）】

(4) ユニバーサルデザインの普及

- ・「富山プロダクツ展」の開催等を通じたユニバーサルデザイン商品への県民意識の啓発を促進します。【商工企画課】
- ・ユニバーサルデザインに関する情報、事例の収集と情報発信を促進します。【都市計画課、厚生企画課】
- ・公共事業の実施やまちづくり計画等の策定に当たって、ユニバーサルデザインが広く導入されるように働きかけます。（再掲）【都市計画課】
- ・【新】障害のある人にかかわるマークの理解と普及啓発を図ります。（再掲）【障害福祉課（管理）】
- ・【新】外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより、援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及啓発に努めます。（再掲）【障害福祉課（管理）】

5 安心して暮らせるまちづくりの推進

障害のある人が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、交通安全対策の充実、緊急時や災害時の防災、防犯対策の推進、消費者トラブルの未然防止に取り組んでいく必要があります。

特に、防災対策において、障害のある人及び障害のある子どもなど災害時避難行動要援護者は、災害の規模、災害発生時間などによって被害を受けやすいことから、災害や避難後の生活に備えて障害のある人や障害のある子どもの防災支援体制を整備しておくことが重要であり、市町村、関係機関とも連携しながら実践的な防災訓練の実施など防災対策を推進します。

また、障害のある人に対する犯罪被害を防止し、犯罪者被害者支援を行い、消費者としての障害のある人を保護するため、関係機関と連携した消費者教育の推進など適切な対応に努めます。



聴覚障害者を想定した防災訓練



総合防災訓練

(1) 交通安全対策の充実

- ・高齢者と障害のある人の安全性及び利便性を向上させるための交通環境の整備を推進します。
【県警本部（交通規制課）】
- ・生活道路における歩行者等の安全を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度を原則として30km/hとするほか、道路標識・道路標示の高輝度化や信号灯器のLED化の対策を推進します。【県警本部（交通規制課）】
- ・交通安全思想の普及を図るため、交通安全協会等関係機関・団体と連携し巡回訪問指導、街頭における保護誘導・実施指導、地域における住民への啓発を行います。【県警本部（交通企画課）】

(2) 防災対策の推進

- ・災害対策基本法に基づく要支援者名簿の作成や要支援者に関する個人情報の取扱い等について市町村に周知を図るなど、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき市町村における要支援者の避難支援体制の整備を推進します。【厚生企画課】
- ・「富山県地域防災計画」による各種施策を推進し、障害のある人に対する防災対策に関する知識の普及や社会福祉施設等における防災対策の促進に努めます。【防災・危機管理課、障害福祉課（管理）】
- ・災害時に障害のある人に対する避難誘導やボランティア活動がスムーズに行われるような体制づくりに努めるとともに、県の総合防災訓練などにおいて、障害のある人や支援者の参加により実践的な訓練を実施するなど普及啓発の推進に努めます。【厚生企画課、障害福祉課（管理）】
- ・【新】災害発生時に福祉避難所が速やかに開設され、適切に運営されるためのマニュアルの整備を、市町村・福祉避難所指定施設に働きかけます。【厚生企画課】

- ・【新】災害時に災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）やその他関係医療機関の緊密な連携のもと、適切な対応がなされるよう体制の整備に努めます。【医務課、健康課（精神保健）】
- ・各地域において、障害のある人などの要支援者と支援者の双方が参加した実効性のある防災訓練が実施されるよう、市町村に働きかけます。【厚生企画課、障害福祉課（管理）】
- ・国の補助を活用しながら災害時に在宅の障害のある人を受け入れる避難スペースの整備を支援します。【障害福祉課（自立）】
- ・除雪支援事業等により、ひとり暮らし高齢者や障害のある人等除排雪の困難な世帯の除排雪支援を行います。【高齢福祉課】

(3) 防犯対策の推進

- ・警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。【県警本部（生活安全企画課）】
- ・交番等の警察官が、会話等に障害のある人への迅速な対応ができるように、訪問理由などを絵や文字で示した「コミュニケーションボード」の活用等を推進します。【県警本部（地域企画課）】
- ・警察への緊急通報手段としてファックス110番やメール110番の効果的な運用に努めます。【県警本部（通信指令課）】
- ・被疑者あるいは被告人となった障害のある人がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害のある人の意思疎通等に関して適切な対応を図ります。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害のある人に対する理解を深めるため必要な研修を実施します。（再掲）【県警本部（刑事企画課）】
- ・知的障害により、コミュニケーションに困難を抱える被疑者等に関する取調べの録音・録画の試行を引き続き行います。（再掲）【県警本部（刑事企画課）】
- ・【新】国の「女性に対する暴力をなくす運動」等に合わせ、障害のある人を含む女性に対する暴力の予防と根絶に向け、「とやまパープルリボンキャンペーン」を展開し、相談機関の周知、被害者支援に努めます。【少子化対策・県民活躍課】

(4) 消費者トラブルの防止

- ・関係行政機関や福祉関係団体、消費者団体等で構成される「くらしの安心ネットとやま」により、障害のある人の消費者トラブルを防止するための情報の相互共有、連携強化に努めます。【県民生活課】
- ・【拡】障害のある人や障害のある人を支援する者に対する消費者教育を推進することにより、障害のある人の消費者としての利益の擁護や増進が図られるよう努めるとともに、職員の障害のある人に対する理解を深め、多様化・複雑化する相談に対応できるよう消費生活相談員の資質向上を図る研修の充実に努めます。【県民生活課】

Ⅱ 個々のニーズに応じた福祉サービスの充実

障害のある人が本人の意思決定のもと、地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や、障害のある人が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援や障害の特性に応じた質の高い福祉サービスを受けることができる体制の整備を推進します。

1 相談支援体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことを支援していくために、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた総合的な相談支援体制を整備していく必要があります。

このため、市町村や地域自立支援協議会、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等を中心に、障害のある人の身近な地域における相談支援が充実するよう連絡調整や支援を行うとともに、相談支援に従事する人材の育成に努めます。

また、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、医療的ケアなど、障害の特性や障害のある人の状態、複合的な悩み等に応じて適切な相談支援が提供できるよう、関係機関や専門機関が連携した相談支援体制の充実に努めます。

(1) 自己決定の尊重及び意思決定の支援

- ・障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、市町村における中核機関の設置等に対する支援や、制度の適切な利用の促進を図ります。(再掲)【障害福祉課（地域生活）、厚生企画課】
- ・判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や、福祉サービスに関する苦情解決など、利用者の意向、適性、障害の特性に配慮したサービス提供体制の充実に努めます。【障害福祉課（自立）】

(2) 地域における相談支援体制の充実

① 身近な相談支援の充実

- ・富山県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業により、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等が地域において安心して自立した生活が送れるよう支援します。(再掲)【厚生企画課】
- ・地域における相談支援の拠点である基幹相談支援センターの設置に対する支援など総合的・専門的な相談支援体制の充実に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の一層の充実・強化を図り、障害のある人からの相談対応、情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。なお、県はアドバイザーを派遣するなど広域的な立場から市町村の取組を支援します。【障害福祉課（自立）】
- ・障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、市町村における中核機関の設置等に対する支援や、制度の

適切な利用の促進を図ります。(再掲)【障害福祉課 (地域生活)】

- ・「障害者110番」運営事業により、障害のある人の権利擁護について相談員等による専門的な相談体制の充実に努めます。(再掲)【障害福祉課 (地域生活)】
- ・精神障害者に対する多様な相談支援体制を構築するため、市町村に対する技術的支援を行うとともに、自助グループ等の組織育成を図ります。【健康課 (精神保健)】
- ・同じ障害をもつ仲間による相談活動(ピアカウンセリング)を支援します。【健康課 (精神保健)】
- ・メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズ等による精神障害者の地域生活に関する相談活動を支援します。【健康課 (精神保健)】
- ・精神障害者家族の交流や相談のための事業を推進します。【健康課 (精神保健)】

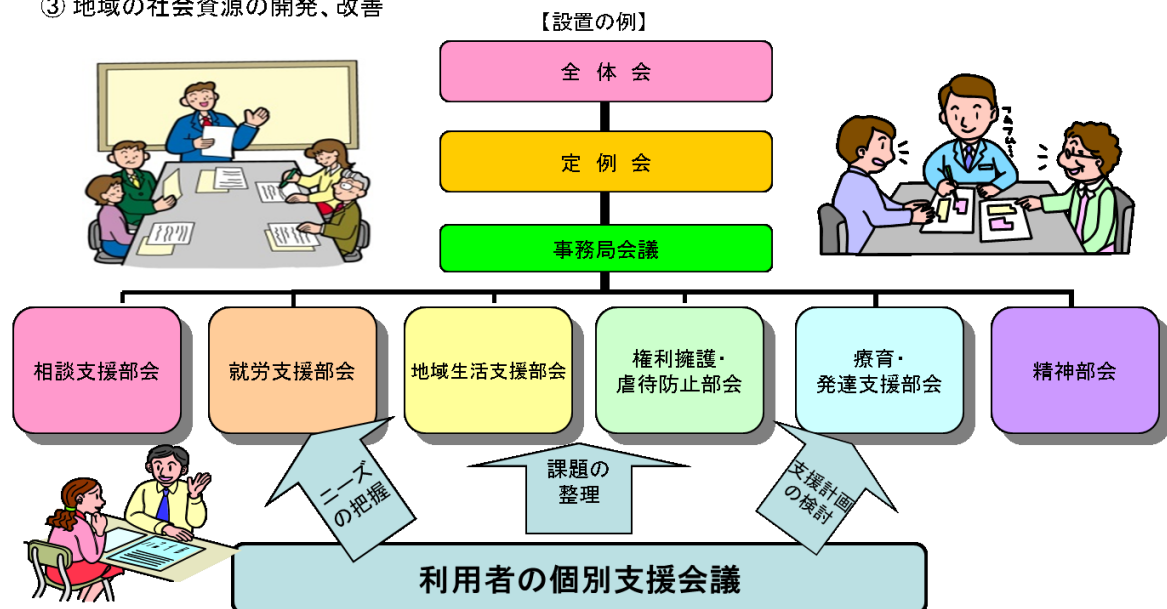
地域自立支援協議会について

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として設置。

【主な機能】

- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善



② 相談支援を行う人材育成

- ・障害者総合支援法等に基づく計画相談支援や地域移行支援・地域定着支援、児童福祉法に基づく障害児相談支援等の必要なサービス量が確保できるよう相談支援従事者の養成や資質の向上を図るとともに、市町村と連携して事業者数の増加を図ります。【障害福祉課 (自立、地域生活)】
- ・地域での身近な相談役である身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者家族相談員に対する研修の充実に努めます。また、障害者相談員は、相談対応のほか地域における支え合い活動や災害時支援などの面でも活躍が期待されることから、各地域において活動の場が広がるよう市町村に啓発や助言等を行います。【障害福祉課 (管理)】
- ・地域の事情に精通した民生委員・児童委員が多様な地域福祉のニーズに対応していくための研修を充実するなど、相談援助活動を支援します。【厚生企画課】

(3) 専門的な相談支援体制の充実

- ・障害者虐待防止法に基づき、富山県障害者権利擁護センターにおいて、障害者虐待の通報・相談の受付や市町村への情報提供・助言等を行います。(再掲)【障害福祉課(管理)】
- ・【新】「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、広域専門相談員や地域相談員を設置し、障害を理由とする差別に関する相談体制の充実に努めます。(再掲)【障害福祉課(管理)】
- ・富山県福祉総合相談センター(富山県総合福祉会館内)による総合相談機能や、福祉・生活に関する情報の受発信機能を充実します。【厚生企画課】
- ・矯正施設(刑務所等)を退所し、自立生活が困難な障害のある人等に対し、富山県地域生活定着支援センターの取組みを周知し、円滑な地域生活を支援します。【厚生企画課】
- ・厚生センター、障害者相談センター、児童相談所、心の健康センター等の行政機関における相談支援体制を充実します。【障害福祉課(自立)、健康課(精神保健)】
- ・リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、きめ細かな相談や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。【障害福祉課(地域生活)】
- ・リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している高次脳機能障害支援センターにおいて、相談支援や普及啓発のほか、関係職員等を対象とした研修会、利用者や入院患者とその家族を対象とした家族教室、調査・研究などを実施します。【障害福祉課(管理)】
- ・障害保健福祉圏域ごとに設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、職場体験、求職活動、職場定着相談などの就労支援や、健康管理、住居、年金などの生活設計に関する助言などの日常生活、社会生活上のきめ細やかな相談体制により、障害のある人の就労継続と地域における自立した生活を支援します。【障害福祉課(自立)】
- ・障害児等療育支援事業により、家庭訪問や外来による療育相談、指導等を行い、市町村と連携しながら、在宅の障害のある人や子どもの地域生活を支援します。【障害福祉課(地域生活)】
- ・厚生センターや難病相談・支援センターにおける難病患者等に対する相談・支援の充実に努めます。【健康課(感染症・疾病)】
- ・難病相談・支援センターにおける講演会や療養相談会の開催、ピアサポーターの養成、就労支援等を実施します。【健康課(感染症・疾病)】
- ・精神科医療に関する緊急の相談に24時間対応する「精神科救急情報センター」の円滑な運用・充実に努めます。【健康課(精神保健)】
- ・ひきこもり本人やその家族等からの相談に対応するひきこもり地域支援センターを中心に、支援困難事例について支援機関の調整等を行うなど、ひきこもり本人及びその家族等を支援します。【健康課(精神保健)】
- ・【新】富山県依存症相談支援センターにおいて、アルコール、薬物、ギャンブル依存症の相談対応や研修会、家族教室等による継続的な支援を実施します。【健康課(精神保健)】
- ・【新】心の健康センターを中心とした、こころの健康に関する相談体制等の充実や、市町村や関係機関と連携したひきこもり対策の強化、自殺防止対策の充実、依存症の相談拠点の整備や民間団体の活動支援などによる支援体制を充実します。【健康課(精神保健)】
- ・【新】「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」の運営にあたっては、関係機関との連携の下、相談者のニーズや特性に応じた適切な支援に努めます。【防災・危機管理課】

2 地域生活を支援するサービスの充実

障害のある人や子どもが住み慣れた地域で自立し、安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害者総合支援法、児童福祉法等に基づき、居宅介護、生活介護、児童発達支援など訪問系サービスや日中活動系サービスの一層の充実に努めるとともに、グループホームなど地域における住まいの場の確保を図ります。

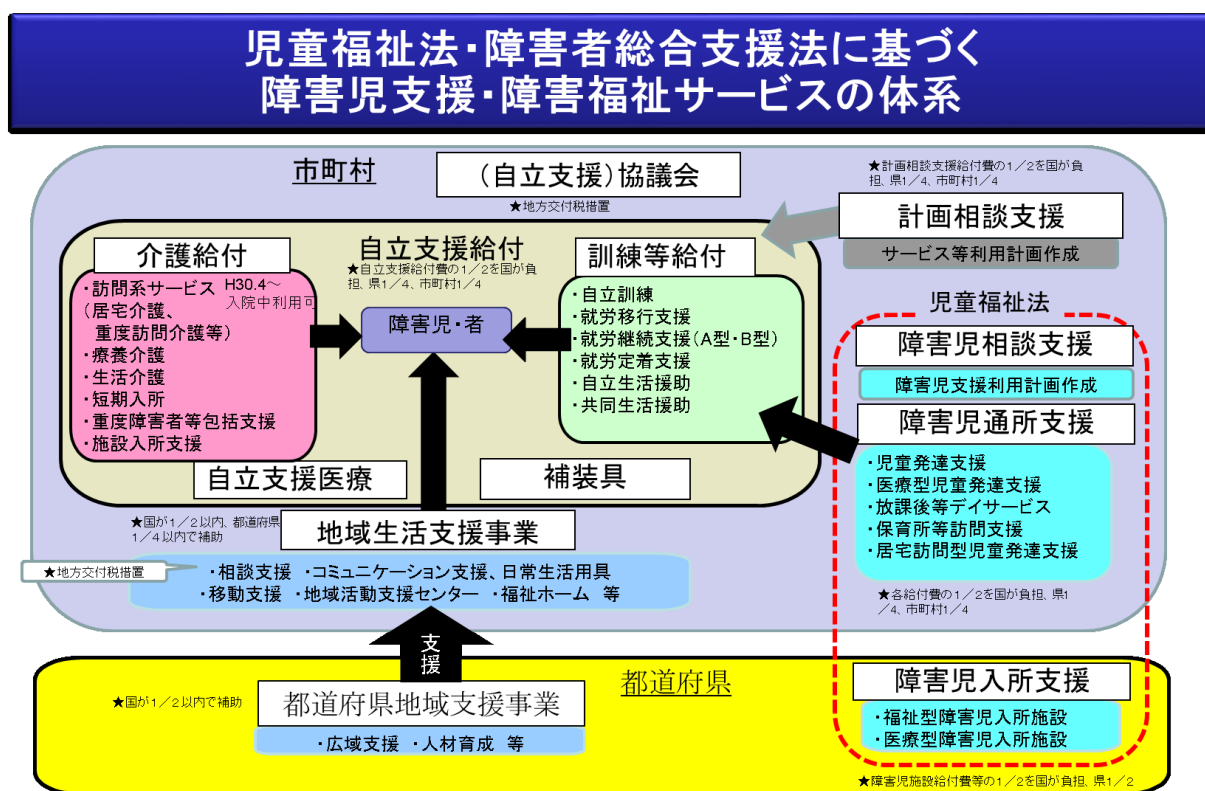
地域生活支援については、本件では、年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害のある人、子どもなど県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会に実現に取り組んできており、このような理念に基づく共生型（富山型）の地域生活支援サービスの充実を促進します。

また、障害のある人や障害のある子どもを介護する保護者・家族の負担を軽減するため、引き続き家族支援の施策に取り組むとともに、様々な福祉機器の活用や身体障害者補助犬、ヘルプマークなど障害がある人に関するマーク、各種障害関係制度に対する理解やその普及促進等を図ります。

さらに、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、盲ろうなどの多様な障害、複合的な障害については、正しい知識の普及や障害の特性に応じた専門的な相談・支援体制の整備を図ります。

こうした取組を進めるにあたっては、人材、財源及び制度を有効に活用し、サービスの重点化、効率化などにも留意します。

＜障害福祉サービス・障害児支援の体系＞



(出典：厚生労働省資料を加筆修正)

(1) 在宅サービス等の充実

① 「共生型」地域生活支援の充実

- ・身近な地域で高齢者、障害（児）者、子ども等を区別なく一緒に福祉サービスを提供する、富山型デイサービス（共生型サービス）をはじめとした地域共生型福祉拠点を整備促進します。
（再掲）【厚生企画課】
- ・地域共生の理念の普及・啓発等により、一般のデイサービス等から富山型デイサービスへの転換を促進します。【厚生企画課】
- ・【新】地域において把握された育児、介護、障害、貧困等の複雑化、多様化した福祉ニーズに対し、コミュニティ・ソーシャルワーカー等の専門職を中心に、多職種、多機関が連携して包括的に支援を行う体制の構築を推進します。【厚生企画課】
- ・【新】民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携したケアネット活動等による地域福祉を推進します。【厚生企画課】
- ・障害のある人と認知症高齢者が共に暮らせる共生型グループホームの整備を支援します。（再掲）
【障害福祉課（自立）】



グループホームの整備

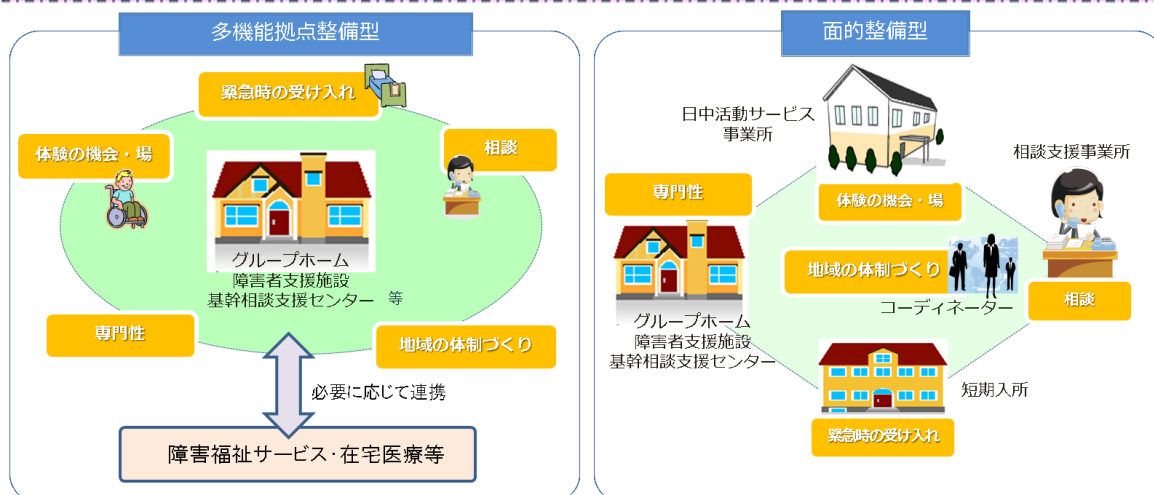
<地域生活支援拠点等の整備>

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



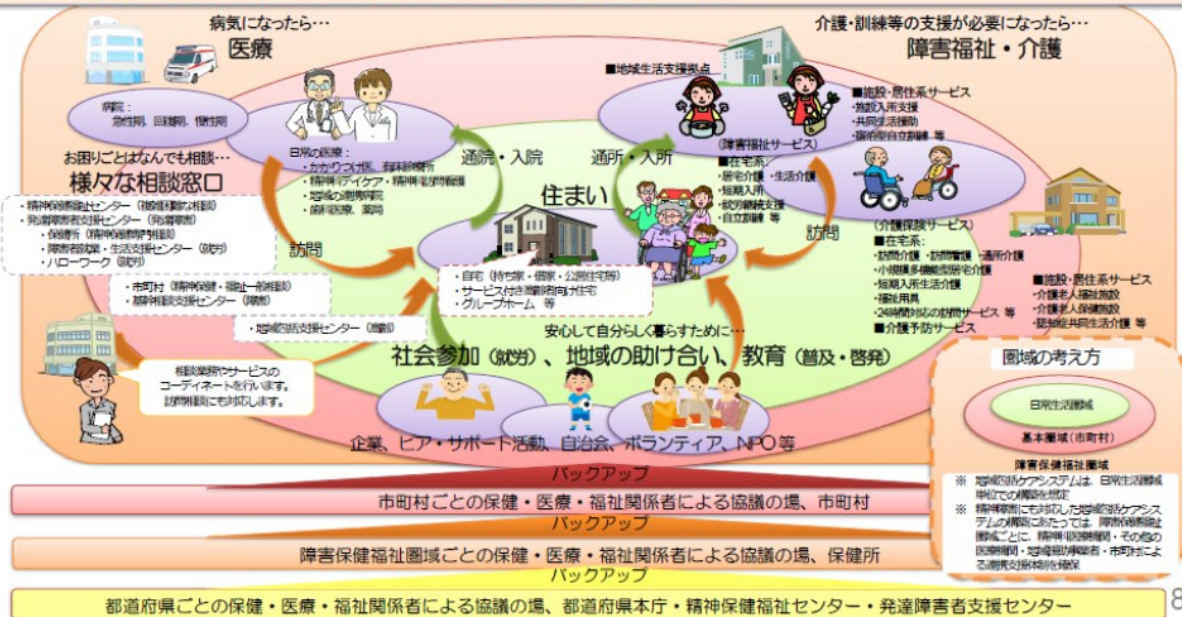
（出典：厚生労働省資料）

② 在宅サービスの充実

- ・障害のある人の生活の質の向上や家族の介護負担の軽減を図るため、居宅介護や短期入所、日中一時支援事業等を充実します。【障害福祉課（自立・地域生活）】
- ・障害のある人の自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、日中活動系サービスを充実します。【障害福祉課（自立・地域生活）】
- ・【新】児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供など、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう体制の整備を図ります。(一部再掲)【障害福祉課(地域生活)】
- ・【新】障害児等療育支援事業により、家庭訪問や外来による療育相談、指導等を行い、市町村と連携しながら、在宅の障害のある人や子どもの地域生活を支援します。(再掲)【障害福祉課(地域生活)】
- ・【新】外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会の提供など、地域生活を支援するために市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて実施する取組に対する支援を推進します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・高齢の障害のある人や常時介護を要する障害のある人等に対する支援の在り方についての国の検討結果を踏まえ、適切な対応を行います。【障害福祉課（自立）】
- ・住み慣れた地域で福祉サービスを受けられるよう、高齢者総合福祉支援事業等による在宅福祉事業や施設の相互利用を推進するなど、他制度との連携による効果的な福祉サービスの提供を推進します。【高齢福祉課】
- ・訪問看護ステーションの整備を推進し、医療ニーズの高い高齢者や障害のある人の安全で自立した生活を支援します。【高齢福祉課】
- ・精神障害のある高齢者やその家族等への支援に資するため、介護保険サービスに関する情報提供を行います。【高齢福祉課】
- ・【新】精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築していきます。【健康課（精神保健）】
- ・【新】これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所等の職員を対象に、精神障害者支援に関する研修を実施し人材育成を行うことで、精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進めます。【健康課（精神保健）】
- ・医療機関や協力事業所等の関係機関と連携し、精神障害者社会適応訓練事業を実施するなど、精神障害者の社会的自立と社会復帰を支援します。【健康課（精神保健）】
- ・精神障害者保健福祉手帳制度の周知普及、制度利用者数の拡大、公共交通機関等の割引制度について周知及び適用拡大に向け関係機関へ働きかけます。(再掲)【健康課（精神保健）】
- ・【新】ピア・フレンズ養成・派遣事業、多職種チームによる訪問支援等により精神障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、支援体制を整備するよう努めます。【健康課（精神保健）】
- ・福祉の分野においてNPO法人等が行う地域貢献型事業（コミュニティビジネス）に対して融資等の支援をします。【経営支援課】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



(出典：厚生労働省資料)

③ 住居の確保

- ・障害のある人の地域での住まいの場であるグループホームの整備に支援し、設置を促進します。
【障害福祉課（自立）】
- ・障害のある人と認知症高齢者が共に暮らせる共生型グループホームの整備を支援します。(再掲)
【障害福祉課（自立）】
- ・県、市町村、福祉・居住支援団体等で構成する「富山県居住支援協議会」において障害者世帯等からの民間賃貸住宅入居に関する相談を受け付けており、引き続き適切に対応します。【建築住宅課】
- ・公営住宅における障害者世帯の優先入居を推進するとともに、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の有効活用による障害者世帯の居住の安定確保を図ります。(再掲)【建築住宅課】
- ・一般財団法人高齢者住宅財団が行う家賃債務保証制度について、引き続き賃貸住宅の経営者等に周知を図ります。【建築住宅課】

④ 障害のある人の家族への支援

- ・居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援や放課後等デイサービス、愛のコミュニティバンク普及事業、重症心身障害児(者)レスパイトサービス事業などの促進により、在宅の障害のある人や子どもを介護している家族の負担軽減に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害のある子どもの保護者に対し、専門講師の指導による健康相談、療育相談を行うとともに、レクリエーション等を通じて親の健康回復等支援に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・放課後児童健全育成事業や障害児わくわく子育て支援事業を実施し、障害のある子どもの放課後等の集団活動の場を確保するなど、保護者の負担軽減のための施策を充実します。【子ども支援課、障害福祉課（地域生活）】
- ・障害者団体の活動を支援することにより、家族同士の交流を促進します。【障害福祉課（地域生

活)】

- ・【新】障害のある人等の家族団体の組織化の促進や地域との連携を深めるための活動を支援します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】障害のある子どもの保護者の高齢化を踏まえた社会的支援を促進します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】発達障害者等の家族その他の関係者が発達障害に対し適切な対応をすることができるよう、研修等の充実に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】発達障害に関する悩み等を持つ当事者同士や発達障害児者を持つ保護者同士の集まる場を提供します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・精神障害者家族の負担を軽減するための各種サービス（短期入所、日中一時支援）を促進します。【健康課（精神保健）】
- ・精神障害者家族の交流や相談のための事業を推進します。（再掲）【健康課（精神保健）】
- ・【新】在宅難病患者一時入院事業（レスパイト入院事業）の実施や相談体制の充実に努めることにより、難病患者家族の支援に努めます。【健康課（感染症・疾病）】

⑤ 福祉機器・各種障害関係制度の普及促進等

- ・【新】県介護実習・普及センターにおける福祉（介護）機器を活用した介護技術研修や導入、活用に係る先進事例の紹介、福祉用具に関するコーディネーターの養成等による福祉（介護）機器・福祉用具の普及を促進します。【厚生企画課】
- ・【新】県介護実習・普及センター、地域包括支援センター等における各種福祉（介護）機器・福祉用具に関する情報の提供を促進します。【厚生企画課】
- ・障害基礎年金等の公的年金制度、特別障害者手当等の各種手当制度の周知に努めます。【障害福祉課（管理）】
- ・富山県心身障害者扶養共済制度の周知に努めます。【障害福祉課（管理）】
- ・税制面の各種減免措置、生活福祉資金の貸付制度等の周知に努めます。【厚生企画課、障害福祉課（管理）】
- ・市町村が実施する補装具や日常生活用具の円滑な給付のため、市町村間の連絡調整や情報提供など必要な支援を行います。【障害福祉課（自立）】
- ・在宅重度障害者住宅改善事業により、障害のある人の住宅の設備、構造等の改善を支援します。（一部再掲）【障害福祉課（管理）】
- ・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入を支援するとともに、補助犬についての県民の理解の促進に努めます（再掲）。【障害福祉課（地域生活）】

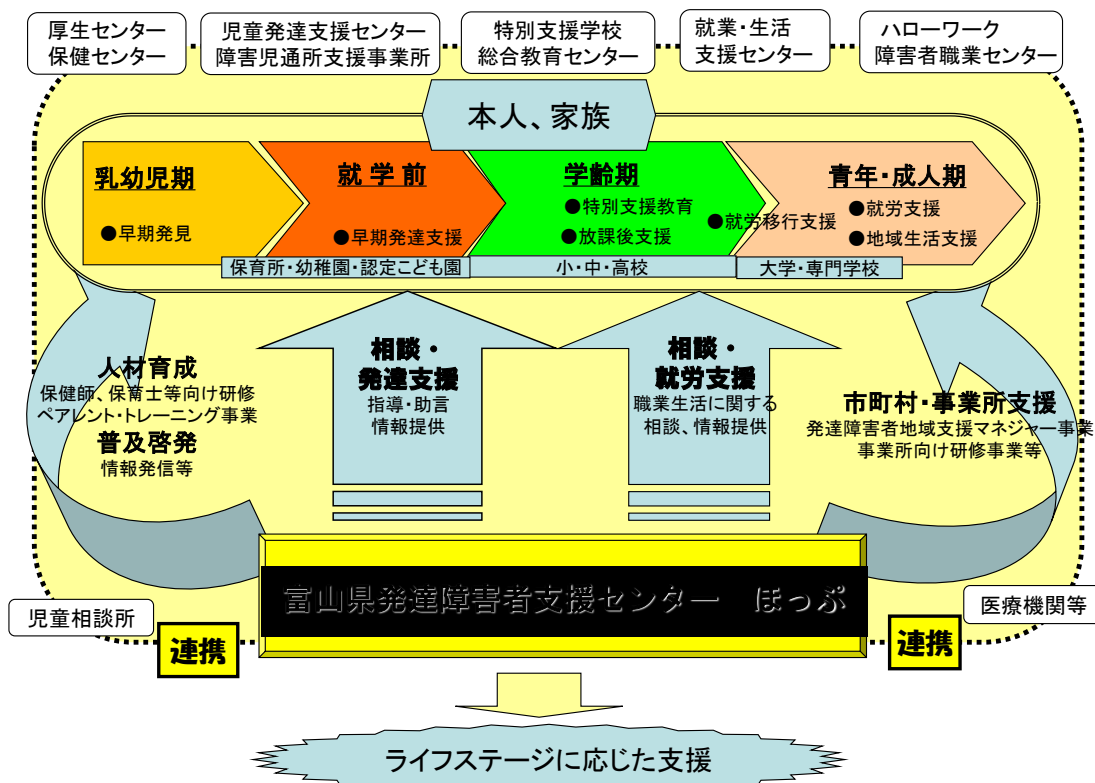


身体障害者補助犬

(2) 障害特性等への対応

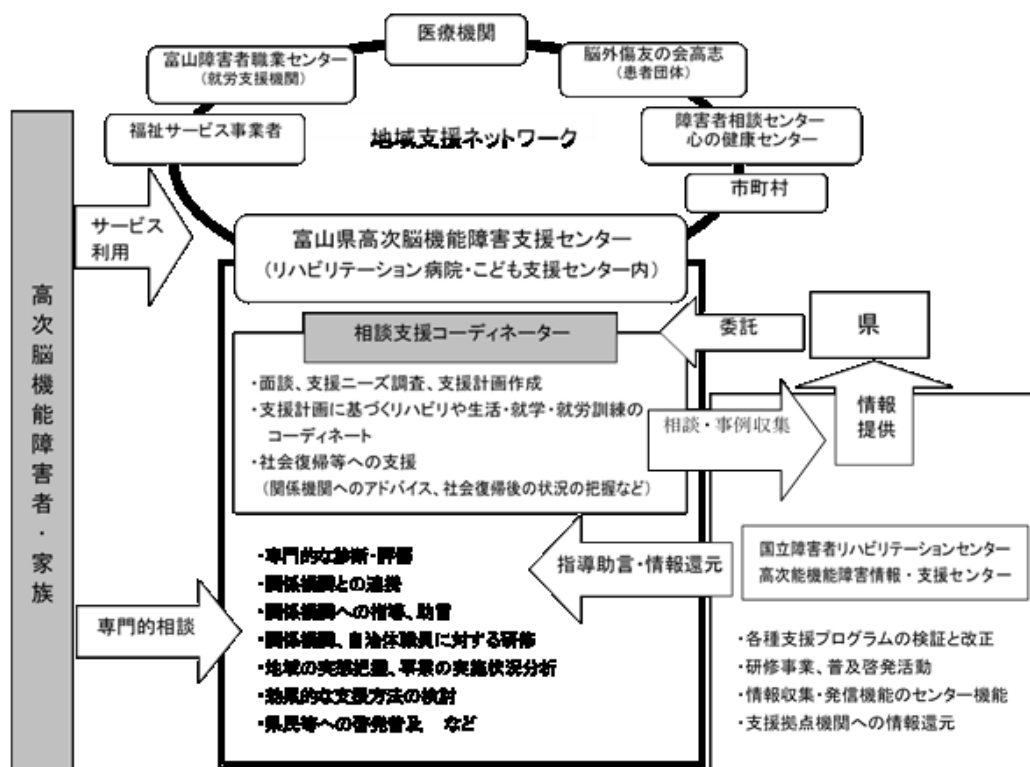
① 発達障害

- ・【新】医療、保健、福祉、教育、保育の関係機関等と連携して、発達障害の早期発見、早期支援に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・市町村とともに乳幼児健診や発達相談等の充実に努め、関係機関と連携しながら早期療育につなげます。また、保健師等への研修を行うなど、早期発見、療育支援技術向上に努めます。【健康課（母子・歯科）】
- ・児童相談所において、言語障害や情緒障害を有する児童の言語や情緒面の相談を受け、保護者が安心して子育てができるよう、必要な助言をします。【子ども支援課、障害福祉課（地域生活）】
- ・軽度の心身障害を有する乳幼児を保育する保育所に対し、担当保育士を配置する経費を助成します。【子ども支援課】
- ・保育に特別な配慮を必要とする児童に対して、保育士等が適切に対応できるよう、保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修等を行います。【子ども支援課】
- ・【新】リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、児童精神科医療の充実に努めます。また、地域のかかりつけの小児科医等の発達障害への対応力の向上を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】発達障害者支援法に基づき設置した発達障害者支援地域協議会における関係機関との協議等を通じて、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない一貫した支援体制のさらなる整備を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、きめ細かな相談や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】発達障害者支援センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村や事業所等に対して相談や助言等を行います。【障害福祉課（地域生活）】
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒について、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関の連携を図り、学校内における支援体制を充実します。【県立学校課、障害福祉課（地域生活）】
- ・県総合教育センターに設置された専門家チームや、巡回指導員、特別支援学校のセンター的機能等により、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への望ましい対応等を示し、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を支援します。【県立学校課、障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】サービス事業所の従業者の発達障害への対応力の向上を図ります。【障害福祉課（地域生活）】



② 高次脳機能障害

- ・リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している高次脳機能障害支援センターにおいて、相談支援や普及啓発のほか、関係職員等を対象とした研修会、利用者や入院患者とその家族を対象とした家族教室、調査・研究などを実施します。(再掲)【障害福祉課 (管理)】
- ・高次脳機能障害支援センターを中心として、関係機関による高次脳機能障害(児)者を支援するためのネットワークの構築に努めます。【障害福祉課 (管理)】



③ 難病

- ・難病患者に対し、障害福祉サービスの制度やその利用について普及啓発に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・難病診療連携拠点病院や協力病院を中心とした入院施設の確保など難病医療提供体制の整備を図ります。【健康課（感染症・疾病）】
- ・【新】難病患者の在宅における療養生活等を支援するため、難病対策地域協議会を設置し、関係機関との連携強化に努め、よりよい療養支援体制を推進します。【健康課（感染症・疾病）】
- ・【新】厚生センターにおいて、難病患者のための医療相談、訪問相談、療養相談会、患者家族の交流会を実施します。また、地域難病ケア連絡協議会の開催など保健、医療、福祉の連携を強化します。【健康課（感染症・疾病）】
- ・厚生センターや難病相談・支援センターにおける難病患者等に対する相談・支援の充実を図ります。（再掲）【健康課（感染症・疾病）】
- ・厚生センターや難病相談・支援センターにおいて、難病ボランティアの育成を推進します。【健康課（感染症・疾病）】
- ・難病相談・支援センターにおける講演会や療養相談会の開催、ピアサポーターの養成、就労支援等を実施します。（再掲）【健康課（感染症・疾病）】

④ その他の障害

- ・多様な障害に対してその特性に応じた適切な対応を検討します。【障害福祉課（管理）】

3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用

これまで、施設に入所している障害のある人の地域生活への移行を支援するとともに、グループホームなど地域生活を支援するサービスの整備に努めてきたことから、県内の施設入所者数は減少してきています。これからも、地域生活を希望する障害のある人が、地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス、ボランティア活動の充実を図っていく必要があります。

その一方、入所施設については、真に入所の継続や新たな入所が必要な障害のある人や障害のある子どもが適切なサービスを利用することができるよう、一定の入所定員の維持を図る必要があります。同時に、多種・多様な専門性を有する地域の資源として、専門的機能を他機関と連携・協働して障害のある人や障害のある子ども及びその家族を支援し、緊急時や災害時をはじめとして安全で安心な地域生活の継続・向上をはかるための包括的なケアの一翼を担うことが期待されます。

さらに、多くの人たちが入所施設で生活していることを鑑み、入所者の生活を支援する職員の確保や質の向上に努めるとともに、国の検討状況なども踏まえ、障害のある人の高齢化や重度化・重複化に応じた施設機能の在り方を引き続き検討します。

(1) 施設整備の基本的な考え方

- ・入所施設の整備については、地域の実情を踏まえ、真に必要なものに限定します。【障害福祉課（自立）】
- ・障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、日中活動の場（生活介護事業、就労継続支援事業、地域活動支援センター等）と、住まいの場（グループホーム）について、バランスに配慮しつつ計画的に整備を促進します。【障害福祉課（自立）】

(2) 施設機能の充実と地域生活支援への活用

- ・施設入所者の生活の質（QOL）の向上やプライバシーの確保を図るため、施設の小規模化・個室化を推進するなど、利用者の福祉サービスの充実に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・施設利用者の利便性の向上を図るため、介護機器など福祉用具の導入により施設機能の向上に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・施設入所者の高齢化や障害の重度化・重複化に対し、国の検討事項等を踏まえ、施設機能の在り方等について引き続き検討します。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】障害の重度化、障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の状況に応じ、居住支援機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応など）に地域支援機能（地域の体制づくりの支援など）を集約・付加した拠点（地域生活支援）若しくはこれらの機能を地域の複数機関が分担して担う面的な体制の整備を推進します。【障害福祉課（自立）】
- ・障害のある人が地域住民と交流しながら地域で安心して暮らせるよう、障害者支援施設と連携し、その専門的機能を活用し、障害のある人の地域生活を支援します。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】高齢の障害のある人や認知症を発症した障害のある人等が、なじみのある事業所で引き続きサービスを受けることができるよう、共生型サービスの推進に努めます。【障害福祉課（自立）】

4 質の高いサービスの提供

障害福祉ニーズの多様化に対応し、障害のある人及び障害のある子どもに質の高い障害福祉サービスを提供するには、サービス提供事業者や施設がサービスを多様化させ、質の向上に努めるとともに、サービスを支える人材の養成・確保や資質の向上を図る必要があります。

このため、事業者の業務管理体制の監督体制、障害福祉サービス等の情報公開制度への対応、サービス提供事業者等によるサービスの自己評価や第三者評価機関等による客観的なサービス評価を実施します。また、障害のある人や障害のある子どもに対する処遇が適切になされるよう、サービスに対する苦情解決体制の十分な活用を図ります。

障害の特性や複合的な悩みに応じたきめ細かなサービスが提供できる障害福祉サービスを支える人材の確保を図るほか、専門性を高める研修の充実に努めます。

また、障害のある人の地域における生活を支援し、安心して日常生活や社会生活を送れるよう、手話通訳、点訳、要約筆記等の専門的な知識や技術を有する人材の確保・養成、コミュニケーション支援に努めます。

(1) サービスの質の向上

① 施設運営の適正化

- ・市町村や指定事業者等に対して、研修や指導監査を実施します。【障害福祉課（自立）】
- ・障害福祉サービスに関するニーズの把握に努めるとともに、利用するサービスを選択しやすいよう、適切な情報提供に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】個人情報の適切な管理や事業所でのプライバシーの保護を推進します。【障害福祉課（自立）】
- ・利用者の選択の幅が広がるよう、障害福祉サービス事業所の新規参入や新たな分野の開拓を促すほか、サービス管理責任者等研修や相談支援従事者研修の充実に通じて、サービス提供事業者をできるだけ多く確保することに努めます。【障害福祉課（自立）】

② 苦情解決機能の充実

- ・施設等における苦情解決体制の充実により、サービスの質の向上を促進します。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や、福祉サービスに関する苦情解決など、利用者の意向、適性、障害の特性に配慮したサービス提供体制の充実に努めます。【再掲】【障害福祉課（自立）】

③ 第三者評価の実施促進

- ・サービス提供事業者等の自己評価の実施を促進するとともに、第三者による客観的な評価を実施し、サービスの質の向上を図ります。【厚生企画課】
- ・第三者評価機関の調査者研修や評価結果の公表に取り組み、サービスの質の向上に努めます。【厚生企画課】

(2) 福祉を支える人材の育成・確保・定着

① 福祉人材の養成確保

- ・障害のある高齢者等のケアマネジメントを含め、ケアマネジャーの知識・技術等能力及び資質

の向上のための研修を実施します。【高齢福祉課】

- ・視覚障害者のコミュニケーションを支援する点訳奉仕員や朗読奉仕員を養成します。(再掲)【障害福祉課 (地域生活)】
- ・聴覚障害者の意思伝達を円滑にする手話通訳者や、手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の意思伝達手段である要約筆記を行う要約筆記者を養成します。(再掲)【障害福祉課 (地域生活)】
- ・盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。(再掲)【障害福祉課 (地域生活)】
- ・強度行動障害のある者の特性に応じ、一貫性を持った支援を行うことができる人材を養成します。【障害福祉課 (地域生活)】
- ・海外からの希望のあった技術研修員に対し、障害福祉に関する知識やサービスの習得のための研修の機会を提供することによって、開発途上国等における福祉人材の養成を支援します。【国際課】

② 施設等従事者の研修

- ・富山県社会福祉協議会において社会福祉事業への従事を希望する者への就業情報等を提供するとともに、社会福祉事業経営者等に対する研修等を行い福祉人材の確保の支援に努めます。【厚生企画課】
- ・【新】国の見直しに合わせ、障害福祉サービス事業所等において、利用者に対する一連のサービス提供のプロセスを管理するサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の基礎研修、実践研修、更新研修等を実施します。【障害福祉課 (自立)】
- ・国の見直しに合わせ、相談支援業務に従事する者の資質の向上と新規従事者の養成を図る相談支援従事者研修を実施します。【障害福祉課 (自立)】
- ・障害のある人に対し適切なサービスが提供できるよう、障害の特性等を理解した居宅介護従業者 (ホームヘルパー) を養成するための研修の充実に努めます。【障害福祉課 (地域生活)】
- ・同行援護等のサービス提供体制を強化するため、従業者養成研修の充実に努めます。(再掲)【障害福祉課 (地域生活)】
- ・介護職員等が安全で適切にたんの吸引等を行うことができるよう、研修の受講を促します。【障害福祉課 (地域生活)】
- ・地域で生活する重症心身障害児 (者) の支援のため、医療的ケア児等を含む重症心身障害児 (者) に対応できる生活介護事業所等の職員を養成します。【障害福祉課 (地域生活)】
- ・障害支援区分に基づく支給決定事務が客観的かつ公平・公正に実施されるよう、認定調査員等に関する研修を実施します。【障害福祉課 (自立)】
- ・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るために必要な人材を育成します。(一部再掲)【障害福祉課 (管理)】
- ・【新】これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所等の職員を対象に、精神障害者支援に関する研修を実施し人材育成を行うことで、精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進めます。(再掲)【健康課 (精神保健)】

③ 「元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト」の推進

- ・富山県福祉人材確保対策会議を中心として、福祉人材確保に関するより効果的な方策を検討します。【厚生企画課】

ア 若者等への介護・福祉の魅力のPRや多様な人材の参入促進

- ・【新】「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」による福祉職場体験や中高生への出前講座、高校生の介護体験学習、インターンシップ等により、小中高校や介護福祉士養成校、福祉施設等と連携した若者の福祉分野への参入を促進します。【厚生企画課】
- ・【新】「介護の日」キャンペーンイベントや、福祉・介護フォーラムの開催、テレビコマーシャルなどによる介護の魅力のPRに努めます。【厚生企画課】
- ・介護人材の裾野を広げるため、介護サポーター（助手）やボランティア等の育成を図ります。【厚生企画課】

イ 介護・福祉サービスを担う人材の教育・養成の推進

- ・介護福祉士、社会福祉士の資格取得を目指す学生に対して修学資金の貸与を行うなど、専門的職員の養成・確保に努めます。【厚生企画課】
- ・【新】介護職員の専門性を高める研修の実施や研修参加時の代替職員雇用への支援など、職員の資質向上を推進します。【厚生企画課】
- ・【新】県内介護福祉士養成校における介護福祉士等の育成を支援します。【厚生企画課】
- ・【新】介護を学ぶ外国人の日本語学習や介護福祉士資格取得等に対して関係団体と連携して支援します。【厚生企画課】

ウ 就業・相談支援

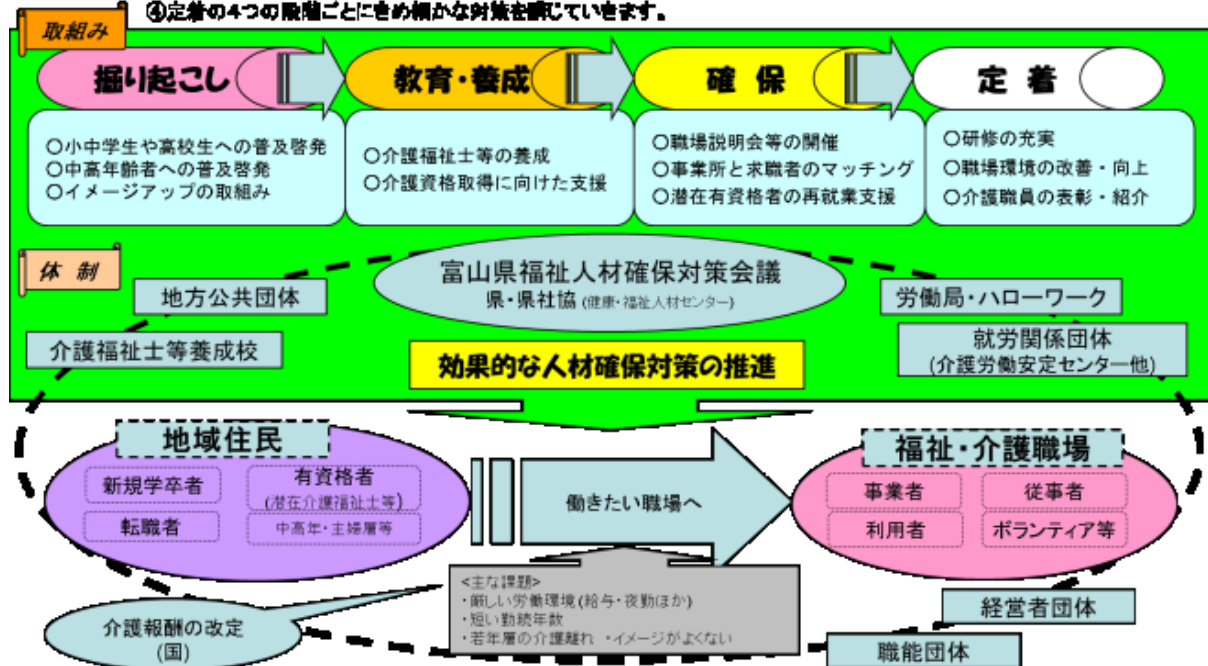
- ・【新】富山県健康・福祉人材センター等における無料職業紹介、相談、情報提供等の就業援助やハローワークとの連携促進について支援します。【厚生企画課】
- ・潜在的な介護人材の掘り起こしや富山県健康・福祉人材センターにおけるマッチング強化、福祉職場説明会の開催等により、就業を支援します。【厚生企画課】
- ・【新】離職介護職員の再就職時の必要な費用の貸付などにより再就職を促進します。【厚生企画課】

エ 処遇・職場環境の改善等による職場定着（離職防止）支援

- ・施設職員への研修や処遇向上により、離職を防ぎ、職場への定着を図ります。【厚生企画課】
- ・【新】雇用環境向上に取り組む事業所の表彰などによる職場環境の改善を推進します。【厚生企画課】
- ・介護職場でがんばっている中堅職員の表彰や新任職員の合同入所式等により、職員の職場定着を支援します。【厚生企画課】
- ・【新】新任職員などの相談にのったり実践的な指導ができる中堅リーダーの養成を支援します。【厚生企画課】
- ・【新】福祉用具を活用した腰痛予防による離職防止のための支援や腰痛予防対策の普及・促進を図ります。【厚生企画課】
- ・【新】社会福祉法人の理事長や社会福祉施設の施設長に対する経営管理研修等を実施します。【厚生企画課】

元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクトの推進

福祉人材の確保を効果的に推進していくために、関係機関が連携、協力し、①掘り起こし、②教育・養成、③確保、④定着の4つの段階ごとにきめ細かな対策を講じていきます。



Ⅲ 質の高い保健・医療体制の充実

障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう地域医療体制等の充実を図るとともに、障害の原因となる疾病の予防・治療、精神保健・医療体制の整備、保健・医療人材の育成・確保などを着実に進めます。

1 保健・医療施策の充実

障害のある人及び障害のある子どもに対する適切な保健サービス、医療、リハビリテーションの提供は、障害のある人及び障害のある子どもが安心して地域生活を送る上で欠くことができないものです。また、障害の原因となる疾病等の早期の予防や治療、障害の早期発見のために、適切な保健、医療サービスを提供していく必要があります。

障害の原因となる疾病等の早期の予防や治療、障害の早期発見のために、妊娠期から乳幼児期、小児期にわたる健康診査や相談・指導を充実するなど母子保健対策を推進するとともに、ライフステージに応じた健康管理や疾病予防を行うなど、保健対策を推進します。

また、人工呼吸器等を装着している等の医療的ケアを要する障害のある子どもをはじめ、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の支援が必要な障害のある人及び障害のある子どもに対する在宅医療の体制整備等を推進し、医療、医療的リハビリテーションを充実するとともに、健康診査、相談体制の充実や、リハビリテーションをより身近な地域で受けられるような体制の整備を進めます。

さらに、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などリハビリ関係者、医療・保健従事者、専門職の確保や資質の向上を図ります。

また、心の健康の問題では、精神障害に関する正しい知識の普及や精神医療提供体制の整備を図る必要があります。このため、心の健康づくりのための各種の施策を推進するとともに、精神障害の予防や早期発見、早期治療の促進や医療連携体制の構築、適切な保健・医療の確保を図ります。また、高齢化に伴う認知症や若年性の認知症に対する施策を進めます。

(1) 障害の原因となる疾病の予防・早期発見

① 母子保健対策の推進

- ・妊産婦の健康の保持・増進を図るため、医療機関との連携を強化して健康診査、訪問、相談指導等を効果的に推進します。【健康課（母子・歯科）】
- ・妊婦に対する切迫早産等妊娠中の異常の予防に関する知識の啓発普及や、保健医療関係者に対する妊娠・出産の安全性の確保、適切な母体搬送の定着を目的とした講習会を実施するなど、周産期保健医療体制を強化します。【健康課（母子・歯科）】
- ・母体や胎児に影響を及ぼす妊娠高血圧症候群や糖尿病などを対象に、妊産婦の医療費の公費負担を行います。【健康課（母子・歯科）】
- ・新生児死亡及び心身障害を予防するため、専門的高度医療を提供する周産期母子医療センター等の機能を充実するとともに、同センターを拠点とした周産期保健医療連携体制を充実します。【健康課（母子・歯科）】

- ・総合周産期母子医療センターや各地域の病院、診療所などの関連施設の相互の連携、これらの施設と母子保健事業を行う厚生センターや市町村との連携の推進に努めます。【健康課（母子・歯科）】
- ・先天性疾病の早期発見・早期対応のため、先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査等のマス・スクリーニングを推進するとともに、関係機関の連携による支援体制の充実を図ります。【健康課（母子・歯科）】
- ・市町村と連携しながら、未熟児や重症な疾患で医療機関との連携が必要な乳幼児への養育支援の充実を図るとともに、周産期地域連携ネットワーク事業などにより、医療機関との連携体制の強化を図ります。【健康課（母子・歯科）】
- ・乳幼児の訪問や健康診査及び相談等を通して、心身障害児や心身の発達に支援が必要な乳幼児とその保護者に対し、疾病や障害の早期発見や早期対応及び合併症や二次障害の予防に努めます。また、相談支援技術向上など関係者の資質向上や、関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。【健康課（母子・歯科）】
- ・慢性疾患など長期療養児の相談や地域相談支援体制の充実に努めます。【健康課（母子・歯科）】
- ・母子保健推進員など地域組織を一層強化して、地域ぐるみの支援体制の充実を図ります。【健康課（母子・歯科）】

② 成人保健対策の推進

- ・健康増進法に基づく健康教育、健康相談等の保健事業を推進し、壮年期からの疾病予防や健康管理を行います。【健康課（がん対策）】
- ・「富山県健康増進計画（第2次）」に基づき各種施策を推進し、「健康寿命の延伸」を基本目標とした健康づくり、望ましい生活習慣の確立及び生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底等に努めます。【健康課（健康増進）】
- ・高齢者の介護予防や認知症予防のための施策を推進します。【高齢福祉課】

(2) 保健・医療体制の充実

① 障害のある人に対する医療

- ・救急医療体制の整備や救急医療情報システムの適切な運営により、救急医療への対応を一層充実します。【医務課】
- ・地域の医療機関で歯科診療を受けることが困難な障害のある人に対して、富山県歯科保健医療総合センターにおいて歯科診療を行います。【医務課】
- ・【新】医療的ケアを必要とする小児への在宅医療に取り組む人材の育成を支援します。【医務課】
- ・（公財）富山県移植推進財団及び（公財）富山県アイバンクにおける腎臓及び眼球の提供登録や臓器提供意思表示カード（ドナーカード）の普及啓発による臓器移植などを推進します。【医務課】
- ・インターネットを通じて医療機関に関する多様な情報を提供する「とやま医療情報ガイド」において、車椅子への対応、視覚障害者、聴覚障害者への配慮等の情報を提供します。【医務課】
- ・【新】医療機関において、障害特性に応じた必要な合理的配慮がなされるよう、理解の促進に努めます。【医務課】
- ・在宅で必要に応じた適切な医療が24時間・365日受けられるよう、在宅医療を行う開業医グループ等への支援や訪問看護の充実など、在宅医療の体制整備に努めます。【高齢福祉課】
- ・在宅療養者が安心して療養が続けられるよう、医師・看護師など医療関係者とケアマネジャー、

ホームヘルパーなど介護関係者が連携して、医療・介護サービスを提供できる体制整備の推進に努めます。【高齢福祉課】

- ・障害のある人が必要な医療サービスを受けられるよう、自立支援医療制度や公費負担医療制度、重度心身障害者等に対する医療費助成制度の普及と適切な運用を図ります。【障害福祉課（管理、自立）、高齢福祉課】

② 障害のある人に対する適切な保健サービス

- ・二次障害や合併症を予防し障害の軽減を図るとともに、障害のある人や家族が十分な理解と納得（インフォームドコンセント）が得られるよう、疾病についての知識、日常生活における留意事項などの普及に努めます。【医務課】
- ・厚生センターで、保健・医療・福祉関係機関のネットワークづくりを支援します。【医務課】
- ・厚生センターにおいて、主に精神障害者や難病患者を対象にしている保健・福祉サービス調整推進事業の活動の充実を図ります。【健康課】
- ・厚生センターにおいて、難病患者のための医療相談、訪問相談、療育相談会、患者家族の交流会を実施します。（一部再掲）【健康課（感染症・疾病）】
- ・障害児・者歯科医療ネットワーク（障害（児）者が身近な医療機関で歯科受診を受けることができ、また、必要に応じてより専門的な歯科医療を受けることができる体制）により歯科医療の提供を推進します。【健康課（母子・歯科）】
- ・障害（児）者を対象とする歯科健診や保健指導の導入を検討するとともに、施設職員等を対象に歯科保健に関する研修を行います。【健康課（母子・歯科）】
- ・障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組みを促進します。【健康課（母子・歯科）】
- ・難病診療連携拠点病院や協力病院を中心とした入院施設の確保など難病医療体制の整備を図ります。また、在宅重症難病患者一時入院事業を実施し、難病患者の在宅療養支援に努めていきます。（再掲）【健康課（感染症・疾病）】
- ・難病相談・支援センターにおいて、講演会や療養相談会の開催、ピアサポーターの養成、就労支援等を実施します。（再掲）【健康課（感染症・疾病）】
- ・厚生センターで精神保健福祉相談や訪問指導、家族や障害のある人本人を対象とした教室等を実施します。【健康課（精神保健）】

③ 専門職種の確保

- ・医師、歯科医師の臨床研修制度の推進により、医療従事者の資質の向上を図ります。【医務課】
- ・訪問看護の進展等による看護職員の需要増に対して、訪問看護師養成講習会や訪問看護に関する相談事業及び支援事業を実施し、看護職員の確保を図ります。【医務課】

(3) リハビリテーション提供体制の充実

- ・【新】富山県地域リハビリテーション推進会議において、本県の地域リハビリテーション推進方策や支援体制の充実に関する検討を行い、地域リハビリテーションのより一層の推進を図ります。【健康課（がん対策）、高齢福祉課】
- ・富山県リハビリテーション支援センター（富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）、地域リハビリテーション広域支援センター（6病院）、地域リハビリテーション地域包括ケアサポートセンター、地域リハビリテーション協力機関、厚生センター・富山市保健所、富

- 山県医師会、**郡市医師会**、市町村、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどとの連携により、地域リハビリテーション事業の推進を図ります。【健康課（がん対策）、高齢福祉課】
- ・【**新**】地域リハビリテーションに関する調査・分析を行い、得られた情報をもとに地域リハビリテーション事業の推進に努めます。【健康課（がん対策）】
 - ・【**新**】地域包括ケアサポートセンター及び協力機関と連携しながら、高齢者の介護予防・自立支援・重度化防止に係る視点も強化した地域リハビリテーション推進体制の構築に努めます。【健康課（がん対策）、高齢福祉課】
 - ・急性期から回復期、維持期（生活期）に至るまで、患者の症状に応じたリハビリテーションを行う体制の充実を図ります。【医務課、健康課（がん対策）】
 - ・【**新**】一般病床、療養病床から回復期リハビリテーション病床への転換を支援します。【医務課】
 - ・【**新**】富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、県内唯一の公立リハビリテーション専門病院として、高度専門的なりハビリテーション医療の提供や重度心身障害児への対応などに取組みます。【障害福祉課（管理係）】
 - ・【**新**】富山県リハビリテーション病院・こども支援センターを本県のリハビリテーション医療の推進拠点として機能の充実・強化を図り、県全体のリハビリテーション医療水準の底上げと地域リハビリテーションの推進を図ります。【障害福祉課（管理係）】
 - ・【**新**】富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、入退院支援から在宅生活までの一貫した相談を行うほか、訪問看護や訪問リハビリテーション等の在宅サービスを提供するなど、退院後の地域生活を支援します。【障害福祉課（管理係）】
 - ・リハビリ関係技術者及び生活習慣病予防対策に関わる医療・保健福祉従事者の各種研修を実施するなど資質の向上を図ります。【健康課（がん対策）】

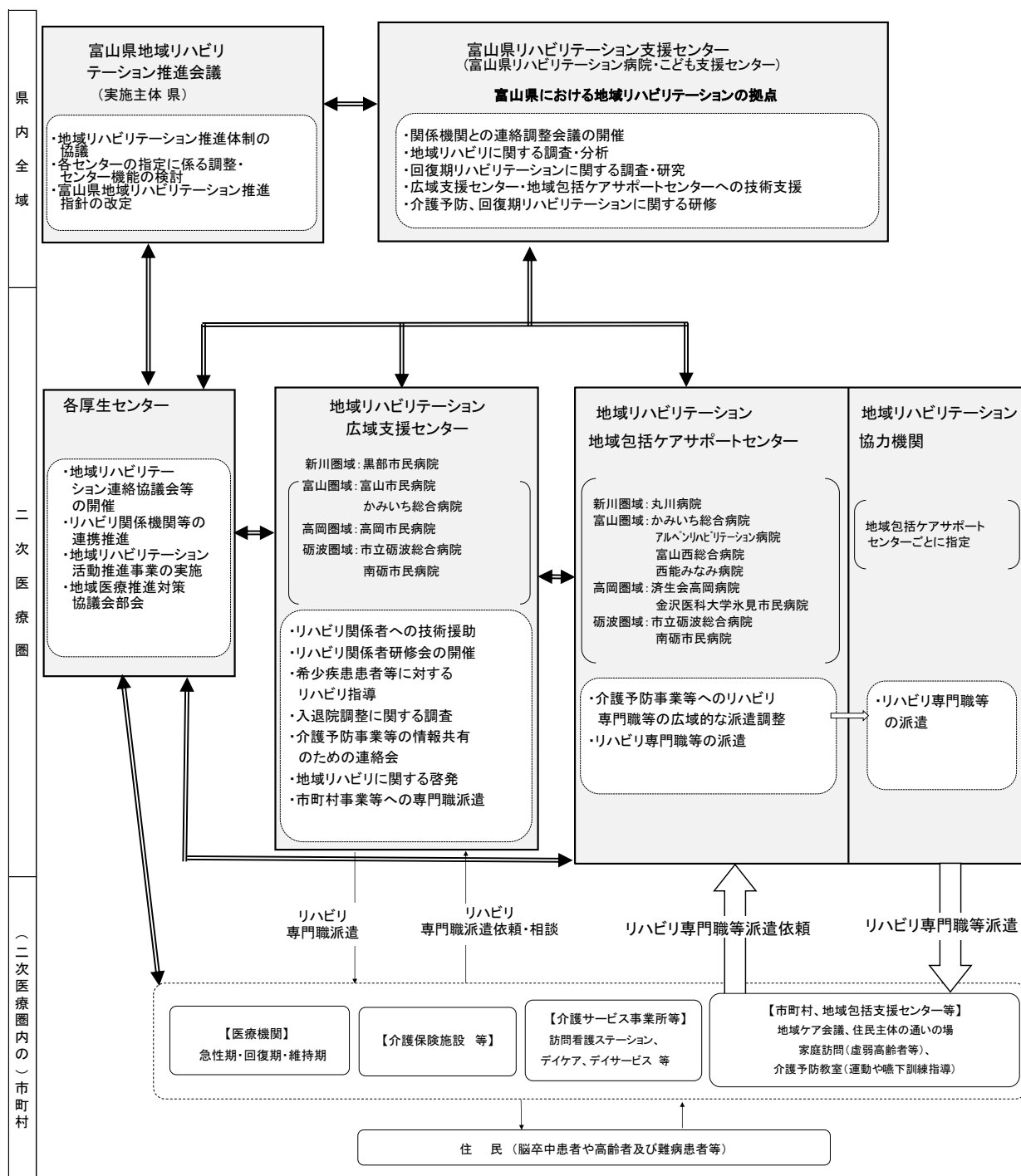


富山県リハビリテーション病院
・こども支援センター



リハビリテーション風景

富山県地域リハビリテーション支援体制整備事業体系図



(4) 精神保健・医療施策の推進

① 心の健康づくり

- ・【新】心の健康センターを中心とした、こころの健康に関する相談体制等の充実や、市町村や関係機関と連携したひきこもり対策の強化、自殺防止対策の充実、依存症の相談拠点の整備や民間団体の活動支援などによる支援体制を充実します。(再掲)【健康課(精神保健)、心の健康センター】
- ・【新】精神障害のある人の生活実態やニーズを踏まえた、こころの健康づくりに資する施策を推進します。【健康課(精神保健)、心の健康センター】
- ・様々なストレスについて、関係機関とも連携しながら、包括的な支援を行い、メンタルヘルス対策に努めます。【健康課(精神保健)、心の健康センター】
- ・【新】市町村や相談機関、関係団体と連携した普及啓発や相談支援体制の充実、若者の自殺対策、企業等への取組への支援、市町村の自殺対策への支援や人材育成など、総合的な自殺防止対策を推進します。【健康課(精神保健)】
- ・近年増加傾向にあり、自殺とも関連が深いとされるうつ病について、その対策の充実に努めます。【健康課(精神保健)】
- ・自殺未遂者・自殺遺族等のケアに関する知識の普及を図ります。【健康課(精神保健)、心の健康センター】

② 精神医療の充実

- ・統合失調症やうつ病などによる精神障害の早期発見・早期治療を促進するとともに、自立支援医療費制度の活用により在宅患者の治療を支援します。【健康課(精神保健)、心の健康センター】
- ・休日や夜間の精神障害の急性発症や急性期症状に対応し、適切な医療の確保を図るため、精神科救急医療体制の維持・充実に努めます。【健康課(精神保健)】
- ・精神科医療に関する緊急の相談に24時間対応する「精神科救急情報センター」の円滑な運用・充実を図ります。(再掲)【健康課(精神保健)】
- ・【新】ピア・フレンズ養成・派遣事業、多職種チームによる訪問支援等により精神障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、支援体制を整備するよう努めます。(再掲)【健康課(精神保健)】
- ・精神医療審査会等の適切な運営を通じて、入院中の者に対する適正な医療及び処遇の確保を図ります。【健康課(精神保健)、心の健康センター】
- ・心の健康センターを中心に市町村、医療機関、厚生センターと連携して、精神保健福祉に関する普及啓発・相談指導、調査研究の充実を図ります。【健康課(精神保健)、心の健康センター】
- ・かかりつけ医のうつ病や依存症の対応力の向上を図るため研修会を実施するよう努めます。【健康課(精神保健)】

③ 認知症施策の充実

- ・認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、認知症の早期発見・早期対応の促進に努めます。【高齢福祉課】
- ・かかりつけ医や病院の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等医療従事者の認知症対応力の向上を図るため、認知症サポート医による研修等を実施します。【高齢福祉課】
- ・認知症介護に携わる職員の資質向上のため、指導者の養成や認知症介護の実践研修等を行います。

す。【高齢福祉課】

- ・地域における認知症高齢者とその家族を支援するため、認知症サポーターの養成などによる認知症の正しい知識の普及・啓発や、行方不明者の早期発見・保護のための広域的な連携・地域ネットワークの構築など見守り体制の整備を推進します。【高齢福祉課】
- ・保健、医療、福祉、雇用などの地域関係機関等によるネットワークづくりを推進し、認知症を有する者の状況に応じた支援体制の充実に努めます。【高齢福祉課】
- ・厚生センター等において、認知症に関する相談指導を行うほか、訪問指導、家族支援等の充実に努めます。【高齢福祉課】
- ・より身近な市町村や地域包括支援センター等に設置する認知症地域支援推進員による認知症相談の充実に努めます。【高齢福祉課】
- ・【新】認知症疾患医療センターにおいて、認知症に関する相談に応じるほか、専門医療を提供するとともに、地域の保健、医療、福祉などの関係機関との連携を推進します。【高齢福祉課】
- ・【新】認知症の早期発見、早期治療のための認知症初期集中支援チームの機能の強化に努めます。【高齢福祉課】
- ・【新】若年性認知症相談・支援センターにおいて、若年性認知症に関する相談や市町村等の関係機関向け研修、交流の場づくり、就労・社会参加支援などを行います。【高齢福祉課】

(5) 保健・医療を支える人材の育成・確保

- ・【新】医療的ケアを必要とする小児への在宅医療に取り組む人材の育成を支援します。(再掲)【医務課】
- ・医師、歯科医師の臨床研修制度の推進により、医療従事者の資質の向上を図ります。(再掲)【医務課】
- ・訪問看護の進展等による看護職員の需要増に対して、訪問看護師養成講習会や訪問看護に関する相談事業及び支援事業を実施し、看護職員の確保を図ります。(再掲)【医務課】
- ・かかりつけ医や病院の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等医療従事者の認知症対応力の向上を図るため、認知症サポート医による研修等を実施します。(再掲)【高齢福祉課】
- ・認知症介護に携わる職員の資質向上のため、指導者の養成や認知症介護の実践研修等を行います。(再掲)【高齢福祉課】
- ・リハビリ関係技術者及び生活習慣病予防対策に関わる医療・保健福祉従事者の各種研修を実施するなど資質の向上を図ります。(再掲)【健康課 (がん対策)】
- ・精神障害者が地域生活に移行できるよう、保健・医療・福祉分野の従事者のほか、メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズなど、地域生活を支援する人材の育成や資質の向上を行い、地域における受入れ基盤の拡充を促進します。(一部再掲)【健康課 (精神保健)、心の健康センター】
- ・厚生センターにおいて、保健医療福祉関係者、精神障害者家族等に対し、メンタルヘルスの理解を深める研修を実施します。【健康課 (精神保健)】
- ・かかりつけ医のうつ病や依存症の対応力の向上を図るため研修会を実施するよう努めます。(再掲)【健康課 (精神保健)】
- ・【新】水準の高い看護の実践と他の看護師等への指導を行う認定看護師の育成を支援します。【医務課】

IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実

障害のある子ども一人ひとりの自立と社会参加の実現を目指し、個別の教育的ニーズに応じた切れ目のない一貫した教育や療育を行います。また、障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営み、適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう雇用・就労の促進に取り組むとともに、自らの可能性を追求し、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて、学習活動、スポーツや芸術・文化等に親しむ機会の充実に努めます。

1 障害のある子どもの教育・育成の充実

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、子ども一人ひとりの自立と社会参加を実現するためには、家庭や地域、専門家や支援団体等のほか、教育・保健・医療・福祉・労働等の各分野が連携し、個別の教育的ニーズや障害の特性に応じたきめ細かな支援を、乳幼児期から成人期まで切れ目なく一貫して行うことが重要です。

そのため、個別の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を提供し、引き継いでいくための多様で柔軟な仕組みの整備に努めます。また、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、合理的配慮の提供等の充実に努め、特別支援教育を着実に進めます。

(1) インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

- ・障害の有無によって分け隔てられることなく、県民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として就学先が決定できるよう、市町村教育委員会を支援します。【県立学校課】
- ・【新】専門家等の指導助言により、一人一人の教育的ニーズに応じた質の高い合理的配慮を提供するよう努めます。【県立学校課】
- ・特別な教育的ニーズのある子どもに、適切な指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」を提供し、それぞれの充実に努めます。【県立学校課】
- ・特別支援教育に関する校内委員会の充実に努めるとともに、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用し、校種間の連携を推進します。【県立学校課】
- ・小・中学校・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒への理解啓発を図るとともに、巡回指導員等による小・中学校・高等学校等の教員への研修を行い、校内の支援体制を整備します。【県立学校課】
- ・幼・小・中学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学校（園）生活を支援するため、市町村が配置するスタディ・メイト（特別支援教育支援員）の養成・資質向上を支援します。【県立学校課】

- ・特別支援学校における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家を活用した研修による専門性の向上や地域の小・中学校等に対するセンター的機能の充実を図ります。【県立学校課】
- ・特別支援学校に医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、看護師を配置して医療的ケアを実施します。【県立学校課】
- ・家庭や地域、専門家、支援団体等や関係機関等との連携などによる、特別支援学校における社会に開かれた教育課程を実施します。【県立学校課】
- ・障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。(再掲)【県立学校課】
- ・【新】手話を必要とする幼児児童生徒が手話による教育を受けられるよう、手話の学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術向上に努めます。(再掲)【県立学校課】
- ・【新】幼・小・中・高等学校等の学校において、手話に対する理解を深めるよう努めます。(再掲)【県立学校課】
- ・教育職員免許法認定講習の実施等により、特別支援学校における教員の特別支援学校教諭免許状の保有率向上を図るなど、特別支援教育担当教員の指導力の向上と専門性を高めるため取り組みを推進します。【教職員課、県立学校課】
- ・障害のある幼児児童生徒の就学のために必要な諸経費を支援します。【県立学校課、企画調整室】
- ・高等教育機関（大学・短大等）に通学する障害のある人が適切に教育を受けることができるよう必要な支援に努めます。【企画調整室】
- ・卒業後の職業的自立のため、特別支援学校における職業教育を充実するとともに、事業所や公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等との連携を強化します。【県立学校課】
- ・【新】教育内容の充実のため、教材やICT機器の整備を図るとともにICT機器を活用した効果的な授業を一層推進します。【県立学校課】
- ・「富山県学校施設長寿命化計画」に基づき、特別支援学校を含めた県立学校の改修等を順次実施します。【教育企画課】
- ・身体に障害のある生徒を高等学校に受け入れるため、トイレの洋式化や手すり等を設置・改修するなど、ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、校舎の改善を図ります。【教育企画課】
- ・遠距離通学や障害のため通学が困難な児童生徒の通学の便及び安全確保のため、特別支援学校の通学用バスの運行や介助員配置など通学環境の充実に努めます。【県立学校課】

(2) 一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進

① 就学前からの教育支援体制の充実

- ・障害のある幼児児童生徒に最もふさわしい教育を推進するため、就学相談や教育相談体制を充実します。【県立学校課】
- ・障害のある幼児児童生徒や保護者に最も適切な教育機関・教育内容に関する情報を提供するため、特別支援学校等において学校見学会や就学についての相談等を実施します。【県立学校課】
- ・総合教育センター教育相談部を中心とした特別支援教育の相談機能・体制を充実します。【県立学校課】

② 生涯学習の推進

- ・各種教養講座、講演会等について、点字広報、声の広報等により開催情報を提供するとともに、

開催会場のバリアフリー化に努めます。【障害福祉課（地域生活）】

- ・各種講演会等へ手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を推進し、聴覚障害者及び盲ろう者の学習活動を支援します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオライブラリーの提供サービスを充実します。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害のある人の図書の利用を促進するため、図書館内の車椅子優先席を充実するほか、広域的な相互貸借の促進や図書の郵送貸出制度の普及を図ります。【生涯学習・文化財室】

(3) 地域療育体制の整備

① 就学前からの教育支援体制の充実

- ・児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援、日常生活用具等の提供など、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるよう体制の整備を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】児童発達支援センターにおいて、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談等を充実するとともに、県教育委員会、子育て支援担当部局との緊密な連携はもとより、厚生センター、市町村、児童相談所、発達障害者支援センター、保育所、障害児施設及び医療機関の連携を強化し、障害のある子どもやその保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実に努めます。【障害福祉課（地域生活）、健康課（母子・歯科）】
- ・地域の幼稚園・保育所が受け入れ可能な障害のある子どもの入園・入所を支援するとともに、職員に対する研修を実施します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害児等療育支援事業により、家庭訪問や外来による療育相談、指導等を行い、市町村と連携しながら、在宅の障害のある人や子どもの地域生活を支援します。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】
- ・在宅重症心身障害児（者）の家庭への訪問指導や訪問診査を行うとともに、児童相談所等において療育等各種相談、情報提供を行います。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】医療的ケア児等に対する医療、福祉、保健等の関係機関による支援体制の構築を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】医療的ケア児等の支援について関連分野との調整を総合的に行うコーディネーターの配置の促進に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】障害のある子どもの放課後等の遊びや生活の場を設ける「障害児わくわく子育て支援事業」を推進します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】障害者総合支援法の対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費に対して補助することにより、補聴器の装用を促し、言語の習得や社会性の向上を図ります。【障害福祉課（地域生活）】

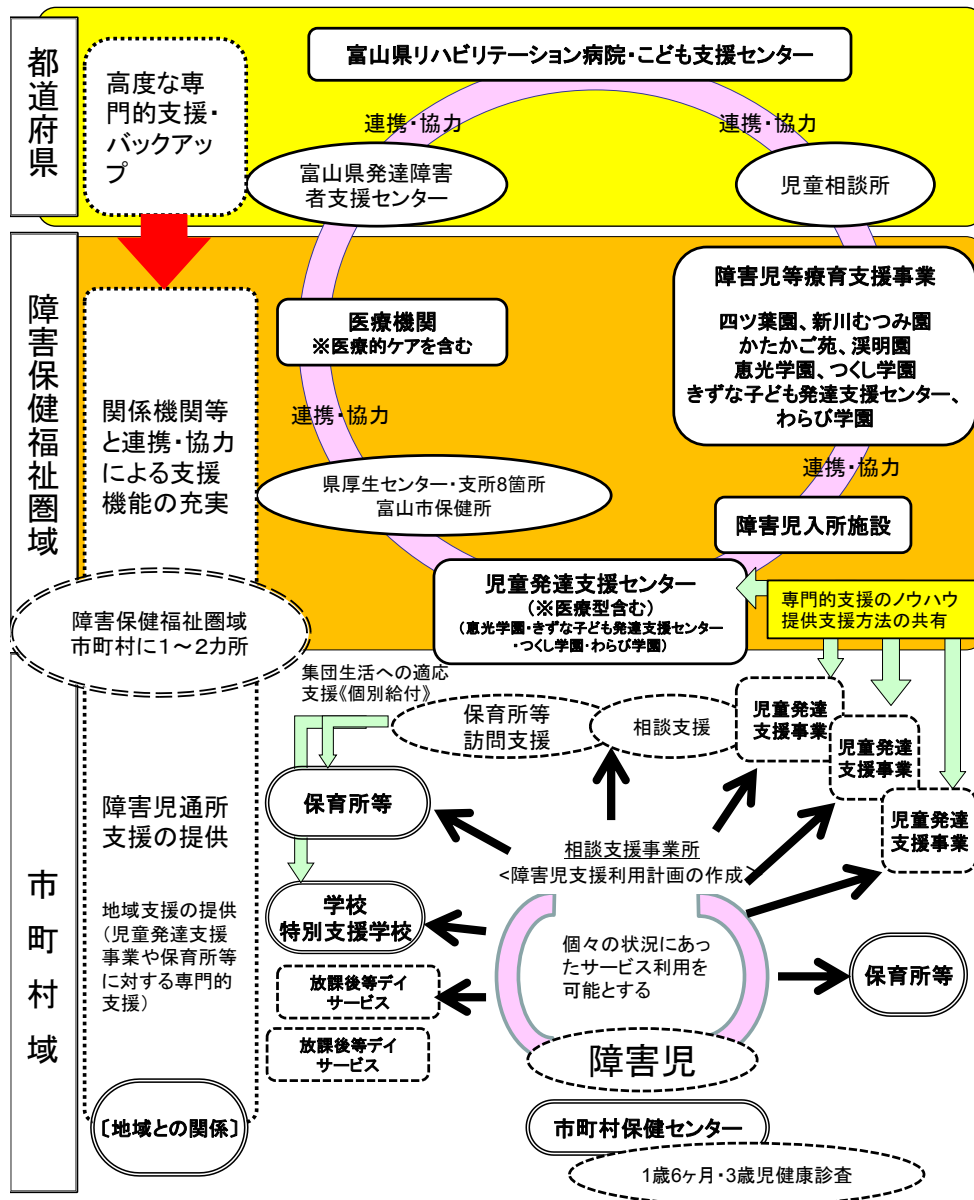
② 福祉施設等における療育機能の充実

- ・施設職員等関係職員に対し専門研修の実施や療育等に関する情報提供等を行い、職員の資質の

向上を図ります。【障害福祉課（地域生活）】

- ・地域で生活する重症心身障害児（者）の支援のため、医療的ケア児等を含む重症心身障害児（者）に対応できる生活介護事業所等の職員を養成します。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】
- ・リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、他職種との連携によるチーム医療体制により重症児等への対応力を強化するとともに、短期入所や通所サービスなど、重症児の在宅支援機能を強化します。【障害福祉課（管理・地域生活）】
- ・【新】身近な地域で必要な支援を受けられるよう、医療的ケアの必要な重症心身障害児者等の受入施設への支援を行います。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】障害児入所施設において、専門的機能や地域支援機能の強化を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】障害児通所支援事業所及び障害児入所施設において、障害のある子どもに対し質の高い専門的な発達支援を行う施設として、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。【障害福祉課（地域生活）】

富山県における地域療育体制図

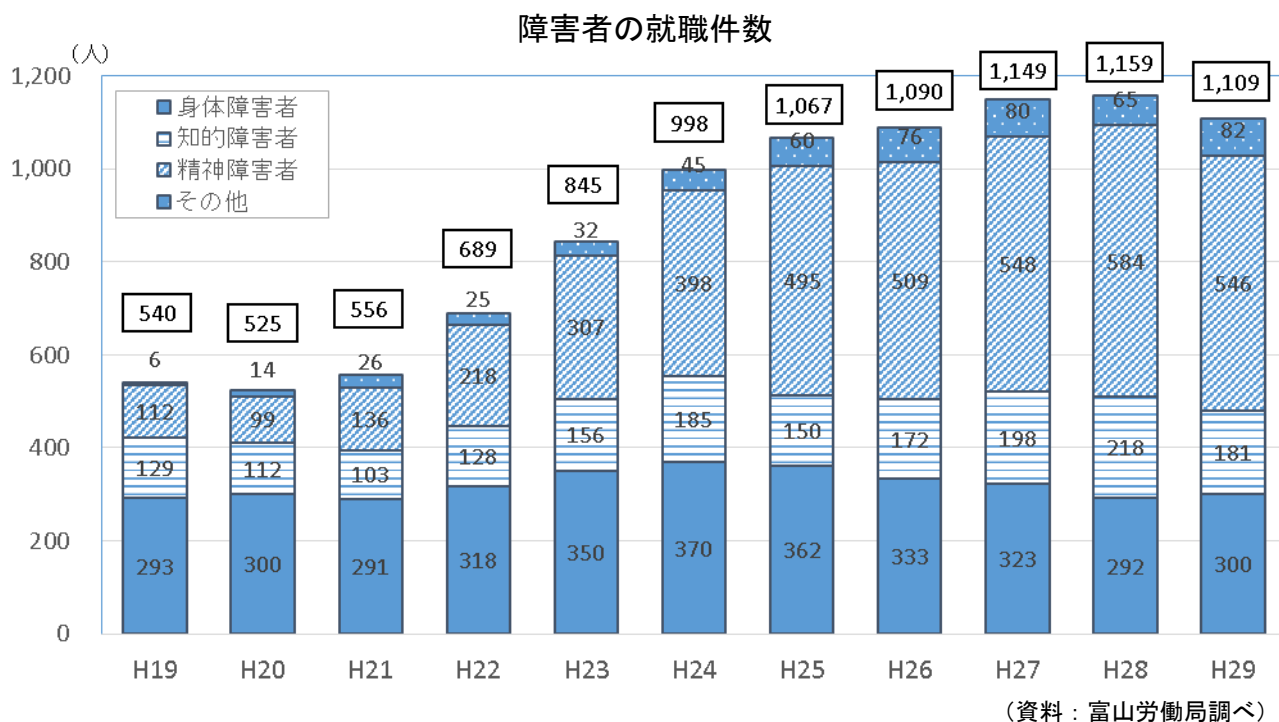


2 雇用・就労の促進

障害のある人が、経済的に自立し地域で質の高い生活を営むためには、就労する（働く）ことが重要であり、社会活動への参加や自己実現にもつながります。働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を発揮することができるよう、雇用・就労の促進のための支援が必要です。

本県では、雇用障害者数は年々増加しており、障害のある人の法定雇用率を達成している企業の割合は全国平均を上回っているものの、未だ4割以上の企業が法定雇用率を達成していません。また、公務部門では、平成30年8月以降、本県を含め、国や県、市町村などにおける障害者雇用に関する不適切な算定等が全国で相次いで判明しましたが、再発防止と積極的な障害者雇用に取り組む必要があります。2018年度から、障害者法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられ、法定雇用率も引き上げられたことなどを踏まえ、多くの障害のある人が企業等に就職し、職場に定着できるよう、国（富山労働局、各ハローワーク）をはじめとする関係機関との連携により、事業主等の障害者雇用に対する理解を深め、障害のある人の就業機会の拡大や職場定着への支援を促進します。

また、企業等に雇用されることが困難な障害のある人の福祉的就労の充実と、多様な就労の場の確保等による工賃水準の向上に取り組めます。



(1) 障害のある人の雇用促進、就労支援

① 職業能力の開発

- ・職業能力開発校（県技術専門学院）において、障害のある人が職業訓練を受講しやすい環境づくりに努めるとともに、民間の企業等を活用した障害のある人の態様に応じた多様な委託訓練を実施するなど、職業能力開発における機会の拡充を図ります。【労働政策課】
- ・富山県障害者技能競技大会の開催を支援し、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持ってもらえるよう、障害のある人に対する社会の理解と認識を高め、雇用の促進と地位の向上に努めます。【労働政策課】

- ・障害のある人の職業能力の向上を図るとともに、その雇用の促進を図るため、全国障害者技能競技大会（アビリンピック）への参加を奨励するとともに、上位入賞者に対する表彰を行います。【労働政策課】
- ・国の障害者人材開発促進旬間（11月上旬）に、報道機関等と連携し、障害のある人に対する職業訓練等の紹介を行い、障害のある人の職業能力開発の啓発を促進します。【労働政策課】

② 雇用の促進

- ・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を遵守し、県及び教育委員会、警察本部における障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害のある人がその能力を十分発揮できる場の創出や、国から示される指針等に基づき、障害の内容や程度に応じた合理的配慮の適切な提供・実施に努めます。【人事課、教職員課、県警本部（警務課）】
- ・障害者雇用促進法で規定された、雇用分野における障害のある人に対する差別禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（相談体制の整備及び合理的配慮の提供義務）について、企業の理解が促進されるよう周知を図ります。（再掲）【障害福祉課（自立）、労働政策課】
- ・身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など、それぞれの障害特性に応じた就労支援をきめ細かく実施するため、障害のある人の就労支援機関や医療機関、発達障害者支援センター、難病相談・支援センターなどとの連携を強化します。【健康課、労働政策課】
- ・【新】ヤングジョブとやまにコーディネーターを1名配置し、障害のある学生に対し、インターンシップ体験や短期の職場実習を実施し、就職を支援します。【労働政策課】
- ・【新】障害のある人と企業の交流会の実施などネットワーク形成による就労を支援します。【労働政策課】
- ・【新】身体、知的障害のみならず精神、発達障害など障害特性に応じ、例えば定着支援を強化するなど就労支援の実施による障害のある人の雇用率を引き上げます。【労働政策課】
- ・就労を希望する障害のある人と求人企業が一堂に会する「障害者合同企業面接会」を開催し、障害のある人と企業の効果的なマッチングに取り組みます。【労働政策課】
- ・県が配置する障害者雇用推進員の企業訪問により、国や県の障害者雇用施策等を周知するとともに、収集した障害者雇用の好事例をホームページ等で提供します。【労働政策課】
- ・障害のある人の能力や障害の特性に応じた多様な雇用・就業形態がとれるよう、短時間勤務やITの活用などによる在宅勤務等について事業主の理解の促進に努めます。【労働政策課】
- ・障害者雇用の大きな受け皿となり得る特例子会社制度の積極的な周知・啓発を図ります。【労働政策課】
- ・一般就労への移行を促進するため、障害者就業・生活支援センターを活用し、民間企業等において短期の職場実習を行う「障害者チャレンジトレーニング事業」を推進します。【労働政策課】
- ・障害のある人を一定期間試用雇用（トライアル雇用）する制度を広く周知し、障害のある人の円滑な常用雇用への移行を支援します。【労働政策課】
- ・医療機関や協力事業所等の関係機関と連携し、精神障害者社会適応訓練事業を実施するなど、精神障害者の社会的自立と社会復帰を支援します。（再掲）【健康課（精神保健）】
- ・福祉の分野においてNPO法人等が行う地域貢献型事業（コミュニティビジネス）に対して融資等の支援をします。（再掲）【経営支援課】
- ・特別支援学校と事業所や関係機関が連携し、高等部生徒の就業体験を推進し、雇用の促進を図るとともに、特別支援学校就労コーディネーターや障害者就労サポーターの配置による職場開

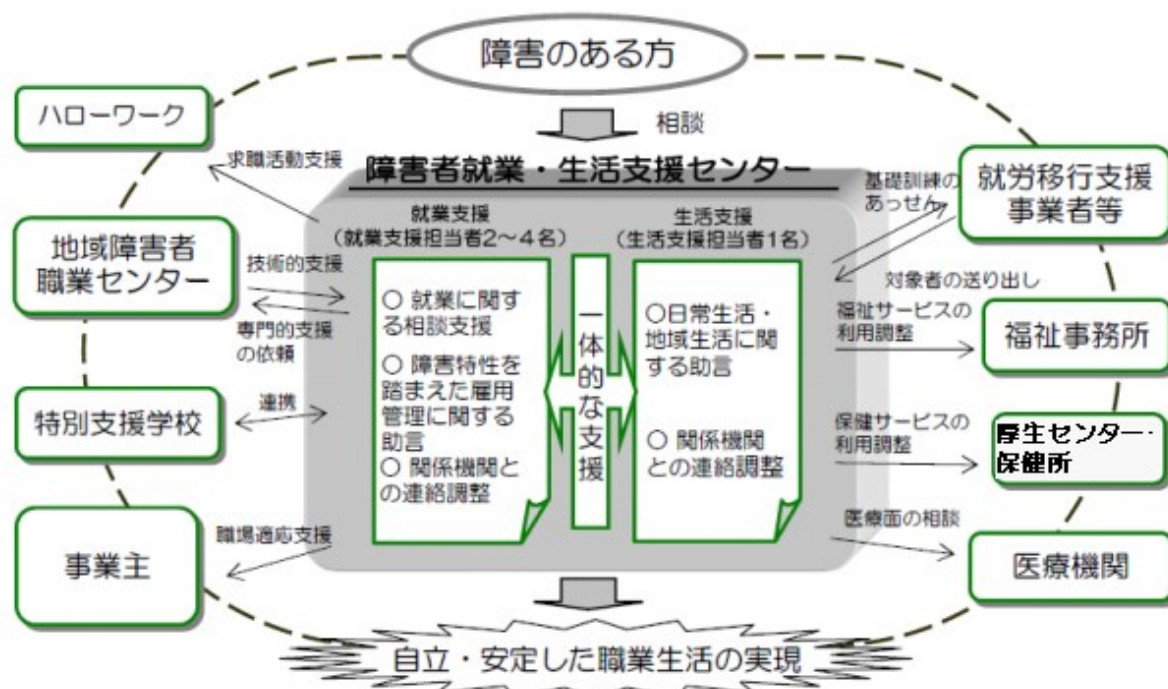
拓や定着支援など、高等特別支援学校等における障害の状態に応じた就労支援の充実を図ります。【県立学校課】

- ・特別支援学校の高等部生徒に、社会と仕事に対する理解を深めてもらうため、県庁における職場体験の受入れを実施します。【労働政策課】
- ・9月の「障害者雇用支援月間」に、優良事業所や優秀勤労障害者に対する表彰等を実施するなど、障害者雇用に関する理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。【労働政策課】
- ・障害者雇用率が高いなど、障害のある人の雇用に積極的に取り組む企業を県が認証し、その取り組み等をホームページで紹介する制度を実施します。【労働政策課】
- ・富山県知的・精神障害者雇用奨励金や障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金、税制上の優遇措置等の周知と活用の促進を図ります。【労働政策課】
- ・法定雇用率未達成企業の割合が高い中小企業の経営者等を対象として、障害者雇用に際しての配慮すべき点や、優良企業の事例紹介・見学会等を内容とする実務講座を開催します。【労働政策課】
- ・県の物品等の発注において、障害のある人を多数雇用する事業所や障害者就労施設等に対する優遇措置を実施します。【障害福祉課（自立）】

③ 総合的な就労支援

- ・障害者就業・生活支援センターに障害のある人の職業的自立を支援する専任職員を配置し、個々の障害の特性に応じた訓練・指導を通じて就業と日常生活の両面から支援します。【労働政策課、障害福祉課（自立）】
- ・障害のある人が職場に円滑に適応し、安定した職業生活を送れるよう、直接職場との調整・助言を行う、ジョブコーチ（職場適応援助者）の活用を推進します。【労働政策課】
- ・職業生活相談員の配置など事業主による職業生活相談体制の整備や、事業所内での「障害者職場定着推進チーム」の設置を促進し、障害のある人の職場定着を図ります。【労働政策課】
- ・【新】障害のある人が解雇されたり離職するときに、就労支援期間が過ぎている場合や、特に、親亡き後に、これまで支援機関とつながりの少ない、軽度の障害者（知的、精神）が退職するときには支援が必要とされるので、支援機関によるフォロー体制の強化を図ります。【労働政策課】

雇用と福祉のネットワーク



(2) 福祉的就労の充実

① 就労継続新事業所等の設置促進

- ・就労継続支援事業所等の設置を促進するため、施設整備等に対して支援します。【障害福祉課（自立）】

② 工賃向上の支援

- ・「障害者優先調達推進法」に基づいて調達方針を毎年作成し、政策目的随意契約制度を活用し、障害者就労施設等からの優先的発注に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・「富山県工賃向上支援計画」に基づき、自主製品の創出や経営ノウハウの導入、農福連携などによる新たな就労分野の開拓などを支援する事業の実施により、工賃向上に取り組む障害者就労支援事業所を支援します。【障害福祉課（自立）】
- ・障害者就労施設等の製品を紹介している WEB サイト「トナリネ」や「ハーティとやま」、「農福連携マルシェ」等のイベントを通じて販売することにより、製品の販路の確保、拡大に努めます。（一部再掲）【障害福祉課（自立）】
- ・【新】富山県社会就労センター協議会（セルフ協）に設置された、企業が必要とする物品・役務の内容に応じて受注可能な事業所へ繋ぐといったコーディネーター的機能を果たす共同窓口等に関する情報について、就労継続支援事業所への提供に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】リハビリテーション・こども支援センターに、障害のある人の就労や県民との交流の場となる飲食スペースを整備し、就労訓練や工賃向上、障害や障害のある方への理解促進に繋がります。【障害福祉課（管理）】



就労施設等の製品を販売する農福連携マルシェ

3 社会参加活動の推進

障害のある人がスポーツや芸術・文化活動など様々な社会活動に参加することは、心身の発達や健康の維持増進だけでなく、人生を豊かでうるおいのあるものとし、日々の生活の中に喜びや生きがいを見出すなど、生活の質を高めることにもつながります。また、障害のある人とない人がスポーツや芸術・文化活動において交流することは、障害や障害のある人に対する県民の理解が深まることが期待されます。また、2020年に開催される東京パラリンピック競技会は、障害のある選手が繰り広げる圧倒的なパフォーマンスを直に目にする絶好の機会であり、障害者スポーツの裾野の拡大と、障害や心のバリアフリーへの理解を促進が期待されます。

このため、障害のある人が日常的にスポーツや芸術・文化に親しみ参加できるよう、障害のある人のスポーツや芸術・文化活動の振興を図るほか、各種生活訓練等を行う社会参加促進事業の推進により、障害のある人の生活能力の向上や生活の幅を広げるよう支援します。

(1) スポーツ活動の振興

- ・関係機関・団体と連携し、障害者スポーツへの理解と認識の拡大を図るとともに、障害のある人もない人も、共に障害者スポーツ体験イベントやスポーツ教室、大会等に参加できる機会の充実に努め、相互理解と交流を促進します。【障害福祉課（管理）、スポーツ振興課】
- ・【新】県民の健康づくりを推進するウォーキングイベントや富山マラソン、湾岸サイクリングなど、市町村やスポーツ関係団体との連携による年齢や障害の有無等にかかわらず、気軽にスポーツ活動に参加できる機会づくりを推進します。【スポーツ振興課】
- ・【新】子どもや若者、高齢者、障害のある人など幅広い県民が楽しめる文化スポーツ施設の整備等によるスポーツ環境の充実に努めます。【スポーツ振興課】
- ・【新】福祉施設等の児童、生徒のプロスポーツ観戦を無料招待する事業に対する支援に努めます。【スポーツ振興課】
- ・障害のある人のスポーツ人口の拡大や競技水準の向上を図るため、スポーツに関する情報提供、各種スポーツ教室の実施、用具の貸与等や、富山県障害者スポーツ大会の開催など、障害者スポーツの普及促進に努めます。【障害福祉課（管理）】
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、より多くの県民や企業等に幅広い障害者スポーツに対する理解を深めるための啓発等に努めます。【障害福祉課（管理）】
- ・2020年東京パラリンピック競技大会への参加を目指し、競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図るため、全国障害者スポーツ大会等への選手派遣等を奨励し、また、世界水準の選手の国際的なスポーツ大会への参加を支援します。【障害福祉課（管理）】
- ・障害者スポーツ指導員や障害者スポーツ審判員を養成するとともに、資質の向上を図ります。【障害福祉課（管理）】
- ・精神障害者レクリエーション大会や精神障害者スポーツ大会の開催について支援します。【健康課（精神保健）】
- ・障害者スポーツクラブやNPO法人等、民間団体が主催する障害のある人のためのスポーツ大会に対して支援します。【障害福祉課（管理）】
- ・県立体育施設利用料等の障害のある人に対する減免措置制度の周知に努めます。【障害福祉課（管理）】



本県初となるパラリンピックでのメダル獲得
(ポッチャ競技)



全国障害者スポーツ大会への出場
(陸上競技)

(2) 文化芸術活動等の振興

- ・【新】富山県障害者芸術活動支援センターによるアール・ブリュットなど芸術文化に関する相談支援や情報提供、人材育成、発表の機会、住民の参加機会の確保、関係者によるネットワークの構築等を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害者施設における芸術文化・レクリエーション活動を推進するとともに、施設が地域における芸術文化・レクリエーション活動の拠点となるよう支援します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害者団体による芸術作品展の開催等、障害のある人の主体的な芸術文化活動を支援します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・こころの健康フェスティバルにおいて精神障害者の作品を展示するなど、精神障害者の文化活動の発表の場を提供します。【健康課（精神保健）】
- ・県立施設観覧料等の障害のある人に対する減免措置制度の周知に努めます。【文化振興課】



アール・ブリュット展



富山県障害者芸術活動支援センター
「ばーと◎とやま」の開設

(3) 社会参加促進事業等の推進

- ・【新】障害のある人等の生活の質的向上を図るため、歩行訓練講習会、家庭生活教室など、障害特性に応じた、日常生活に必要な生活訓練等に関する各種講習会等を開催します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害のある人の自立と社会参加を促進するため、地域生活支援事業を活用してスポーツ・レクリエーション教室の開催や文化芸術活動の振興などの社会参加支援に取り組むよう、市町村に働きかけます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・身体障害者の自動車運転免許取得を促進するため、県内全ての指定自動車教習所で身体障害者用教習車を用いた教習が可能な体制を整備します。(再掲)【障害福祉課（管理）】

第3編 計画の推進体制

1 障害保健福祉圏域

障害のある人は、市町村ごとの対象者が少なく、障害の種類によっても対応が異なることから、施策によっては、一つの市町村だけでは実施困難なもの、広域的に対応した方が効果的なものがあります。

このため、第3次計画で設定した障害保健福祉圏域と同様に4つの圏域を設定し、地域的に均衡のとれた施設配置や効果的な施策展開を実現するため、障害保健福祉圏域ごとに検討を進めることとします。

ただし、圏域の範囲や機能については、今後必要に応じて見直します。

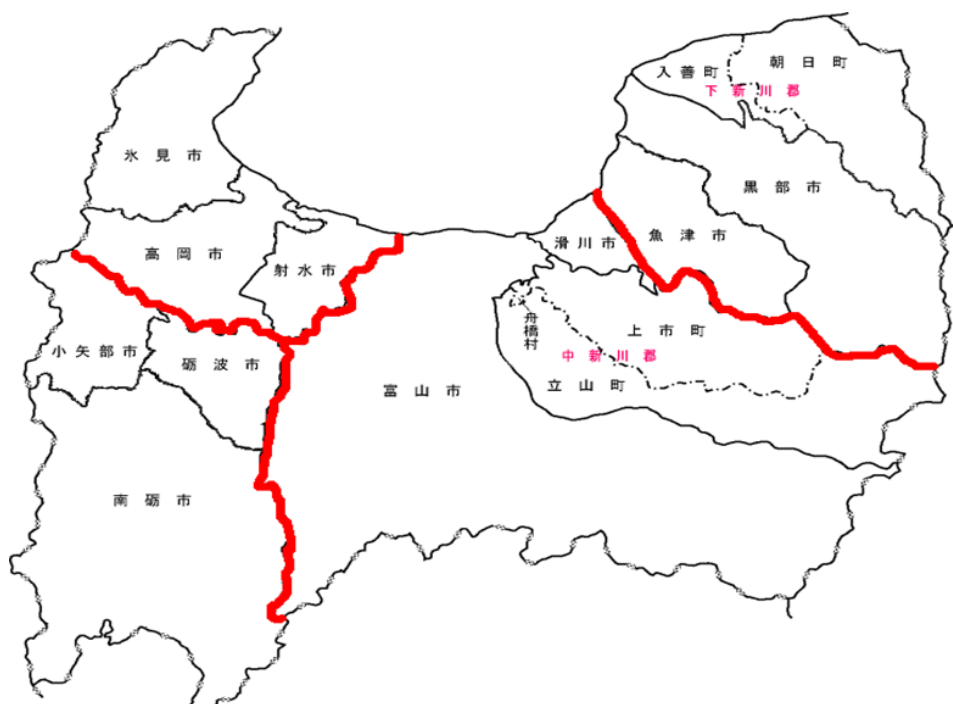
(単位：人)

圏域名	総人口	身体障害者	知的障害者	精神障害者		
		身体障害者 手帳所持者数	療育手帳 所持者数	精神障害者 保健福祉手帳 所持者数	精神科病院 入院患者数	公費負担 通院患者数
富山 圏域	498,757	23,360	3,612	3,240	1,367	5,598
高岡 圏域	306,197	13,132	2,351	1,683	804	3,099
新川 圏域	118,325	5,444	876	547	277	1,098
砺波 圏域	126,967	5,935	1,107	816	459	1,325
県計	1,050,246	47,871	7,946	6,286	2,907	11,120

※総人口は、30年10月1日現在（富山県人口移動調査）

※各手帳所持者数、精神障害者の公費負担通院患者数については30年3月31日現在

※精神科病院入院患者数については29年6月30日現在（病院所在地別のデータ）



2 施策の推進体制

障害者施策は、福祉分野のみならず、保健・医療、生活環境、雇用・就業、教育など幅広い分野にわたることから、関係部局が緊密に連携し総合的に取り組みます。

また、障害のある人やその家族、障害の特性に応じた様々なニーズに応えていくためには、国や市町村、障害者団体、NPO・企業等民間団体など多様な主体が関わり、適切な役割分担のもと、連携・協力を図ります。

特に、障害福祉サービスの実施主体である市町村との連携・協力体制を強化し、協働して障害者福祉の向上に努めます。

(1) 県民の役割

- ・障害のある人は、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、その人の特性や能力に応じて、自立を目指し、社会に貢献していくことが期待されます。
- ・地域住民は、障害や障害のある人について理解を深め、地域行事等での交流などを通じて、とともに、障害のある人の地域生活への理解と支援に協力することが期待されます。また、NPO・ボランティア活動等に自発的・主体的に参加するなど、共生社会の実現に向けて地域社会における役割を果たすことが期待されます。
- ・NPO・ボランティアは、その特徴である機動性や柔軟性を活かして、地域のニーズに応じて、障害のある人の社会参加の機会づくりなど、地域コミュニティの再生・活性化の担い手となることが期待されます。

(2) 福祉サービス事業者、各種団体、企業の役割

- ・福祉サービス提供事業者は、障害のある人の状況に応じた適切なサービス提供を行うとともに、サービス内容の情報提供やサービスの評価などによる質の向上に努め、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供することが求められます。
- ・障害者団体は、障害のある人の障害特性や障害により必要となる援助や配慮などのニーズを把握し、自主的な支援活動や各種周知・啓発活動などを展開することが求められます。また、障害のある人及びその家族同士、地域住民等との交流により、相互理解の促進を図ることが期待されます。
- ・企業は、地域社会を構成する一員として、ボランティア活動などの社会貢献活動の環境づくりや障害者雇用の拡大と職場定着を積極的に進めることなどにより、障害のある人の自立を支援していくことが期待されます。

(3) 行政の役割

- ・市町村は、障害のある人を含む地域住民に最も身近な行政機関として、率先して住民のニーズの把握に努める必要があります。また、障害のある人やその家族等からの様々な相談に応じるとともに、各種サービスの提供を適切に行うなど、地域の実情に応じたきめ細かな施策を計画的に推進し、総合的な支援を住民に提供する役割を担います。
- ・県は、障害者計画等を策定し、県全体の施策の方向性を示すとともに、市町村が求められている役割を確実に発揮できるよう、市町村への技術的・財政的支援、情報提供、広域的な調整のほか、人材育成や専門性の高い相談支援、広域的な対応が必要な事業の実施などの役割を担います。また、市町村と連携し、地域住民や民間事業者等の活動を支援するなど、総合的かつ効率的な施策を展開します。なお、施策の推進にあたっては、真に必要なサービスを持続して提供できるよう、サービスの重点化や効率化に留意し、各種制度や財政措置など必要に応じて国に働きかけていきます。

- ・国は、地方公共団体が必要なサービスを障害のある人に持続して提供できるよう、安定的な制度の構築と運営、財源の確保などの役割を担う必要があります。

3 計画の進行管理

計画の進捗状況等を、障害者団体や学識経験者、市町村の代表等からなる「富山県障害者施策推進協議会」に適宜報告し、その意見を踏まえ計画の適切な進行管理を図ります。

また、障害のある人を取り巻く社会情勢等の変化があったときは、「富山県障害者施策推進協議会」等で意見を聴取するとともに、障害者団体や県民等のニーズを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

(別表1) 計画に関する指標と数値目標

I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備

中項目	指標名	H29 末現在	2023 目標値
1 障害及び障害のある人に対する理解の促進	障害のある人との交流や手助けをしたことのある人の割合（県政世論調査で5年ごとに調査）	79.2% (H25)	85%
	富山型デイサービスの事業所数（累計）	128 箇所	200 箇所
2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	障害者虐待・権利擁護研修受講者数（累計）	963 人	1,600 人
	障害のある人に対する差別があると思う人（「障害者差別があると思う」＋「少しはあると思う」と答える人の割合）	59.8% (H28)	減少させる
4 住みよい生活環境の整備	高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率（一定のバリアフリー化率）	46% (H25)	66%
	市街地ゆとり歩道の割合	80.0%	82.0%
	低床バスの導入割合（民営乗合ノンステップバスの導入割合）	63.6% (H28)	80%以上
	身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入頭数（累計）	7 頭	10 頭
5 安心して暮らせるまちづくりの推進	高齢者と障害者の安全性等に配慮した信号機の整備交差点数（累計）	1 箇所	5 箇所
	在宅障害（児）者を受け入れる避難スペースを有する事業所数（累計）	3 箇所	8 箇所

II 個々のニーズに応じた福祉サービスの充実

中項目	指標名	H29 末現在	2023 目標値
1 相談支援体制の整備	相談支援専門員養成者数（累計）	1,029 人	1,509 人
2 地域生活を支援するサービスの充実	ケアネット活動の取組地区数	262 地区	306 地区
	共生型グループホーム数（累計）	6 箇所	9 箇所
	重症心身障害児支援事業所数	5 箇所	15 箇所以上
	居宅介護従事者養成研修修了者数（累計）	500 人	620 人
	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（累計）	248 人	668 人
	同行援護従業者養成研修修了者数（累計）	532 人	772 人
4 質の高いサービスの提供	登録手話通訳者数（累計）	84 人	105 人

Ⅲ 質の高い保健・医療体制の充実

中項目	指標名	H29 末現在	2023 目標値
1 保健・医療 施策の充実	富山県アイバンクにおける眼球の提供希望者登録数（累計）	20,696 人	22,060 人
	県内で実施された腎臓の移植件数（累計）	125 件	130 件
	障害（児）者入所施設での定期的な歯科検診実施率	77%	90%
	精神障害者の地域移行に向けたアウトリーチ事業による支援対象者数（累計）	8 人	20 人
	精神障害者の地域移行に向けたピア・フレンズ派遣登録者数（累計）	27 人	44 人

Ⅳ 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実

中項目	指標名	H29 末現在	2023 目標値
1 障害のある子どもの教育・育成の充実	「個別の指導計画」の作成率 （特別な支援が必要な幼児児童生徒について「個別の指導計画」を作成している学校（園）の割合）	幼：84.6% 小：100.0% 中：100.0% 高：85.0%	全ての学校（園）で作成
	放課後等デイサービス事業所数（累計）	51 箇所	134 箇所
	重症心身障害児（者）の介護支援研修受講者数（累計）	163 人	313 人
2 雇用・就労の促進	ジョブコーチ養成数（累計）	58 人	82 人
	ジョブコーチ支援終了者の職場定着率（6ヶ月後）	92.6%	現況以上
	障害者の法定雇用率達成企業の割合	58.5%	現況以上
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練の就職率	73.9%	現況以上
	特例子会社の設置数（累計）	3 箇所	5 箇所
	障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数	166 件	180 件
	就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額	15,646 円	17,000 円以上
3 社会参加活動の推進	障害者スポーツ指導員養成数（累計）	650 人	770 名

(別表2) 富山県障害者計画の施策体系

富山県障害者計画（第4次）（素案）	（参考）国の障害者基本計画（第4次）
<p>I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備</p> <p>1 障害及び障害のある人に対する理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) 地域における交流の促進と県民の参加 (4) ボランティア活動の推進 <p>2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害を理由とする差別の解消 (2) 権利擁護の推進及び虐待防止 <p>3 コミュニケーション支援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報バリアフリー化の推進 (2) 情報提供の充実 (3) コミュニケーション支援の充実 <p>4 住みよい生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 暮らしやすい住まいの整備 (2) 人にやさしいまちづくりの整備 (3) 利用しやすい交通、移動手段の整備 (4) ユニバーサルデザインの普及 <p>5 安心して暮らせるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 交通安全対策の充実 (2) 防災対策の推進 (3) 防犯対策の推進 (4) 消費者トラブルの防止 <p>II 個々のニーズに応じた福祉サービスの充実</p> <p>1 相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自己決定の尊重及び意思決定の支援 (2) 地域における相談支援体制の充実 (3) 専門的な相談支援体制の充実 <p>2 地域生活を支援するサービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 在宅サービス等の充実 (2) 障害特性等への対応 <p>3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設整備の基本的な考え方 (2) 施設機能の充実と地域生活支援への活用 <p>4 質の高いサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) サービスの質の向上 (2) 福祉を支える人材の育成・確保・定着 <p>III 質の高い保健・医療体制の充実</p> <p>1 保健・医療施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害の原因となる疾病の予防・早期発見 (2) 保健・医療体制の充実 (3) リハビリテーション提供体制の充実 (4) 精神保健・医療施策の推進 (5) 保健・医療を支える人材の育成・確保 <p>IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実</p> <p>1 障害のある子どもの教育・育成の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 (2) 一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進 (3) 地域療育体制の整備 <p>2 雇用・就労の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害のある人の雇用促進、就労支援 (2) 福祉的就労の充実 <p>3 社会参加活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツ活動の振興 (2) 文化芸術活動等の振興 (3) 社会参加促進事業等の推進 	<p>III 分野別施策の基本的方向</p> <p>1 安全・安心な生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅の確保 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進 <p>2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2) 情報提供の充実等 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 行政情報のアクセシビリティの向上 <p>3 防災、防犯等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災対策の推進 (2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 (3) 防犯対策の推進 (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 <p>4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進 <p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障害のある子供に対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上等 (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保 <p>6 保健・医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (5) 難病に関する保健・医療施策の推進 (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療 <p>7 行政等における配慮の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 司法手続等における配慮等 (2) 選挙等における配慮等 (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (4) 国家資格に関する配慮等 <p>8 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障害者雇用の促進 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5) 福祉的就労の底上げ <p>9 教育の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における障害学生支援の推進 (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実 <p>10 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進 <p>11 国際社会での協力・連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等 (2) 国際的枠組みとの連携の推進 (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4) 障害者の国際交流等の推進

(参考資料)

1 策定経緯

2 富山県障害者施策推進協議会条例

3 富山県障害者施策推進協議会委員名簿

4 関係条例

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例

富山県手話言語条例

5 用語集

1 策定経緯

平成30年 7月25日	●第1回障害者施策推進協議会 富山県障害者計画の策定について
8月 4日	JDF（日本障害フォーラム）地方公聴会
8月24日 ～9月17日	県政世論調査（障害者福祉の充実について）
9月28日	第1回手話施策推進協議会
10月 5日	●第2回障害者施策推進協議会 富山県障害者計画の素案について
10月19日	市町村・障害者関係団体への素案意見照会
11月15日	第2回手話施策推進協議会
12月19日	●第3回障害者施策推進協議会 富山県障害者計画の指標及び数値目標について
平成31年 1月17日	第3回手話施策推進協議会
1月18日 ～2月15日	パブリックコメントの実施
3月22日	●第4回障害者施策推進協議会 富山県障害者計画案について

2 富山県障害者施策推進協議会条例 (昭和 47 年 10 月 16 日富山県条例第 47 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 1 項に規定する機関の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 6 条例 4・平 12 条例 44・平 16 条例 51・平 23 条例 42・平 24 条例 1・一部改正)

(名称)

第 2 条 障害者基本法第 36 条第 1 項に規定する機関の名称は、富山県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(平 24 条例 1・追加)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 市町村の長
- (2) 県及び関係行政機関の職員
- (3) 学識経験のある者
- (4) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、前項第 1 号及び第 2 号の委員にあつてはそれぞれその職にある期間とし、同項第 3 号及び第 4 号の委員にあつては 2 年とする。ただし、同項第 3 号及び第 4 号の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(平 6 条例 4・平 17 条例 112・一部改正、平 24 条例 1・旧第 2 条繰下)

(会長)

第 4 条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平 24 条例 1・旧第 3 条繰下)

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 24 条例 1・旧第 4 条繰下)

(幹事)

第 6 条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(平 24 条例 1・旧第 5 条繰下)

(細則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

(平 17 条例 112・一部改正、平 24 条例 1・旧第 6 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年条例第 4 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 6 年規則第 30 号で平成 6 年 6 月 1 日から施行）

附 則（平成 12 年条例第 44 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 51 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 80 号）第 2 条の規定の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成 17 年 4 月 18 日)

附 則（平成 17 年条例第 112 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 42 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 1 号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）第 2 条の規定の施行の日から施行する。（施行の日＝平成 24 年 5 月 21 日）

3 富山県障害者施策推進協議会委員名簿

任期 2018.6.1 ~2020.5.31

区 分	役 職 名	氏 名
1号委員 市町村長	富山県市長会会長	森 雅志
	富山県町村会副会長	舟橋 貴之
2号委員 県及び関係行政 機関職員	しらとり支援学校長	荻布 知寿子
3号委員 学識経験者	(福)富山県社会福祉協議会専務理事	車 司
	富山障害者就業・生活支援センター所長	土居 恵利子
	富山県民生委員児童委員協議会副会長	高山 礼子
	富山県精神科医会会長	木戸 日出喜
	富山県ホームヘルパー協議会会長	手塚 裕子
	(公社)富山県看護協会会長	大井 きよみ
	富山国際学園富山短期大学学長	宮田 伸朗
4号委員 障害者及び障害 者の福祉に関す る事業従事者	(一社)富山県手をつなぐ育成会常務理事	平野 幹夫
	(福)富山県聴覚障害者協会理事長	石倉 義則
	(一社)富山県身体障害者福祉協会常務理事	嶋田 幸恵
	(NPO)富山県精神保健福祉家族連合会副理事長	折江 鈴子
	独立行政法人国立病院機構富山病院長	三浦 正義
	富山県知的障害者福祉協会会長	上田 隆司
	(福)富山県視覚障害者協会会長	塘添 誠次
	富山県重症心身障害児(者)を守る会会長	藤澤 喜一
	とやま発達障がい親の会会長	八幡 祐子
	(NPO)難病ネットワークとやま副理事長	三部 庫造

○オブザーバー

富山福祉短期大学教授
富山市障害福祉課長

鷹西 恒
沼崎 益大

4 関係条例

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 障害を理由とする差別の禁止（第8条）

第3章 障害を理由とする差別を解消するための施策

第1節 相談体制（第9条—第13条）

第2節 富山県障害のある人の相談に関する調整委員会（第14条）

第3節 対象事案の解決のための手続（第15条—第21条）

第4節 普及啓発等（第22条・第23条）

第5節 協議会の設置（第24条）

第4章 雑則（第25条）

附則

すべての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人であり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現が望まれる。

これまで本県においては、誰もが幸せを感じる富山型共生社会の創造を目指して、障害のある人の福祉向上のため様々な取組が行われ、障害及び障害のある人に対する県民の理解は徐々に深まってきている。

しかしながら、障害のある人の地域移行や社会進出が進む中、今なお障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場において、障害を理由とする差別や様々な社会的な障壁によって、暮らしにくさを感じている実態があり、障害のある人もない人も、互いに納得のできる社会的な配慮が一層求められている。

また、本県においては、障害のある人は増加傾向にあり、高齢化や障害の重度化、多様化が進んでいる。少子高齢化が進み、地域の担い手が減少していく中において、今後、本県が持続可能な社会を構築していくためには、障害のある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、共生する地域づくりを早急に進めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、私たちは、障害のある人が必要とする福祉、医療、雇用、教育等を充実させるとともに、障害及び障害のある人の現状と課題について理解を深め、障害の有無によって分け隔てられることのない社会づくりに、県民を挙げて取り組まなければならない。

ここに、障害を理由とするいかなる差別もなくし、すべての障害のある人の人権が尊重され、県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくりを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）と相まって、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 この条例において「障害を理由とする差別」とは、障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないことをいう。

（基本理念）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) すべての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) すべての障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) すべての障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) すべての障害のある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (5) 障害を理由とする差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、障害のある人だけでなくすべての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に掲げる基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

第8条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別をしてはならない。

2 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が当該障害のある人の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害のある人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 知事は、前2項の規定の徹底を図るため、福祉サービス、医療、商品販売及びサービス、労働及び雇用、教育、建築物の利用、交通機関の利用、不動産取引、情報の提供、意思表示の受領その他の障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野において特に配慮すべき事項を定めるものとする。

第3章 障害を理由とする差別を解消するための施策

第1節 相談体制

(特定相談)

第9条 何人も、県に対し、障害を理由とする差別に関する相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(地域相談員)

第10条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、障害のある人の福祉の増進に関し熱意と識見を持っている者であって知事が適当と認めるもの

2 知事は、前項第3号に掲げる者に委託をしようとするときは、あらかじめ、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会(第14条に規定する富山県障害のある人の相談に関する調整委員会をいう。次条第2項において同じ。)の意見を聴かななければならない。

3 第1項の規定により委託を受けた者(以下「地域相談員」という。)は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(広域専門相談員)

第11条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。

- (1) 地域相談員に対する指導及び助言
- (2) 特定相談のあった事例の調査研究
- (3) 第9条第2項各号に掲げる業務
- (4) 第16条第3項の規定による調査

2 知事は、前項の規定による委嘱をしようとするときは、あらかじめ、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会の意見を聴かななければならない。

3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(指導及び助言)

第12条 地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

(連携及び協力)

第13条 専門的知識をもって障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者及び機関は、知事、地域相談員及び広域専門相談員と連携し、この条例による施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第2節 富山県障害のある人の相談に関する調整委員会

第14条 障害を理由とする差別を解消するための施策に関する重要事項について調査審議するため、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

2 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 調整委員会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、障害のある人及び福祉、医療、雇用、教育その他の障害のある人の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 対象事案の解決のための手続

(助言又はあっせんの申立て)

第15条 障害のある人は、自己に対する障害を理由とする差別に該当する事案(以下「対象事案」という。)の解決を図るため、知事に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができる。

2 対象事案に係る障害のある人の家族その他の関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが障害のある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の申立ては、第9条第2項に規定する特定相談への対応を経た後でなければ、することができない。

4 第1項及び第2項の申立ては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく審査請求又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(平28条例2・一部改正)

(事実の調査)

第16条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。

2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に、第1項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。

4 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの要請があったときは、当該調査に協力しなければならない。

5 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に係る者(当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、第1項又は第3項の規定による調査に協力しなければならない。

6 第1項の規定による調査を担当する県職員又は第3項の規定による調査を担当する広域専門相談員は、当該調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(助言又はあっせん)

第17条 知事は、第15条第1項又は第2項の申立てがあったときは、調整委員会に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

2 調整委員会は、前項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあっせんを行うものとする。

(1) 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。

(2) 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないと認めるとき。

3 調整委員会は、前項の規定による助言又はあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。

4 調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第18条 調整委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

(1) 正当な理由なく、第16条第1項又は第3項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した対象事案関係者

(2) 第16条第1項又は第3項の規定による調査に対して虚偽の資料の提出又は説明を行った対象事案関係者その他の関係者

(3) 障害を理由とする差別をしたと認められる対象事案関係者が、正当な理由なく、当該あっせん案を受諾しないときにおける当該対象事案関係者

2 知事は、前項の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告を行うものとする。

(公表)

第19条 知事は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見の聴取)

第20条 知事は、第18条の勧告又は前条の公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告又は公表することができる。

(助言又はあっせんの手続の終了)

第21条 助言又はあっせんの手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じたときに、終了する。

(1) すべての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。

(2) その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。

2 調整委員会は、助言又はあっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告するものとする。

第4節 普及啓発等

(普及啓発)

第22条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消することの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(障害及び障害のある人に関する教育の推進)

第23条 県は、学校において、児童及び生徒が障害及び障害のある人に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

第5節 協議会の設置

第24条 県は、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、県、県民、事業者、市町村、学識経験を有する者等で構成される協議会を組織し、当該協議会が円滑に運営されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第4章 雑則

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第14条、第24条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(この条例の施行のために必要な準備)

2 第10条第1項の規定による地域相談員への業務の委託の手続その他の行為及び第11条第1項の規定による広域専門相談員の委嘱の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成28年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

富山県手話言語条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 手話の普及等（第7条—第16条）

第3章 富山県手話施策推進協議会（第17条）

附則

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、ろう者がその意思や感情等を手や指の動き、表情などにより視覚的に表現する言語である。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。

大正時代以降、音声言語である日本語の使用がより重視されるようになり、発音発語と読話の訓練を中心とする口話法がろう教育に導入される一方、ろう学校における手話の使用は制約されることとなった。しかしながら、ろう者は、言語である手話に誇りを持ち、その理解と普及の促進に取り組んできた。

このような中、平成18年の国際連合総会において、障害者団体の参加の下に、障害者の権利に関する条約が採択され、手話は音声言語と同じく言語であることが国際的に認知されることとなった。我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが規定され、さらに、平成26年には障害者の権利に関する条約が批准された。

また、本県では、平成26年に、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会づくりを進めるため、障害者団体等の意見を踏まえた、障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例を制定し、障害に対する知識や理解を深め、障害を理由とする差別の解消に取り組んできている。今後、法令やこの条例と相まって、手話に対する理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を図ることが必要である。

ここに、ろう者が手話により意思疎通を行う権利が尊重されるとともに、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し共生する富山県づくりを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ろう者 聴覚障害者のうち、手話を言語として使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(2) 手話の普及等 手話に対する理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

（基本理念）

第3条 手話の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を営むために受け継がれてきた言語活動の文化的所産であることについての県民の認識の下に、行われなければならない。

2 手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める手話の普及等に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及等に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村、関係機関及び関係団体（以下「市町村等」という。）と連携し、及び協力して、手話の普及等の促進に努めるものとする。

3 県は、市町村が手話の普及等に関する施策を実施する場合は、当該市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、ろう者及び手話通訳者等（手話通訳者及び手話の普及等に関係する者をいう。以下同じ。）の協力を得るよう努めるものとする。

5 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの除去について必要かつ合理的な配慮をするものとする。

（県民等の役割）

第5条 県民は、基本理念について理解を深めるよう努めるものとする。

2 ろう者及びろう者の団体（以下「ろう者等」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及等の促進に努めるものとする。

3 手話通訳者は、基本理念にのっとり、その職務に係る倫理と知識を保持し、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話通訳に関する技術の向上及び手話の普及等の促進に努めるものとする。

4 手話の普及等に関係する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力

するとともに、手話の普及等の促進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮をするよう努めるものとする。

第2章 手話の普及等

(施策の策定、推進等)

第7条 知事は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話の普及等に関する施策を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項の規定により手話の普及等に関する施策を策定しようとするときは、あらかじめ、第17条の富山県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、第1項に規定する施策の変更について準用する。

4 知事は、第1項に規定する施策の実施状況を公表するものとする。

(相談及び意思疎通の支援体制の整備)

第8条 県は、市町村等と連携して、手話通訳者を派遣し、ろう者、その家族その他の関係者からの相談に応じ、及びろう者等への情報提供を行う拠点施設に対する支援を行うとともに、手話通訳者による意思疎通の支援を受けられる体制の整備を図るものとする。

2 県は、聴覚障害者である乳児又は幼児及びその保護者に対して、手話に関する情報の提供、相談、訓練その他必要な支援を行う体制の整備を図るものとする。

(手話による情報発信等)

第9条 県は、ろう者等が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、手話による情報発信を行うものとする。

2 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を迅速かつ的確に取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、市町村等との連携その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(観光旅行者等への対応)

第10条 県は、ろう者である観光旅行者その他の滞在者が安心して県内に滞在することができるよう、手話の普及等に努めるものとする。

(手話通訳者の確保、養成等)

第11条 県は、市町村等と連携し、手話通訳者及びその指導者の確保及び養成並びに手話通訳に関する技術の向上を図るものとする。

(事業者への支援)

第12条 県は、第6条の規定により手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第13条 県は、市町村等、ろう者等及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等を図るものとする。

2 県は、基本理念について理解を深め、手話に関する技術の向上のための取組を推進するため、その職員が手話に関し学習する機会の確保に努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第14条 県は、聴覚障害者である幼児、児童又は生徒(以下この条において「ろう児」という。)が通学する学校において、当該ろう児が手話を学習し、手話により教育が受けられるよう、当該学校の教職員の手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、ろう児及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供、手話を使用した教育に関する相談その他必要な支援に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、市町村等、ろう者等及び手話通訳者等と協力して、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第15条 県は、ろう者等及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 富山県手話施策推進協議会

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、富山県手話施策推進協議会を置く。

(1) 第7条第2項の規定により知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関し必要な事項について知事に意見を述べること。

2 富山県手話施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

5 用語集（ページは初出を表しています。）

あ行

○アール・ブリュット（P ）【障害福祉課（地域生活）】

「生（き）の芸術」という意味のフランス語で、正規の美術教育を受けていない人が、内面から湧き上がる衝動を既存の芸術に影響を受けていない絵画や造形という手法で表現したものをいいます。

○ICT（情報通信技術）（P ）【障害福祉課（地域生活）】

「Information and Communication Technology」の略称。IT（Information Technology）よりも通信によるコミュニケーションの重要性を強調した言葉で、ネットワーク通信を利用した情報・知識の共有を重要視しています。

○医療的ケア（P ）【障害福祉課（地域生活）】

たんの吸引や経管栄養の注入など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為をいいます。

○インクルーシブ教育システム（P ）【県立学校課】

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みであり、障害のある人が「教育制度一般」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

○うつ病（P ）【健康課（精神保健）】

気分がひどく落ち込んだり何事にも興味が持てなくなったりして強い苦痛を感じ、日常生活に支障が現れるまでになった状態を示します。

基本的な症状として、強い抑うつ気分、興味や喜びの喪失、食欲の障害、睡眠の障害、精神運動の障害、疲れやすさ、気力の減退、強い罪責感、思考力や集中力の低下などがあります。

○エスコートゾーン（P ）【道路課】

道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のことをいいます。

か行

○介護福祉士（P ）【厚生企画課】

「社会福祉士及び介護福祉士法」に位置付けられた介護業務に携わる人の国家資格。具体的には、身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人に対し、その状況に応じた介護を行うことや、介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする人をいいます。

○介助犬（P ）【障害福祉課（地域生活）】

身体障害者補助犬の一種で、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請などの補助を行う犬をいいます。

○基幹相談支援センター（P ）【障害福祉課（自立）】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて「地域移行・地域定着の取組」、「地域の相談支援体制の強化の取組」に係る業務を行うことを目的とする施設です。

○共生型サービス（P ）【障害福祉課（自立）】

介護保険又は障害福祉サービスのいずれかの指定を受けた事業所が、他方の制度の指定を受けやすくするもの。障害のある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするとともに、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、平成30年度に創設されました。

○強度行動障害（P ）【障害福祉課（地域生活）】

自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起きるため、特別に配慮された支援が必要となっている状態をいいます。

○緊急通報手段（ファックス110番、メール110番）（P ）【県警本部（通信指令課）】

聴覚障害者等が、ファクシミリや携帯電話のメール機能を利用して警察への緊急通報を送信するシステムをいいます。

○くらしの安心ネットとやま（P ）【県民生活課】

福祉関係団体、消費者団体等、協力機関（弁護士会等）、行政機関等がネットワークを形成し、最新の消費者被害情報の共有や連携を通じて消費者問題に適切かつ迅速に対応し、被害の未然防止、早期救済を図ることで安全・安心な消費生活の実現を目指す仕組みをいいます。

○グループホーム・共生型グループホーム（P ）【障害福祉課（自立）】

障害のある人が相談や日常生活上の援助等を受けながら共同生活を行う住居をいいます。

○ケアネット活動（P ）【厚生企画課】

一人暮らしの高齢者や障害のある人などの地域の要支援者一人一人に、地域住民自らがチームを結成し、見守りや声かけ、買物代行等の個別支援を行う活動をいいます。

○ケアマネジャー（介護支援専門員）（P ）【高齢福祉課】

要介護者等の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う人をいいます。

○高次脳機能障害（P ）【障害福祉課（管理）】

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害をいいます。これに起因して日常生活又は社会生活への適応が困難となる場合があります。

○合理的配慮（P ）【障害福祉課（管理）】

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったときに、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことをいいます。

○コミュニケーションボード（P ）【県警本部（地域企画課）】

話し言葉によるコミュニケーションが困難な人に対し、文字やイラストなどを指で示すことで、意思の疎通を支援するためのボードをいいます。

○コミュニティー・ソーシャルワーカー（P ）【厚生企画課】

地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行うとともに、新たなサービスの開発や公的制度との関係を調整する、社会福祉に関する知識を有した専門職です。

さ行

○視覚障害者誘導用ブロック（P ）【障害福祉課（地域生活）】

視覚障害のある人に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいいます。「点字ブロック」ともいいます。

○児童発達支援センター（P ）【障害福祉課（地域生活）】

障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う施設をいいます。

○社会に学ぶ「14歳の挑戦」（P ）【小中学校課】

中学2年生が、5日間学校外で職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に参加することにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、生涯にわたってたくましく生き抜く力を身につける本県独自の取組をいいます。

○社会福祉士（P ）【厚生企画課】

「社会福祉士及び介護福祉士法」に位置付けられた介護業務に携わる人の国家資格。具体的には、身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする人をいいます。

○周産期母子医療センター（P ）【健康課（母子・歯科）】

出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度で専門的な医療を提供する医療機関であり、二次医療圏ごとに1つ以上、計6つの医療機関が指定されています。

○重症心身障害児者（P ）【障害福祉課（地域生活）】

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児者をいいます。

○重症心身障害児（者）レスパイトサービス事業（P ）【障害福祉課（地域生活）】

在宅の重症心身障害児者に集団交流の機会を提供することにより、家族を一時的に介護から解放し、日頃の介護による心身の疲れの回復を図る事業です。

○住宅性能表示制度（P ）【建築住宅課】

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、国土交通大臣が指定する第三者機関が住宅の性能（構造の安全、火災時の安全、劣化の軽減、温熱環境など）を評価し、項目ごとに等級で表示する制度をいいます。

○就労継続支援事業所（P ）【障害福祉課（自立）】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対し就労の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供する事業所をいいます。

○手話通訳者（P ）【障害福祉課（地域生活）】

手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び技術基本を習得している者をいいます。また、手話通訳の技能を持つ人の総称として、手話通訳士、手話奉仕員を含む意味で使用される場合もあります。

○障害児通所支援（P ）【障害福祉課（地域生活）】

児童福祉法に規定されている「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「居宅訪問型児童発達支援」及び「保育所等訪問支援」の総称です。

○障害児等療育支援事業（P ）【障害福祉課（地域生活）】

在宅障害児者のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障害児者施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障害児者及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業をいいます。

○障害者雇用納付金制度（P ）【労働政策課】

障害者雇用率未達成の民間企業（常用雇用労働者数100人超）から納付金を徴収するとともに、一定水準を超えて障害のある人を雇用している民間企業に対して、障害者雇用調整金、報奨金を支給するものです。

○障害者雇用率（P ）【労働政策課】

障害者の雇用の促進等に関する法律によって定められた身体・知的・精神障害者の雇用割合をいいます。

○障害者週間（P ）【障害福祉課（管理）】

障害者基本法において、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日から9日までの1週間を障害者週間と定め、国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされています。

○障害者就業・生活支援センター（P ）【労働政策課、障害福祉課（自立）】

就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象として、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を一体的に実施しています。

○障害者職業センター（P ）【労働政策課、県立学校課】

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」が運営する施設で、ハローワーク等の関係機関と緊密な連携を図り、障害のある人及び事業主に対する専門的な相談・援助、障害のある人の職業支援に携わる地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助を行っています。

○障害者スポーツ指導員（P ）【障害福祉課（管理）】

障害者スポーツの普及・啓発を推進する者をいい、（公財）日本障がい者スポーツ協会の公認資格として初級・中級・上級の3種類の資格区分があります。

○障害者スポーツ審判員（P ）【障害福祉課（管理）】

一般競技とルールが異なる障害者スポーツについての審判を行う者をいいます。

○障害者110番（P ）【障害福祉課（地域生活）】

一般社団法人富山県手をつなぐ育成会に常設相談窓口を設置し、障害のある人の権利擁護に関する相談等を受け付ける事業で、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関への依頼を行っています。[TEL 076-441-7214、FAX 076-441-7255]

○障害者用駐車スペース（P ）【障害福祉課（地域生活）】

車の乗り降りに広いスペースが必要な車椅子使用者等のために、施設の入り口に近い箇所に比較的広いスペースを設けた駐車スペースのことをいいます。

○障害児わくわく子育て支援事業（P ）【障害福祉課（地域生活）】

特別支援学校等に通学している障害のある子どもに対し、放課後や長期休暇中の遊び等の場を設けて、障害のある子どもの主体性や社会性を育成するとともに、保護者の介護の負担を軽減することを目的とする事業をいいます。

○障害のある人の人権を尊重し県民皆が共いきいきと輝く富山県づくり条例（P ）【障害福祉課（管理）】

障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）と相まって、全ての障害のあ

る人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする条例です。平成28年4月1日から施行しています。

○障害福祉サービス等情報公表制度（P ）【障害福祉課（自立）】

事業者が障害福祉サービスの内容等を都道府県等へ報告し、都道府県知事等が報告された内容を公表することで利用者が良質なサービスができるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る制度のことをいいます。

○障害保健福祉圏域（P ）【障害福祉課】

障害者施策について、地域的に均衡のとれた施設配置や効果的な施設展開を実現するため、4つの障害保健福祉圏域（富山、高岡、新川、砺波）を設定しています。

○触手話（P ）【障害福祉課（地域生活）】

盲ろう者とのコミュニケーション方法の一つで、送り手のする手話に受け手が触れて、内容を読み取る方法をいいます。

○ジョブコーチ（職場適応援助者）（P ）【労働政策課】

障害のある人が職場の環境、職務、人間関係等に慣れていけるよう、また、企業が障害のある人本人の特性や配慮事項を理解した上で雇用管理や技術指導を行えるよう、職場訪問を通じて、障害のある人と企業への助言・提案を一体的に行います。

○心身障害者扶養共済制度（P ）【障害福祉課（管理）】

心身障害者の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、当該保護者が死亡し、又は重度障害となったとき、当該心身障害者に終身一定額の年金を支給する制度をいいます。

○身体障害者相談員（P ）【障害福祉課（管理）】

身体障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う者をいいます。社会的信望があり、かつ、身体障害者の更生援護に熱意と識見を持っている者に市町村が委託します。

○身体障害者手帳（P ）【障害福祉課（管理）】

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する手帳です。手帳の交付を受けるには、知事が指定する専門医（指定医）の診断書と写真を添えて居住地の市福祉事務所、町村障害福祉担当課に申請することが必要です。

○身体障害者補助犬（P ）【障害福祉課（地域生活）】

身体障害者補助犬法に規定している「盲導犬」、「介助犬」及び「聴導犬」の総称です。公共施設、公共交通機関、不特定多数が利用する施設、障害のある人を雇用する事業所では、身体障害者による身体障害者補助犬の同伴を拒んではならないとされています。

○生活介護事業所（P ）【障害福祉課（自立）】

障害福祉サービス事業所の一つで、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う事業所をいいます。

○生活福祉資金貸付（P ）【厚生企画課、障害福祉課（管理）】

低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、自立した生活が送れるように必要な資金の貸付けを行う制度です。資金の種類には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金があります。富山県社会福祉協議会が実施しています。

○政策目的随意契約制度（P ）【障害福祉課（自立）】

国及び地方公共団体の契約は、競争入札によることが原則とされていますが、障害福祉等の増進といった一定の政策目的を達成するために必要な場合には、随意契約により契約を締結することがで

きるとされています。県においても、この規定に基づき障害者支援施設等からの優先調達に取り組んでいます。

○**精神科救急情報センター**（P ）【健康課（精神保健）】

緊急の精神科医療相談を希望される方を対象に、24時間いつでもご相談をお受けするほか、必要に応じて医療機関をご案内します。[TEL 076-433-3996]

○**精神障害者保健福祉手帳**（P ）【健康課（精神保健）】

精神保健福祉法に基づき交付され、手帳の交付を受けた者に対して、各種の支援策を講じることに より、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。手帳の交付を受けるには、申請書に医師の診断書又は障害年金の年金証書の写し、本人の写真を添えて居住地の市町村役場に申請することが必要です。

○**成年後見制度**（P ）【障害福祉課（地域生活）】

認知症高齢者等判断能力が不十分な人を支援し、その人の権利を守るため、財産管理や身上監護(医療契約、住居に関する契約、介護契約)を代理権等が付与された成年後見人等が行う制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、判断能力が不十分な状態になったときに備えてあらかじめ本人が後見人を選ぶ「任意後見」があります。

○**性暴力被害ワンストップ支援センターとやま**（P ）【防災・危機管理課】

性犯罪・性暴力被害の直後から、相談・カウンセリング等の心理的支援、医療支援、関係機関への同行支援など総合的な支援を可能な限り1箇所で開催する施設。早期に被害者の心身の負担を軽減し、健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進と被害の潜在化防止を目的としています。[TEL 076-471-7879 (24時間対応)]

○**赤外線補聴システム**（P ）【障害福祉課（地域生活）】

赤外線を用いて難聴者等のコミュニケーションを支援するシステムです。マイク等からの入力音声 をFM変調し、赤外線に変換して放射された情報を専用の赤外線レシーバーで受信することにより、明瞭な音声を聞くことができます。

○**総合的な学習の時間**（P ）【保健体育課】

変化の激しい社会に対応して自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとした学習の時間をいいます。

た行

○**短期入所（ショートステイ）**（P ）【障害福祉課（自立）】

障害福祉サービスの一つで、居宅において障害児者の介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等へ障害児者を短期間入所させて、入浴、排せつ又は食事の介護等の支援を行うものです。

○**地域活動支援センター**（P ）【障害福祉課（管理）】

障害のある人に創作的活動、生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。市町村が実施する地域生活支援事業のひとつです。

○**地域共生型福祉拠点**（P ）【厚生企画課】

高齢者や障害（児）者等が住み慣れた地域で快適に暮らし続けられるよう、年齢や障害の有無にかかわらずサービスを提供する富山型デイサービス(共生型サービス)を行う事業所などをいいます。

○**地域貢献型事業（コミュニティビジネス）**（P ）【経営支援課】

地域住民が主体となって、地域が抱える福祉、教育等の課題をビジネスの手法を用いて解決する取り組み。また、地域にある労働力、原材料、ノウハウ、技術といった資源を活用することにより、そ

の地域の再生にも資するものをいいます。

○地域自立支援協議会（P ）【障害福祉課（自立）】

市町村又は障害保健福祉圏域単位において構成され、関係機関等が障害のある人の支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する組織をいいます。

○地域精神保健福祉推進協議会（P ）【健康課（精神保健）】

各厚生センターに設置されており、地域住民の精神保健福祉に関する知識の普及啓発や精神障害者の自立と社会参加に対する理解を深め、その協力・支援のための基盤づくりを進める組織をいいます。

○地域包括ケアシステム（P ）【高齢福祉課】

住み慣れた地域において、支援が必要な高齢者等が自立した生活を送ることができるよう介護・医療・住まい・見守り等の総合的な体制を、住民参加を得ながら地域社会全体で支える仕組みのこと。

○知的障害者相談員（P ）【障害福祉課（管理）】

知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行う者をいいます。社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に市町村が委託します。

○聴導犬（P ）【障害福祉課（地域生活）】

身体障害者補助犬の一種で、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声などの情報を伝え、必要に応じて音源への誘導を行う犬をいいます。

○通級による指導（P ）【県立学校課】

小・中学校等において、通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を特別な指導の場で行うもの。言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象としています。高等学校は平成30年度より制度化されました。

○低床車両、低床バス（P ）【総合交通政策室】

床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバスをいいます。

○点字図書（P ）【障害福祉課（地域生活）】

視覚障害のある人のために点字などで記述された図書をいいます。

○点訳奉仕員（P ）【障害福祉課（地域生活）】

点字図書の増冊、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動等に協力する者をいいます。

○統合失調症（P ）【健康課（精神保健）】

統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患です。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障害を受ける（生活の障害）という特徴を併せもっています。

○同行援護（P ）【障害福祉課（地域生活）】

障害福祉サービスの一種で、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行うものです。

○特別支援学級（P ）【県立学校課】

小・中学校等において、障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育

を行うもの。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害を対象としています。

○特別支援学校（P ）【県立学校課】

障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象としています。

○特例子会社制度（P ）【労働政策課】

事業主が障害のある人の雇用に特別に配慮した子会社を設立した場合、一定の要件の下に子会社の労働者を実雇用率の算定において、親事業主の雇用されているものとして取り扱う制度です。

○富山型デイサービス（P ）【厚生企画課】

年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害のある人、子どもなど誰もが住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気の中で、きめ細かなケアが受けられる小規模なデイサービスをいいます。

○富山県依存症相談支援センター（P ）【健康課（精神保健）】

平成30年5月に富山県心の健康センター内に設置。アルコール等の依存症について本人及び家族からの相談や関係機関との一層の連携促進に関する事業を実施しています。[TEL 076-461-3957]

○富山県介護実習・普及センター（P ）【厚生企画課】

介護実習などを通じて、県民への介護知識・技術の普及を図るとともに、福祉用具・福祉機器、介護用品の展示、相談、情報提供等により、高齢者等の自立した在宅生活を支援する機関。富山県社会福祉協議会に設置。

○富山県健康・福祉人材センター（P ）【厚生企画課】

社会福祉法に基づく都道府県福祉人材センターとして、平成3年7月に富山県社会福祉協議会に設置。福祉人材無料職業相談をはじめ、福祉現場説明会や講習会の開催等、福祉人材の確保や定着に関する様々な事業を実施しています。

○富山県高次脳機能障害支援センター（P ）【障害福祉課（管理）】

高次脳機能障害者又はその家族を支援するため、相談支援や高次脳機能障害に係る普及啓発及び研修を行います。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内に設置しています。

○富山県工賃向上支援計画（P ）【障害福祉課（自立）】

障害者就労支援事業所が工賃向上に向けた取り組みを推進することにより、障害のある人が地域で自立した生活を送れるように支援するために、県の工賃向上に資する具体的な方策等を定めた計画をいいます。

○富山県歯科保健医療総合センター（P ）【医務課】

地域歯科医療機関では対応が困難な障害のある方々に対する歯科診療、障害児（者）施設や支援学校への訪問による健康教育やブラッシング指導、休日等の救急歯科診療を実施しています。

○富山県手話言語条例（P ）【障害福祉課（地域生活）】

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与することを目的とする条例です。平成30年4月1日から施行しています。

○富山県手話施策推進協議会（P ）【障害福祉課（地域生活）】

県における手話の普及等に関する施策や、富山県手話言語条例の施行に関し必要な事項について知事に意見を述べることを目的として、同条例により設置された組織です。

○富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会（P ）【障害福祉課（管理）】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者の虐待防止、障害者虐待を受けた障害者の保護、自立の支援や養護者に対する適切な支援などを行うため設置されている組織です。

○富山県障害者芸術活動支援センター（P ）【障害福祉課（地域生活）】

障害者の芸術活動のさらなる振興を図るため、平成30年7月に開所されました。アール・ブリュット等に関する展覧会のほか、人材育成のための研修や事業所等に対する相談支援等を実施しています。事務局は特定非営利活動法人障害者アート支援工房ココペリ内に設置しています。

○富山県障害者権利擁護センター（P ）【障害福祉課（管理）】

障害者虐待の通報・相談の窓口として（福）富山県社会福祉協議会に設置しています。〔TEL：076-432-2950（24時間対応）〕

各市町村にも障害者虐待の通報・相談窓口として「障害者虐待防止センター」が設置されています。

○富山県障害者施策推進協議会（P ）【障害福祉課（管理）】

障害者計画の策定・変更に際して意見を述べ、また、県における障害者施策の総合的かつ計画的な推進及び行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、条例により設置されている組織です。学識経験者、障害のある人及び障害者福祉関係事業従事者等の委員20名で構成されています。

○富山県地域生活定着支援センター（P ）【厚生企画課】

高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年院等）退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める施設。本県では、平成23年10月に済生会富山病院内に設置しています。

○富山県難病相談支援センター（P ）【健康課（感染症・疾病）】

難病の患者の療養生活に関する各般の問題について難病の患者及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行い、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的とする施設です。

○富山県発達障害者支援センター（P ）【障害福祉課（地域生活）】

発達障害を有する児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた切れ目のない支援等を行います。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内に設置しています。

○富山県民福祉条例（P ）【厚生企画課】

少子・高齢社会への対応や高齢者、障害のある人等の自立と社会参加を積極的に進めていくため平成8年に制定。この条例に定める基本理念に基づき、様々な福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

○富山県福祉人材確保対策会議（P ）【厚生企画課】

福祉・介護ニーズの増大や多様化・高速化に対応し、将来にわたって福祉・介護ニーズに適確に対応できる人材を安定的に確保することを目的として、平成20年に設置。関係機関・団体が連携して、情報を共有しながら、有効な方策を検討しています。

○富山県ひきこもり地域支援センター（P ）【健康課（精神保健）】

ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として、ひきこもりの状態にある本人や家族の相談に応じるとともに、ひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワークの構築やひきこもり対策に必要な情報を広く提供するひきこもり支援の拠点。富山県心の健康セ

ンターに設置しています。[〒939-8222 富山市蛭川459-1 TEL076-428-0616]

○富山県民福祉推進会議（P ）【厚生企画課】

高齢者、障害のある人を含むすべての県民が互いに支えあい、幸せに生きる福祉社会の実現を目指して平成9年に設置。福祉フォーラムの開催など、福祉に関する啓発活動等を実施。県民総参加による福祉活動の推進のため、県内各界各層の代表から構成されています。

○とやまパープルリボンキャンペーン（P ）【少子化対策・県民活躍課】

国における「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年 11/12～11/25）と呼応し、同期間に県で実施するDV防止啓発事業のことをいいます。男女が互いの人権を尊重しあい、暴力を許さないという意識を徹底し、多くの県民にDVに関する情報が届くよう街頭啓発活動やパープル・ライトアップなどを実施しています。

な行

○難病（P ）【健康課（感染症・疾病）】

発症の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とするものです。

○二次障害（P ）【医務課】

本来抱えている様々な障害特性を一時障害と捉えたと、環境やかかわりに起因する適応困難な状態は二次障害と捉えられます。二次障害を起こさせないような予防的対応を常に意識しておくことが重要です。

○日常生活自立支援事業（P ）【厚生企画課】

判断能力が不十分な高齢者や障害のある人等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活を送ることができるよう、市町村社会福祉協議会が本人との契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業です。

○日常生活用具の給付制度（P ）【障害福祉課（自立）】

日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等（政令に定める疾病に限る。）に対し、特殊寝台、点字機、ストーマ装具等、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により福祉の増進に資することを目的とした事業です。

○日中一時支援（P ）【障害福祉課（自立）】

障害児者の日中における活動の場を確保し、障害児者の家族の就労支援及び障害児者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

○認知症疾患医療センター（P ）【高齢福祉課】

認知症の速やかな鑑別診断や行動・心理状態(BPSD)と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等の役割を担う専門医療機関をいいます。

○農福連携（P ）【障害福祉課（自立）】

障害のある人の工賃向上や働く場の確保、農業の担い手不足の解消などを図るため、農業者と福祉団体が連携して、障害者等の農業分野での就労を支援する取組をいいます。

は行

○パーキングパーミット制度（P ）【厚生企画課】

駐車場の施設管理者の協力の下、行政が障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲を決めるとともに、申請のあった方に対し、利用証を交付することで、障害者等用駐車区画の適正利用を促進する制度です。

○発達障害児（者）（P ）【障害福祉課（地域生活）】

自閉症、アスペルガー症候群などを含む広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳に何らかの機能障害があり、認知や言語、運動、社会的な能力技術の獲得にかたよりや遅れがある児者をいいます。

○発達障害者支援地域協議会（P ）【障害福祉課（地域生活）】

発達障害に係る関係者等が、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する組織です。平成28年の発達障害者支援法の改正により、都道府県及び政令指定都市での設置が規定されました。

○バリアフリー（P ）【障害福祉課】※関係課多数のため

障害のある人、高齢者、妊婦や子ども連れの人々が社会生活をしていく上での物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁（バリア）を取り除くとともに、新しいバリアを作らない考え方をいいます。

○避難行動要支援者（P ）【厚生企画課】

高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者等のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難を確保するため、特に支援を必要とする人のことです。

○ピアサポーター、ピア・フレンズ、ピアカウンセリング（P ）【健康課（感染症・疾病）】

当事者やその家族が、ピア（仲間）として、同じ問題を抱える人の悩みや不安などを共有し、共に考え、支援（サポート）を行うものです。

○ヒアリンググループ（P ）【障害福祉課（地域生活）】

難聴者の聞こえを支援する設備で、磁界を発生させるループアンテナを床などに輪のように敷設することにより、そのループアンテナが音声を磁気に変え、その磁気を補聴器や受信機が音声信号として受信することにより、音声として聴くことができるというものです。

○福祉サービス第三者評価制度（P ）【厚生企画課】

事業者の提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することで、事業者自らが事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果を利用者に情報提供し、適切なサービスが選択できるようにすることを目的とした制度です。

○福祉タクシー（P ）【総合交通政策室、厚生企画課】

福祉タクシーとは、道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことをいいます。

○福祉のまちづくり（P ）【厚生企画課】

県民一人一人が互いに支えあい、協働しながら一体となって、ハード・ソフト両面における取組みを行うことにより、人に優しい安全で安心なまちづくりを推進することをいいます。

○福祉避難所（P ）【厚生企画課】

災害発生時に、一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障害のある人等の方々が特別な配慮を受けられる二次的避難所（社会福祉施設や学校の教室などの福祉避難スペース等）のことです。

○福祉用具（P ）【厚生企画課】

障害のある人の生活、学習、就労と高齢者の生活や介護・介助の支援のための用具又は機器。障害のある人等の生活の質の向上と自立促進を目的とします。

○ふれあいコミュニティ・ケアネット21 (P) 【厚生企画課】

小地域（概ね小学校区）を単位として、乳幼児からお年寄りまでの要支援者一人ひとりを対象に、その地域住民と医療、保健、福祉関係者が一体となり、見守りや話し相手など制度化されていないサービスを提供し、だれもが地域の中で孤立することなく、安心して生活できる福祉のまちづくりを進めようとするものです。

○ヘルプマーク (P) 【障害福祉課（管理）】

義足や人工関節使用者、内部障害や難病、妊娠初期など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより周囲に支援を必要としていることを知らせるマークです。本県では、平成30年7月から県や各市町村の障害福祉担当課等で配付しています。

○放課後等デイサービス (P) 【障害福祉課（地域生活）】

障害福祉サービス等の一種で、障害のある子どもに対し、放課後や休日等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うものです。

○法定雇用率 (P) 【労働政策課】

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、民間企業、国、地方公共団体等の事業主に対し、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率以上になるよう義務付ける制度です。

○ホームヘルプサービス (P) 【障害福祉課】

障害福祉サービスの一つで、在宅の障害のある人の家庭をホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事などの生活全般にわたる援助を行うものです。

○訪問看護ステーション (P) 【高齢福祉課】

病気や障害を持った人が住み慣れた地域や自宅で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師等が生活の場へ訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行う事業所。

○補装具 (P) 【障害福祉課（自立）】

身体障害者、身体障害児及び難病患者等（告示に定める疾病に限る。）の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、義肢、装具、車いすなど厚生労働大臣が定めるものをいいます。

○ボランティアサポーター (P) 【少子化対策・県民活躍課】

ボランティア活動をやってみたい人やすでにボランティア活動に参加している人に対し、自分自身のボランティア体験を活かして相談や助言等を行い、ボランティア活動の推進に協力するため市町村社会福祉協議会から委嘱された人で、地域のボランティア活動の推進役。

ま行

○民生委員・児童委員 (P) 【厚生企画課】

厚生労働大臣から委嘱され、市町村の区域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことなどにより、社会福祉の増進に努める方々。身分は特別職の地方公務員とされ、民生委員は児童委員を兼ねるものとされています。

○メンタルヘルスサポーター (P) 【健康課（精神保健）】

精神障害者からの相談に応じ、又は心の健康に関する普及啓発を行う心の健康づくりのボランティアをいいます。

○盲導犬 (P) 【障害福祉課（地域生活）】

身体障害者補助犬の一種で、視覚障害のある人が安全に歩行できるよう、障害物を避けたり、段差や角を教えたりするなど、歩行の補助をする犬をいいます。

○盲ろう者向け通訳・介助員（P ）【障害福祉課（地域生活）】

視覚障害と聴覚障害の重複障害者である盲ろう者の生活及び支援のあり方について理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識を習得している者をいいます。

や行

○ユニバーサルデザイン（P ）【障害福祉課】

「全ての人々のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインする考え方。対象を障害のある人や高齢者等に限定していない点が、「バリアフリー」とは異なります。

○ユニバーサルデザインタクシー（P ）【総合交通政策室】

車いすのままでの乗降や、補助ステップや握りやすい手すり等による安全でスムーズな乗降ができるなど、身体障害者や、高齢者、妊産婦、子供連れの人といった様々な人が利用できる構造となっているタクシー車両をいいます。

○指点字（P ）【障害福祉課（地域生活）】

盲ろう者とのコミュニケーション方法の一つで、盲ろう者の指を点字タイプライターの6つのキーに見立てて、左右の人差し指から薬指までの6指に直接打つ方法をいいます。

○要支援者名簿（P ）【厚生企画課】

市町村が作成する避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、支援が必要な理由などをまとめた名簿のことです。

○要約筆記（P ）【障害福祉課（地域生活）】

聴覚障害のある人に対する情報保障の方法の一つで、聴覚障害のある人に話の内容、会議・講義の内容などをリアルタイムで文字通訳することをいいます。

○要約筆記者（P ）【障害福祉課（地域生活）】

要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得している者をいいます。

ら行

○療育手帳（P ）【障害福祉課（地域生活）】

療育手帳制度要綱に基づき交付され、知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的とした手帳です。手帳の交付を受けるには、写真を添えて居住地の市福祉事務所、町村障害福祉担当課に申請することが必要です。

○レスパイト（P ）【障害福祉課（地域生活）】

「一時休止」、「休息」、「息抜き」という意味を持ち、障害のある人等を日常的に介護している家族等が、心身を癒すため一時的に介護を離れることをいいます。

○朗読奉仕員（P ）【障害福祉課（地域生活）】

録音図書の増冊・普及に協力するほか、広報活動、文化活動などに協力する者をいいます。

○朗読図書（P ）【障害福祉課（地域生活）】

視覚障害のある人のために内容を音声で収録した図書をいいます。「声の図書」ともいいます。

富山県厚生部障害福祉課

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
TEL076-444-3211 FAX076-444-3494